北海道文教大学大学院
〒061-1449 北海道恵庭市黄金中央5丁目196番地の1　TEL. 0123-34-0019（代）

2022 大学院学生便覧

北海道文教大学大学院

2022 大学院学生便覧

北海道文教大学大学院

目　次

1．担当窓口一覧…… 1
2．教務事項…… 2
3．大学院の教育理念・人材養成の目的等…… 3
北海道文教大学大学院学則…… 4
北海道文教大学学位規程…… 18
北海道文教大学大学院長期履修学生に関する規程…… 21
北海道文教大学大学院ティーチング・アシスタント規程…… 25
北海道文教大学学費等の納付に関する取扱内規…… 27
北海道文教大学大学院長期履修学生の学費等納付に関する取扱規程…… 32
北海道文教大学除籍・復籍に関する取り扱い内規…… 37
北海道文教大学ソーシャルメディアガイドライン…… 40
北海道文教大学無線LAN利用ガイドライン…… 42
北海道文教大学障がいのある学生に関する基本方針…… 44
学校法人鶴岡学園ハラスメント防止ガイドライン…… 45
学校法人鶴岡学園ハラスメント防止等に関する規程…… 49
学校法人鶴岡学園ハラスメント防止等に関する細則…… 52
学校法人鶴岡学園構内交通規程…… 55
4．施設の概要…… 58

グローバルコミュニケーション研究科
教育研究上の目的および3つのポリシー…… 81
言語文化コミュニケーション専攻修士課程　2022年度授業科目…… 82
修士学位修了までのスケジュール…… 83
ティーチング・アシスタント選考基準内規…… 84
学位論文作成要領…… 85
学位論文に関する取扱細則…… 87
修士論文の審査体制と認定・評価基準について…… 95

健康栄養科学研究科

健康栄養科学研究科の特色・理念と目的・教育内容と養成する人材…… 99
３つのポリシー……101
大学院の履修について……102
授業科目および担当教員……104
修士修了までのスケジュール……105
規程・細則等……106

リハビリテーション科学研究科

研究科の特色・教育研究上の理念と目的……121
修士課程の教育内容と養成する人材……122
３つのポリシー……122
大学院の履修について……124
授業科目および担当教員……125
学位論文審査の流れ（修士修了までのスケジュール表）……126
ティーチング・アシスタント選考基準内規……127
学位論文に関する取扱細則……128
学位論文作成要領……136

こども発達学研究科

研究科の特色・教育研究上の理念と目的及び教育内容と養成する人材……141
３つのポリシー……142
大学院の履修について……143
授業科目および担当教員……147
ティーチング・アシスタント選考基準内規……148
学位論文に関する取扱細則……149
学位論文作成要領……157
修士論文の審査体制と認定・評価基準に関する申し合わせ……159

1．担当窓口一覧

こんなとき	担当の窓口
1．授業に関すること (1)　カリキュラムや時間割のこと (2)　履修登録のこと (3)　学位のこと (4)　入学、転学、卒業などの身分のこと (5)　教員免許や各種資格認定のこと (6)　オリエンテーションや研修のこと	教務課の窓口 （本館１階事務室） tel：0123-34-0012
1．学生生活に関すること (1)　学生証、学割証、定期券のこと (2)　休学・復学・退学等、学籍に関すること (3)　各種奨学金のこと (4)　授業料などの減免のこと (5)　遺失物や拾得物のこと (6)　住所変更や改姓のこと (7)　学生教育研究災害傷害保険のこと (8)　アルバイトのこと (9)　アパート等の物件探しのこと (10)　自動車や自転車通学のこと (11)　各教室の使用のこと (12)　体育館やグラウンド使用のこと (13)　サークルなど課外活動のこと (14)　障がい学生支援について	学生課の窓口 （本館１階事務室） tel：0123-34-0011
1．協定校や提携校への留学のこと 2．外国人留学生の入国管理局への手続のこと 3．海外の大学のこと	国際交流室の窓口 （１号館１階）
1．就職の指導や斡旋のこと 2．求人開拓のこと 3．就職希望者の登録や推薦書等の発行のこと 4．就職資料の作成や配布のこと	就職課の窓口 （１号館１階）
1．授業料の納付に関係すること	会計課の窓口 （本館１階事務室）
1．図書館に関すること	図書課の窓口 （図書館カウンター）
1．入学者選抜試験のこと 2．入試広報のこと 3．学生募集のこと 4．オープンキャンパスについて	入試広報課の窓口 （本館１階事務室）

2．教務事項

1）講義要項（シラバス）

大学ホームページを参照してください。

2）授業時間について

1講時は90分です。

1講時	9：00〜10：30
2講時	10：40〜12：10
3講時	13：00〜14：30
4講時	14：40〜16：10
5講時	16：20〜17：50
6講時	18：00〜19：30
7講時	19：40〜21：10

ただし、時間割以外に授業が行われることもあります。

3）履修登録について

⑴　科目の履修の選定にあたっては、指導教員の指示を受けた上で科目を履修してください。
⑵　院生は毎年度始めに配付される大学院履修届に、その年度に履修使用とする科目を記入し、所定の期日までに登録しなければなりません。
⑶　履修した科目をやめる場合は、速やかに履修取り消し届けを提出しなければなりません。

4）成績について

⑴　前年度履修した科目の成績は、新年度の授業開始前に院生に配付します。
⑵　成績評価は、AA（秀）、A（優）、B（良）、C（可）、D（不可）で表記し、AA（秀）、A（優）、B（良）、C（可）を合格とし、D（不可）を不合格とします。

3．大学院の教育理念・人材養成の目的等

大学院（学則第１条）

高度にして専門的な学術の理論並びに応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養い、もって文化の進展と世界の平和に寄与できる人材を養成することを目的とする。

グローバルコミュニケーション研究科（学則第３条２項）

言語と文化の専門教育を総合化する教育によって、地域社会と国際社会にとって有用な幅広い専門的知識と技術を養い、高度な言語運用能力と国際感覚を持ち、国際社会の中で主体的に行動できる人材を養成する。

言語文化コミュニケーション専攻（学則第５条２項）

英語、中国語、日本語の言語コミュニケーション能力を基盤に、英米文化、中国文化、日本文化を人文・社会科学的分野から研究を行い、多様な文化交流を多元的視点から実践的・理論的手法で理解を深めることにより、国際社会において活躍できる語学力と国際感覚を備えた人材及び英語、中国語、日本語の言語コミュニケーションの実践教育により、知識と技術を身に付け、翻訳業務をはじめ国際ビジネスや語学教育で活躍する高度な言語運用能力を備えた職業人を養成する。

健康栄養科学研究科（学則第３条３項）

幼児期のプライマリーヘルスケアから、児童生徒、青年期並びに疾病予防と健康増進、介護予防を課題とする壮年期、高齢期に対する健康栄養について、科学的な根拠に基づき対処ができる高度な知識や技術を有する人材を養成する。

健康栄養科学専攻（学則第５条３項）

健康栄養及び食品安全において食と栄養を幼児から高齢者まで、個人あるいは集団の人間生活全体としてとらえ、運動、体力、栄養管理・指導方法、食の安全及び食品衛生指導方法を総合的に研究し、より広い視野からの科学的な教育研究活動の展開を通じて高い専門性を有し、健康栄養関連分野でのリーダーとして貢献できる実践的な即戦力を有する高度専門職業人を養成する。

リハビリテーション科学研究科（学則第３条４項）

長寿で豊かな未来社会を拓くため、リハビリテーション関連領域において障害の予防や障害のある人の社会参加及び地域生活を支援するため、高い専門性と優れた実践力を持った高度専門職業人を養成する。

リハビリテーション科学専攻（学則第５条４項）

医療や介護におけるリハビリテーションサービスの需要に対する治療の費用対効果や科学的な根拠に基づいた治療法、メンタルヘルスなど学際的連携を図りながら研究し、チーム医療が進む中でその専門性を発揮できる指導的立場の人材や、社会変革に伴うリハビリテーションサービスを行うための柔軟な思考力や実践力を持った高度専門職業人を養成する。

こども発達学研究科（学則第３条５項）

今日の家庭や地域社会の変化に伴うこどもの実態とニーズの多様化に対応し、こどもの成長・発達にむけた的確な教育・支援を実現するための教育研究を推進し、高度の教育実践力量を有する保育者・教育者を養成することを目的とする。

こども発達学専攻（学則第５条５項）

創意ある実践を実現するための教育研究の展開と幼児期と児童期の連続性及び一般のこどもと障がいを有するこどものインクルージョンに関する教育研究の展開の達成を通じて、今日の幼児期・学童期の教育・保育の現場において求められる多様なニーズを有する幼児・児童の発達支援に精通した、より高度な実践力を備えた幼児教育・学校教育の実践者を養成する。

北海道文教大学大学院学則

（平成14年12月19日　則　第37号）

第1章　総　　則

（目　　的）

第1条　北海道文教大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、高度にして専門的な学術の理論並びに応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養い、もって文化の進展と世界の平和に寄与できる人材を養成することを目的とする。

（自己点検及び評価）

第2条　本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2　自己点検及び評価に関する事項については、別に定める。

第2章　組　　織

（研 究 科）

第3条　本学大学院に、次の研究科を置く。

グローバルコミュニケーション研究科
健康栄養科学研究科
リハビリテーション科学研究科
こども発達学研究科

2　グローバルコミュニケーション研究科は、言語と文化の専門教育を総合化する教育によって、地域社会と国際社会にとって有用な幅広い専門的知識と技術を養い、高度な言語運用能力と国際感覚を持ち、国際社会の中で主体的に行動できる人材を養成する。

3　健康栄養科学研究科は、幼児期のプライマリーヘルスケアから、児童生徒、青年期並びに疾病予防と健康増進、介護予防を課題とする壮年期、高齢期に対する健康栄養について、科学的な根拠に基づき対処ができる高度な知識や技術を有する人材を養成する。

4　リハビリテーション科学研究科は、長寿で豊かな未来社会を拓くため、リハビリテーション関連領域において障害の予防や障害のある人の社会参加及び地域生活を支援するため、高い専門性と優れた実践力を持った高度専門職業人を養成する。

5　こども発達学研究科は、今日の家庭や地域社会の変化に伴うこどもの実態とニーズの多様化に対応し、こどもの成長・発達にむけた的確な教育・支援を実現するための教育研究を推進し、高度の教育実践力量を有する保育者・教育者を養成することを目的とする。

（課　　程）

第4条　各研究科に、修士課程を置く。

（専　　攻）

第5条　各研究科の修士課程に、次の専攻を置く。

グローバルコミュニケーション研究科
　言語文化コミュニケーション専攻
健康栄養科学研究科
　健康栄養科学専攻
リハビリテーション科学研究科
　リハビリテーション科学専攻
こども発達学研究科
　こども発達学専攻

2　言語文化コミュニケーション専攻は、英語、中国語、日本語の言語コミュニケーション能力を基盤に、英米文化、中国文化、日本文化を人文・社会科学的分野から研究を行い、多様な文化交流を多元的視点から実践的・

理論的手法で理解を深めることにより、国際社会において活躍できる語学力と国際感覚を備えた人材及び英語、中国語、日本語の言語コミュニケーションの実践教育により、知識と技術を身に付け、翻訳業務をはじめ国際ビジネスや語学教育で活躍する高度な言語運用能力を備えた職業人を養成する。

3　健康栄養科学専攻は、健康栄養及び食品安全において食と栄養を幼児から高齢者まで、個人あるいは集団の人間生活全体としてとらえ、運動、体力、栄養管理・指導方法、食の安全及び食品衛生指導方法を総合的に研究し、より広い視野からの科学的な教育研究活動の展開を通じて高い専門性を有し、健康栄養関連分野でのリーダーとして貢献できる実践的な即戦力を有する高度専門職業人を養成する。

4　リハビリテーション科学専攻は、医療や介護におけるリハビリテーションサービスの需要に対する治療の費用対効果や科学的な根拠に基づいた治療法、メンタルヘルスなど学際的連携を図りながら研究し、チーム医療が進む中でその専門性を発揮できる指導的立場の人材や、社会変革に伴うリハビリテーションサービスを行うための柔軟な思考力や実践力を持った高度専門職業人を養成する。

5　こども発達学専攻は、創意ある実践を実現するための教育研究の展開と幼児期と児童期の連続性及び一般のこどもと障がいを有するこどものインクルージョンに関する教育研究の展開の達成を通じて、今日の幼児期・学童期の教育・保育の現場において求められる多様なニーズを有する幼児・児童の発達支援に精通した、より高度な実践力を備えた幼児教育・学校教育の実践者を養成する。

（入学定員及び収容定員）

第６条　本学大学院の修士課程の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研　　究　　科	課　程	専　　攻	入学定員	収容定員
グローバルコミュニケーション研究科	修士課程	言語文化コミュニケーション専攻	5人	10人
健康栄養科学研究科	修士課程	健康栄養科学専攻	4人	8人
リハビリテーション科学研究科	修士課程	リハビリテーション科学専攻	4人	8人
こども発達学研究科	修士課程	こども発達学専攻	4人	8人

第３章　修業年限・在学期間

（修業年限）

第７条　修士課程の修業年限は、２年とする。ただし、特に優れた業績をあげた者は修業年限にかかわらず１年半で修了することができる。

（在学期間）

第８条　修士課程には４年を超えて在学することはできない。

第４章　学年、学期及び休業日

（学年、学期及び休業日）

第９条　学年、学期及び休業日については、北海道文教大学学則（以下「本学学則」という。）第５条から第７条までの規定を準用する。

第５章　教育方法等

（授業及び研究指導）

第10条　本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

（授業及び研究指導等の特例）

第10条の２　本学大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（長期にわたる教育課程の履修）

第10条の３　本学大学院において、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期

間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了すること（以下「長期履修学生」という）を希望する旨を申し出たときは、当該研究科において支障のない場合に限り、その計画的な履修を認めることができる。
2　前項に規定するもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

（他の大学の大学院又は研究所等における研究指導）
第11条　本学大学院は、教育上有益と認めるときは、当該研究科委員会の議を経て、他の大学の大学院又は研究所等（外国の大学、研究所を含む。）との協議に基づき、学生が当該大学院において必要な研究指導を受けることを認めることができる。
2　前項の研究指導を受ける期間は、１年を超えないものとする。

（授業方法）
第12条　各研究科における授業及び研究指導は、各研究科委員会が教育上必要があると認める場合には、別途考慮する。
2　前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（授業科目・単位数）
第13条　本学大学院の授業科目及び単位数は、別表１のとおりとする。

（履修方法）
第14条　学生は、その在学期間中に所要の授業科目を履修し、30単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。
2　履修に関する必要事項は、別に定める。

（単位の授与）
第15条　授業科目を履修し、試験その他の方法により合格した者には、所定の単位を与える。
2　前項の試験等は各研究科委員会が定める方法により適当と認められる時期に行う。

（他の大学における授業科目の履修等）
第16条　本学大学院は、教育上有益と認めるときは、当該研究科委員会の議を経て、他の大学（外国の大学を含む。）の大学院との協議に基づき、学生が当該他大学において履修した単位を、10単位を限度として本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学の大学院と事前の協議を行うことが困難な場合には、特別の処置をとることができる。

（他の研究科等における授業科目の履修）
第17条　各研究科において、教育上有益と認める場合は、当該研究科委員会の議を経て、他の研究科の授業科目又は学部の授業科目を履修させ、これを当該研究科で修得した単位とすることができる。ただし、当該修得単位は修了要件の30単位には算入しないものとする。
2　前項の規定による手続その他の取扱いについては、各研究科の別に定める。

（他大学院における学修）
第18条　教育研究上有益と認めるときは、他の大学院とあらかじめ協議のうえ、当該大学院の授業科目を履修させることができる。
2　前項の規定により履修した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で、本学大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

（成績評価）
第19条　各授業科目の試験又は研究報告等の成績は、AA・A・B・C・Dの５種で表し、AA・A・B・Cを合格とする。
2　修士論文の評価は、合格又は不合格とする。

（論文の審査及び最終試験）
第20条　学位論文の審査及び最終試験の方法その他学位に関する必要事項は、別に定める。

（修了の要件）
第 21 条　当該研究科の課程に 2 年以上在学し、別表 1 に定める授業科目から 30 単位以上
（学位の授与）
第 22 条　修士課程を修了した者には、本学学位規程の定めるところにより、次の学位を授与する。
グローバルコミュニケーション研究科修士課程
修士（言語文化コミュニケーション）
健康栄養科学研究科修士課程
修士（健康栄養科学）
リハビリテーション科学研究科修士課程
修士（リハビリテーション科学）
こども発達学研究科修士課程
修士（こども発達学）

第 6 章　教育職員免許状授与の所要資格

（教育職員免許状）
第 23 条　本大学院こども発達学研究科こども発達学修士課程を修了し、次の専修免許状の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に示された単位を修得しなければならない。

研究科	専攻	教育職員免許状の種類
こども発達学研究科	こども発達学専攻	幼稚園教諭専修免許状
		小学校教諭専修免許状

2 前項の取得資格条件は次のとおりとし、修得すべき科目及び単位数は別表２(1)及び(2)のとおりとする。

教育職員免許状の種類	取得資格条件
幼稚園教諭専修免許状	(1)修士の学位を有すること。 (2)幼稚園教諭一種免許状の授与資格を有すること。
小学校教諭専修免許状	(1)修士の学位を有すること。 (2)小学校教諭一種免許状の授与資格を有すること。

第 7 章　入学・転入学・再入学・転学及び留学

（入学の時期）
第 24 条　入学の時期は、学期の始めとする。
（入学資格）
第 25 条　本大学院に入学できる者は、次の各号の一つに該当する者とする。
(1) 大学を卒業した者
(2) 大学評価学位授与機構により学士の学位を授与された者
(3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
(4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の 16 年の課程を修了した者
(5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の課程（文部科学大臣指定の外国大学日本校）を修了した者
(6) 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定）を修了した者
(7) 本大学院において個別の入学資格審査により認めた者
(8) 社会人については、前号の一つに該当するほか専攻ごとに別途定める職歴または実務経験を有する者
（入学の志願の手続き）
第 26 条　入学志願者は、定められた期日までに入学願書に所定の書類及び検定料を添えて、提出しなければならない。
2　出願の時期、方法、提出すべき書類については、別に定める。
（入学者の選考）
第 27 条　入学志願者に対しては、選考試験と志望理由書、研究計画書及び関係書類を基にした口頭試験を実施し、その成績等を総合し、専攻ごとの合否判定会議、当該研究科委員会の議を経て、学長が合格者を決定する。
2　前項の選考の方法、時期等については、別に定める。
（入学手続及び入学許可）
第 28 条　合格者は、所定の期日までに、入学料等を納付しなければならない。
2　学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
（転入学・再入学）
第 29 条　次の各号の一に該当する者については、欠員のある場合に限り、選考のうえ転入学又は再入学を許可す

ることがある。
⑴　他大学の大学院に在学する者で所属の大学長の許可書を添え本学大学院の研究科に転学を志願する者
⑵　本学大学院研究科の中途退学者で再び同一の課程に入学を志願する者
2　前項の場合、本学又は他大学の大学院で履修した授業科目、単位及び在学年数は、その一部又は全部を通算することができる。

（転　　学）
第30条　他の大学院に転学しようとする者は、理由書を添えて学長に願い出、許可を受けなければならない。

（留　　学）
第31条　学生が、外国の大学院又はそれに相当する高等教育研究機関に留学し、必要な研究指導を受けようとするときは、所属する研究科の研究科長を経て学長に願い出、許可を得なければならない。
2　留学期間は１年とする。ただし、研究及び教育上特に必要があると認められるときには、その期間を延長することができる。
3　前項の規定により留学した期間は、修業年限及び在学期間に算入する。

第８章　休学、復学、退学及び除籍

（休　　学）
第32条　病気その他特別の理由により３か月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。
2　病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

（休学の期間）
第33条　休学期間は１年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、１年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
2　休学期間は、第８条の在学期間に算入しない。

（復　　学）
第34条　休学期間中にその理由が消滅した場合は、本人の願い出により、学長の許可を得て復学することができる。

（退　　学）
第35条　病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、理由書を添えて学長に願い出、許可を受けなければならない。

（除　　籍）
第36条　本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者は、当該研究科委員会の議を経て、学長はこれを除籍することができる。
2　前項の除籍は、本学学則第22条の規定を準用する。

第９章　賞　　罰

（表　　彰）
第37条　学生として表彰に値する行為があった者は、所属する研究科の研究科長の推薦に基づいて、学長が表彰することができる。

（懲　　戒）
第38条　学生が本学大学院の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があるときは、当該研究科委員会の議を経て、学長がこれを懲戒する。
2　前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
3　前項の退学は、本学学則第38条第３項の規定を準用する。
4　停学期間は、これを修業年限及び在学期間に算入する。ただし、停学の期間が３か月を超えるときは、修業

年限に算入しない。

第10章　入学検定料、入学料、授業料及び諸納付金等

（入学検定料等及び納期）

第39条　入学検定料、入学料、授業料及び諸納付金は、別表２に定める額とする。

２　入学料、授業料及び諸納付金の納期は、本学学則第41条の規定を準用する。

（納付した諸納付金）

第40条　納付した諸納付金については、本学学則第40条の規定を準用する。

（復学、退学、除籍及び休学した場合の授業料等）

第41条　復学、退学、除籍及び休学した場合の授業料等は、本学学則の第42条、第43条、第44条及び第45条の規定を準用する。

第11章　研究生、科目等履修生、委託研究生及び外国人留学生

（大学院研究生）

第42条　本学大学院において特定の専門事項について研究を希望する者があるときは、当該研究科においてこれを適当と認め、かつ、教育研究に支障がない場合に限り、研究生として許可することができる。

２　大学院研究生として入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

⑴　修士の学位を有する者

⑵　外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者

⑶　文部科学大臣の指定した者

⑷　その他研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

２　大学院研究生に関する必要な事項については、別に定める。

（科目等履修生・聴講生・特別聴講学生）

第43条　本学大学院において、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該研究科においてこれを適当と認め、かつ、教育研究に支障がない場合に限り、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

２　本学大学院において、特定の授業科目を選んで聴講を希望する者があるときは、当該研究科においてこれを適当と認め、かつ、教育研究に支障がない場合に限り、聴講生として入学を許可することがある。

３　本学大学院において特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学又は外国の大学の大学院の学生があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として許可することができる。

４　科目等履修生、聴講生、特別聴講学生として入学できる者は、第25条の各号の一に該当する者でなければならない。

５　科目等履修生及び特別聴講学生に対する単位の授与については、第15条の規定を準用する。

（委託研究生）

第44条　公共団体その他の機関等から、本学大学院の授業科目又は特定の課題について研究指導の委託があるときは、委託研究生として許可することができる。

２　委託研究生に関する規定は、別に定める。

（外国人留学生）

第45条　外国人で、高等教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可することができる。

２　外国人留学生に関する必要な事項については、別に定める。

第12章　教員組織

（教員組織）

第46条　本学大学院における授業を担当する教員は、大学院設置基準に規定する資格を満たす北海道文教大学の

専任の教員がこれを行う。ただし、特に必要がある場合は兼任等の教員を充てることができる。

第13章　運営組織

（大学院委員会）
第47条　本学大学院運営のため、大学院委員会を置く。
２　大学院委員会に関することは別に定める。

（研究科委員会）
第48条　本学大学院研究科の運営のため、各研究科に研究科委員会を置く。
２　各研究科委員会に関することは別に定める。

（研究科長）
第49条　各研究科に研究科長を置く。
２　研究科長は、各研究科の専任教授をもって充てる。
３　研究科長の任期は、２年とする。ただし、再任をさまたげない。

（事務職員）
第50条　本学大学院の運営に必要な事務職員を置く。

第14章　研究指導施設及び図書館

（研究指導施設）
第51条　本学大学院の教育研究のため、研究室、演習室等必要な施設を整備するものとする。
２　北海道文教大学の施設は、その教育研究に支障を生じない範囲において大学院と共用することができる。

（図 書 館）
第52条　鶴岡記念図書館に、本学大学院の教育研究に必要な図書及び学術雑誌を備えるものとする。

第15章　厚生保健施設

（施設の共用）
第53条　本大学の厚生保健施設は、大学院学生にもこれを使用させる。

附　　則
この学則は、平成15年４月１日から施行する。
附　　則
この学則は、平成18年４月１日から施行する。
附　　則
この学則は、平成19年４月１日から施行する。ただし、平成19年３月末日に在学する学生については従前のとおりとする。
附　　則
この学則は、平成21年４月１日から施行する。
附　　則
この学則は、平成22年４月１日から施行する。
附　　則
この学則は、平成23年４月１日から施行する。ただし、平成23年３月末日に在学する学生については従前のとおりとする。
附　　則
この学則は、平成26年４月１日から施行する。ただし、平成26年３月末日に在学する学生については従前のとおりとする。
附　　則
この学則は、平成27年４月１日から施行する。ただし、平成27年３月末日に在学する学生については従前のと

おりとする。

附　　則

この学則は、平成27年５月28日から施行し、平成22年４月１日から適用する。

附　　則

この学則は、平成28年９月１日から施行する。

附　　則

この学則は、平成29年４月１日から施行する。ただし、平成29年３月末日に在学する学生については従前のとおりとする。

附　　則

この学則は、平成29年９月22日から施行し、平成29年４月１日から適用する。

附　　則

この学則は、平成30年４月１日から施行する。ただし、平成30年３月末日に在学する学生については従前のとおりとする。

附　　則

この学則は、令和２年４月１日から施行する。ただし、令和２年３月末日に在学する学生については従前のとおりとする。

附　　則

この学則は、令和２年11月12日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　　則

この学則は、令和３年４月１日から施行する。ただし、令和３年３月末日に在学する学生については従前のとおりとする。

附　　則

１　この学則は、令和４年４月１日から施行する。

２　令和４年３月末日に在学する学生については従前のとおりとする。

別表１　授業科目及びその配当年次・単位数

グローバルコミュニケーション研究科

教育内容		授　業　科　目	単位数	配当年次及び学期		備　考
コミュニケーション・言語文化	共通科目A	研究方法論A	2	1	前又は後	必修
		研究方法論B	2	1	前又は後	必修
		特別課題研究Ⅰ	3	2	前又は後	必修
		特別課題研究Ⅱ	3	2	前又は後	必修
	共通科目B	異文化間コミュニケーション研究Ⅰ	2	1・2	前	
		異文化間コミュニケーション研究Ⅱ	2	1・2	後	
		国際関係論特別研究Ⅰ	2	1・2	前	
		国際関係論特別研究Ⅱ	2	1・2	後	
		地域社会特別研究Ⅰ	2	1・2	前	
		地域社会特別研究Ⅱ	2	1・2	後	
	英語・英米文化コミュニケーション領域	英語学特殊研究	2	1・2	前	
		英米言語文化特殊研究	2	1・2	後	
		英語文献翻訳実践演習A	2	1・2	前	
		英語文献翻訳実践演習B	2	1・2	後	
		英語教育学特殊研究Ⅰ	2	1・2	前	
		英語教育学特殊研究Ⅱ	2	1・2	後	
	中国語・中国文化コミュニケーション領域	中国学特殊研究Ⅰ	2	1・2	前	
		中国学特殊研究Ⅱ	2	1・2	後	
		中日言語文化特別演習Ⅰ	2	1・2	前	
		中日言語文化特別演習Ⅱ	2	1・2	後	
		日中言語文化特殊研究	2	1・2	後	
		中国語文献翻訳実践演習A	2	1・2	前	
		中国語文献翻訳実践演習B	2	1・2	後	
	日本語・日本文化コミュニケーション領域	日本語学特殊研究Ⅰ	2	1・2	前	
		日本語学特殊研究Ⅱ	2	1・2	後	
		日本言語文化特殊演習	2	1・2	前	
		日本語教育学研究Ⅰ	2	1・2	前	
		日本語教育学研究Ⅱ	2	1・2	後	
		日本語教育学演習Ⅰ	2	1・2	前	
		日本語教育学演習Ⅱ	2	1・2	後	

（注）修了要件は次の通り。
　必修科目10単位を含めて合計30単位以上を修得し、修士論文の提出及び最終試験に合格すること。

健康栄養科学研究科

教育内容		授　業　科　目	配当年次、前・後期の別、単位数				備　考
			1		2		
			前	後	前	後	
専攻共通科目		健康栄養科学特論	2				必修
		公衆衛生学特論		2			必修
		プレゼンテーション技術演習		2			
		学術論文作成法			2		
専門基礎科目		健康体力科学特論		2			
		食行動科学特論	2				
		健康スポーツ栄養学特論		2			
		食品機能学特論	2				
		生化学特論		2			
		バイオテクノロジー特論		2			
専門科目	健康栄養教育学分野	健康教育学特論	2				
		健康教育学特論演習	2				
		栄養教育学特論		2			
		栄養教育学特論演習		2			
	食品安全学分野	食物アレルギー学特論	2				
		食物アレルギー学特論実験	2				
		食品衛生学特論		2			
		食品衛生学特論実験		2			
特別研究		健康栄養科学特別総合実験・演習	8				必修

（注）修了要件は次の通り。

必修科目12単位、専門科目の自ら専攻する分野の科目から講義及び演習の各２単位以上の４単位以上、合計30単位以上修得し、修士論文の提出および最終試験に合格すること。

リハビリテーション科学研究科

教育内容		授業科目	配当年次、前・後期の別、単位数 1 前	1 後	2 前	2 後	備考
基礎科目		リハビリテーション科学特論	2				必修
		公衆衛生学特論		2			
		研究倫理特論	1				必修
		プレゼンテーション技法	2				
		保健福祉政策論	2				必修
		統計学特論	2				
		リハビリテーション管理学特論	2				
専門科目	専門基礎分野	病態生理学特論	2				
		病態生理学特論演習		2			
		神経・細胞生理学特論	2				
		神経・細胞生理学特論演習		2			
		身体機能解析学特論	2				
		身体機能解析学特論演習		2			
	臨床応用分野	運動器障害学特論	2				
		運動器障害学特論演習		2			
		神経・発達障害リハビリテーション科学特論	2				
		神経・発達障害リハビリテーション科学特論演習		2			
		高齢者リハビリテーション学特論	2				
		高齢者リハビリテーション学特論演習		2			
	地域健康生活支援分野	職業リハビリテーション学特論	2				
		職業リハビリテーション学特論演習		2			
		心身統合健康科学特論	2				
		心身統合健康科学特論演習		2			
研究指導		リハビリテーション科学特別研究	8				必修

（注）修了要件は次の通り。

必修科目13単位、基礎科目及び専門科目の専門基礎分野科目・臨床応用分野科目・地域健康生活支援分野科目の選択科目から17単位以上を修得して合計30単位以上修得し、修士論文の提出及び最終試験に合格すること。なお、専門科目では、各分野に応じて、指導教員の担当する特論及び特論演習の２科目４単位を選択必修とする。

こども発達学研究科

科目区分		授　業　科　目	配当年次、前・後期の別、単位数				備　考
			1		2		
			前	後	前	後	
実践力の基礎科目群	発達支援に関する総論	こども発達支援総論	2				必修
	こども発達学基礎科目	こども発達特論	2				
		教育課程・方法特論	2				
		インクルーシブな教育・保育特論	2				
	こども発達支援教育関連科目	教育内容・教材特論		2			
		教育方法実践特論		2			
		特別支援教育コーディネーター特論		2			
		保護者支援特論		2			
		こども発達支援・臨床相談特論		2			
		特別支援教育方法特論				2	
理論と実践の往還から学ぶ科目群	こども発達支援教育関連演習科目	こども発達特別演習		2			
		教育課程・方法特別演習		2			
		教育内容・教材特別演習		2			
		教育方法実践特別演習		2			
		発達障害実践特別演習		2			
		こども発達支援・臨床相談特別演習			2		
		気になる子どもの発達支援特別演習				2	
	こども発達学実践演習科目	発達支援分析評価法実践演習	2				必修
		こども発達学実践演習Ⅰ			2		
		こども発達学実践演習Ⅱ			2		
		こども発達学実践演習Ⅲ			2		
研究指導		こども発達学特別研究Ⅰ		2			必修
		こども発達学特別研究Ⅱ			2		必修
		こども発達学特別研究Ⅲ				2	必修

（注）修了要件は次の通り

必修10単位、こども発達支援教育関連科目から２科目４単位以上、こども発達支援教育関連演習科目から２科目４単位以上及びこども発達学実践演習科目の選択科目から１科目２単位を含む20単位以上を修得して合計30単位以上修得し、修士論文の提出及び最終試験に合格すること。

別表２　教育職員免許状所要資格取得のための教育科目

（１）幼稚園教諭専修免許状に関する教育課程

科目区分		授業科目	単位数 必修	単位数 選択	備考
大学が独自に設定する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	こども発達支援総論		2	２４単位以上選択必修
		こども発達特論		2	
		こども発達特別演習		2	
		インクルーシブな教育・保育特論		2	
		気になる子どもの発達支援特別演習		2	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	教育課程・方法特論		2	
		教育課程・方法特別演習		2	
		教育内容・教材特論		2	
		教育内容・教材特別演習		2	
		こども発達支援・臨床相談特論		2	
		こども発達支援・臨床相談特別演習		2	
		保護者支援特論		2	
	教育実践に関する科目	こども発達学実践演習Ⅰ		2	
		こども発達学実践演習Ⅱ		2	
		こども発達学実践演習Ⅲ		2	
合計２４単位以上修得					

（２）小学校教諭専修免許状に関する教育課程

科目区分		授業科目	単位数 必修	単位数 選択	備考
大学が独自に設定する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	こども発達支援総論		2	２４単位以上選択必修
		こども発達特論		2	
		こども発達特別演習		2	
		インクルーシブな教育・保育特論		2	
		気になる子どもの発達支援特別演習		2	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	教育課程・方法特論		2	
		教育課程・方法特別演習		2	
		教育内容・教材特論		2	
		教育内容・教材特別演習		2	
		こども発達支援・臨床相談特論		2	
		こども発達支援・臨床相談特別演習		2	
		保護者支援特論		2	
	教育実践に関する科目	こども発達学実践演習Ⅰ		2	
		こども発達学実践演習Ⅱ		2	
		こども発達学実践演習Ⅲ		2	
合計２４単位以上修得					

※１６ページの「別表２ 学生諸納金」について、上表の追加に伴い「別表３」に変更。
内容については変更なし。

別表２　学生諸納金

入学検定料	30,000円

グローバルコミュニケーション研究科

（単位　円）

区分＼年次	１　年　次	２　年　次
入　学　料	100,000	
授　業　料	700,000	700,000
教育充実費	100,000	100,000

健康栄養科学研究科

（単位　円）

区分＼年次	１　年　次	２　年　次
入　学　料	100,000	
授　業　料	700,000	700,000
教育充実費	100,000	100,000
実験実習費	100,000	100,000

長期履修学生制度（３年コース）

区分＼年次	１年次		２年次		３年次	
	入学手続時	後期	前期	後期	前期	後期
入　学　料	100,000	－	－	－	－	－
授　業　料	233,000	233,000	233,000	233,000	234,000	234,000
教育充実費	67,000	－	67,000	－	66,000	－
実験実習費	67,000	－	67,000	－	66,000	－
計	467,000	233,000	367,000	233,000	366,000	234,000
年間納入金額	700,000		600,000		600,000	

長期履修学生制度（４年コース）

年次／区分	１年次		２年次		３年次		４年次	
	入学手続時	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入　学　料	100,000	－	－	－	－	－	－	－
授　業　料	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000
教育充実費	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
実験実習費	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
計	325,000	225,000	225,000	225,000	225,000	225,000	225,000	225,000
年間納入金額	550,000		450,000		450,000		450,000	

リハビリテーション研究科、こども発達学研究科

（単位　円）

年次／区分	１　年　次	２　年　次
入　学　料	200,000	
授　業　料	800,000	800,000

長期履修学生制度（３年コース）

年次／区分	１年次		２年次		３年次	
	入学手続時	後期	前期	後期	前期	後期
入　学　料	200,000	－	－	－	－	－
授　業　料	266,000	266,000	267,000	267,000	267,000	267,000
計	466,000	266,000	267,000	267,000	267,000	267,000
年間納入金額	732,000		534,000		534,000	

長期履修学生制度（４年コース）

年次／区分	１年次		２年次		３年次		４年次	
	入学手続時	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入　学　料	200,000	－	－	－	－	－	－	－
授　業　料	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
計	400,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
年間納入金額	600,000		400,000		400,000		400,000	

※入学料は、入学時に納入すること。ただし、北海道文教大学からの入学者は免除する。

北海道文教大学学位規程

（平成11年　程　第７号）

（目　　的）
第１条　この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条の規定に基づき、北海道文教大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

（学位の種類及び名称）
第２条　本学において授与する学位の種類及び名称は次のとおりとする。
１　学士
　外国語学部　学士（外国語）
　人間科学部　学士（健康栄養学、理学療法学、作業療法学、看護学、こども発達学）
　国際学部　　学士（国際学）
２　修士
　グローバルコミュニケーション研究科　修士（言語文化コミュニケーション）
　健康栄養科学研究科　　修士（健康栄養科学）
　リハビリテーション科学研究科　　修士（リハビリテーション科学）
　こども発達学研究科　　修士（こども発達学）

（学士の授与要件）
第３条　学士の学位は、本学学則第36条に基づき、卒業の認定を受けた者に授与する。

（修士の授与要件）
第４条　修士の学位は、本学大学院学則第22条に基づき、修了の認定を受けた者に授与する。

（修士の学位申請）
第５条　第４条の規定に基づき修士の学位を申請する者は、所定の期限までに学位論文に関する取扱細則第３条に定める書類を指導教員を通じて学長に提出するものとする。

（審査の付託）
第６条　学長は、受理した学位論文を研究科委員会にその審査を付託するものとする。

（審査委員の選出）
第７条　前条の審査を付託された研究科委員会は、研究科委員会委員２人以上からなる審査委員を選出するものとする。
２　研究科委員会が学位論文の審査にあたって必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員に委嘱することができる。

（審査、試験及び試問）
第８条　審査委員は論文の審査、試験及び試問の施行に当たる。
２　最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について口頭又は筆記により行う。

（審査期間）
第９条　修士論文の審査及び試験は在学期間中に終了しなければならない。

（審査委員の報告）
第10条　審査委員は論文の審査、試験及び試問を終了したときは、直ちに論文審査の要旨、試験及び試問の結果の要旨並びに成績を文書で研究科委員会に報告しなければならない。

（研究科委員会の審議）
第11条　前条の報告を受けた研究委員会は審議のうえ、学位を授与すべきか否かを議決する。

2　前項の審議を行うための研究科委員会は、海外出張中又は休職中の者を除き研究科委員会委員の３分の２以上の出席を必要とする。
3　第１項の議決をするには、出席委員の３分の２以上の同意を必要とする。

（学長への審議結果の報告）
第12条　研究科長は、前条の研究科委員会の審議結果を文書により学長に報告しなければならない。

（学位の授与）
第13条　学長は、本学学則第36条並びに前条の報告に基づき、学位を授与すべき者に所定の学位を授与する。
2　学位記は、別紙様式１、２による。
3　学位は、学位授与原簿に登載する。

（学位の称号）
第14条　本学で学位を授与された者が、学位の称号を用いるときは「北海道文教大学」と明記しなければならない。

（学位授与の取消）
第15条　学長は、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、教授会又は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を還付させるとともに、その旨を公表する。
2　教授会又は研究科委員会において前項の議決を行う場合は、第11条第２項及び第３項の規程を準用する。

附　　則
この規程は、平成11年４月１日から施行する。
附　　則
この規程は、平成16年12月15日から施行し、平成16年４月１日から適用する。
附　　則
この規程は、平成18年４月１日から施行する。
附　　則
この規程は、平成19年４月１日から施行する。
附　　則
この規程は、平成20年４月１日から施行する。
附　　則
この規程は、平成22年４月１日から施行する。
附　　則
この規程は、平成27年４月１日から施行する。
附　　則
この規程は、平成29年４月１日から施行する。
附　　則
この規程は、令和３年４月１日から施行する。

様式１

学　　位　　記

大学印

氏　　名

年　　月　　日生

本学○○○学部○○○学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士（○○○）の学位を授与する

年　　月　　日

北海道文教大学
学長　○○　○○　印

第　　号

様式２

学　　位　　記

大学印

氏　　名

年　　月　　日生

本学大学院○○○研究科○○○専攻の修士課程を修了したので修士（○○○）の学位を授与する

年　　月　　日

北海道文教大学
学長　○○　○○　印

第　　号

北海道文教大学大学院長期履修学生に関する規程

（平成27年３月26日　則　第２号）

（趣　　旨）

第１条　この規程は、北海道文教大学大学院学則（平成14年12月19日　則　第37号。以下「大学院学則」という。）第10条の３第２項の規定に基づき、北海道文教大学大学院における長期履修学生の取扱いに関し必要な事項を定める。

（対象となる学生）

第２条　長期履修学生を願い出できる者は、次の各号の一に該当する者で、標準修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望した者とする。

⑴　職業を有している者（自営業、臨時雇用、非常勤等を含む。）

⑵　家事、育児、介護等に従事している者

⑶　その他本学大学院において前２号に準ずると認めた者

（長期履修の期間）

第３条　長期にわたる教育課程を履修することができる期間は、大学院学則第８条に規定する期間以内とする。

２　休学期間は、長期履修期間には算入しない。

（申請手続き）

第４条　長期履修を希望する新入生は入学手続き時に行うものとする。また、在学生にあっては、１年次の後期が終了する２月末までに次の各号に定める申請書類を研究科長に提出する。

⑴　長期履修申請書（別紙様式１）

⑵　在職証明書又は在職が確認できる書類（職業を有している場合）

⑶　家事従事、育児又は介護等に従事している者の申立書（様式任意）

（履修期間の変更）

第５条　長期履修学生が、許可された履修期間の短縮又は延長を希望するときは、長期履修期間短縮願（別紙様式２）又は長期履修期間延長願（別紙様式３）を所属する研究科長を経て、学長に願い出なければならない。

２　許可された履修期間の変更は、在学中１回限りとする。ただし、修了予定年次開始後の変更はできないものとする。

（学費等の納入）

第６条　申請が許可された学生は、長期履修学生の所定の学費等を各学期の納入期限までに納入する。又短縮を許可された学生は、すでに納入済みの学費等を除いた残りの学費等を各学期の納入期限までに納入する。

（学費等の算定）

第７条　長期履修を許可された学生が納入する１年間の学費等は、別途「北海道文教大学大学院長期履修学生の学費等納付に関する取扱規程」に定める。

（雑　　則）

第８条　この規程に定めるもののほか、長期履修の取扱いに関し必要な事項は、大学院委員会の議を経て、学長が別に定める。

附　　則

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

（別紙様式1）

長 期 履 修 申 請 書

令和　　年　　月　　日

北海道文教大学長　　殿

＿＿＿＿＿＿＿＿研究科
＿＿＿＿＿＿＿＿専攻

ふりがな
氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

下記のとおり、長期履修を希望するので申請します。

記

受験番号 （学籍番号）			
入　学　年　月	卒業・修了希望年月	履　修　期　間	
令和　　年　　月	令和　　年　　月	年	
在学中の勤務先名（職種）	（　　）		
在学中の勤務先所在地	〒　　－　　TEL　　（　　）		
申請理由（長期履修の必要性・長期履修計画）			
長期履修の必要性：			
長期履修計画：			
指導（予定） 教員の意見			
	指導（予定）教員氏名＿＿＿＿＿＿＿＿㊞		

（別紙様式2）

長期履修期間短縮願

令和　　年　　月　　日

北海道文教大学長　　殿

＿＿＿＿＿＿＿＿研究科
＿＿＿＿＿＿＿＿専攻

ふりがな
氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

下記のとおり長期履修期間を短縮したいので、許可願います。

記

学　籍　番　号	
入　学　年　月	令和　　年　　月
当初の修了年月	令和　　年　　月
当初の履修期間	年
短縮後の修了年月	令和　　年　　月
短縮後の履修期間	年
短　縮　理　由	
短縮後の履修計画	
指導教員の意見	
	指導教員 氏　名　　印

（別紙様式3）

長期履修期間延長願

令和　　年　　月　　日

北海道文教大学長　　殿

＿＿＿＿＿＿＿＿研究科
＿＿＿＿＿＿＿＿専攻

ふりがな
氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

下記のとおり長期履修期間を延長したいので、許可願います。

記

学　籍　番　号	
入　学　年　月	令和　　年　　月
当初の修了年月	令和　　年　　月
当初の履修期間	年
延長後の修了年月	令和　　年　　月
延長後の履修期間	年
延　長　理　由	
延長後の履修計画	
指導教員の意見	
	指導教員 氏　名　　印

北海道文教大学大学院ティーチング・アシスタント規程

（平成28年８月30日　則　第４号）

（目　　的）

第１条　この規程は、本学に在学する学業優秀な大学院生に対し、教育的な配慮の下に学部の教育補助業務に従事させ、将来、教育・研究の指導者になるためのトレーニングの機会の提供を図るとともに、学部教育におけるきめ細かい指導の実現等大学教育の充実を図ること、また、これに対する給与の支給により、大学院生の研究継続のための経済支援を行うことを目的とする。

（名　　称）

第２条　前条の教育補助業務を行う者の名称は、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）とする。

（業　　務）

第３条　TAは、授業科目担当教員の指示監督の下に学部の学生に対し、次の授業の補助等を行うことを業務とする。

⑴　講義及び演習の補助

⑵　実験・実習の補助（技術上の助言、準備及び機器の整備等を含む。）

（採用資格）

第４条　TAは本学大学院の修士課程に在学する者で、人物および見識が優れ、成績優秀な大学院生の中から採用する。

２　TAの選考基準は、各研究科において内規を定める。

（担当時間数）

第５条　TAの担当時間数は、原則として平均週３時間、年間90時間（60コマ）を上限とする。ただし、実験・実習の補助のときは、週単位の上限時間によらず、年間90時間を超えない範囲で実情に応じて担当することができる。

２　TAの担当科目及び担当時間は、TA採用申請書に基づき、各研究科において決定する。

（給　　与）

第６条　TAの給与は、１時間当たり2,000円（90分3,000円）とする。

２　給与は直接本人に通貨を以て全額支給する。ただし、法令に定めがあるものについては、控除して支給する。

３　本人の同意がある場合には、本人名義の預金口座へ振り込むことができる。

４　給与の支払日は21日とする。ただし、支払日が休日及び銀行休業日にあたるときは、その前日（前日が休日及び銀行休業日にあたるときは、その前々日）とする。

５　給与支給の計算期間は、当月の初日から末日までとし、翌月の給与支給日に支給する。

６　給与は、当該授業科目を開講する学部の学科予算から支出する。

（採用申請）

第７条　各学科の授業科目（兼担科目及び兼任科目を除く。）の単位認定者は、第３条第１号又は第２号の授業の補助を必要とするときは、TA採用申請書を当該学科長に提出する。

２　学科長は、提出された採用申請書に基づき、TAの採用計画を学科会議に諮り、TAの募集を研究科長に依頼する。

（募　　集）

第８条　研究科長は、前条により依頼のあった授業科目につき、TAの募集を行う。

（申 込 み）

第９条　TAを希望する者は、TA応募申請書を当該研究科長等へ提出する。

２　TAに応募した者には、必要に応じ面接等を行うことがある。

（選　　考）
第10条　研究科長は、研究科が定める内規に従い、研究科委員会においてTA候補者を選考し、学長に上申する。

（採用・期間）
第11条　学長は、理事長に上申し、承認を得てTAを採用する。
2　雇用期間は当該年度末までの１年以内とする。ただし、継続の必要のある場合には、新たに採用することができる。
3　この規程に定めるもののほか、雇用にあたって必要な事項については、雇用契約書に明記する。

（採用取消し）
第12条　TAが次の各号の一に該当したときは、研究科委員会の議を経て学長が採用を取り消す。
⑴　学業をおろそかにしていると認められるとき。
⑵　学則第36条及び第38条の規定により、除籍、停学の処分を受けたとき、又はこれに相当すると認められるとき。
⑶　休学し、若しくは退学したとき、又は成業の見込みがないとき。
⑷　業務につき、授業科目の担当教員の指示監督に従わないとき。
⑸　本人から採用辞退の申出があったとき。
⑹　その他前各号に相当する特別の理由があるとき。

（管理・監督）
第13条　TAは、補助する授業科目担当教員の直接の監督の下でその業務に従事するものとする。
2　授業科目担当教員は、指導教員と連携を密にし、TAの学業・研究に支障が生じないよう配慮するものとする。

（出 勤 簿）
第14条　TAは、業務に従事したときは、出勤簿に押印するものとする。

（業務実績報告）
第15条　授業科目担当教員は、毎月末に当該月のTAの業務実績報告書により学長に報告するものとする。

（事　　務）
第16条　TAに関する事務は、学務部教務課とし、雇用契約に関する事務は総務部総務課が行う。

（規程の改廃）
第17条　この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て理事会が行う。

附　　則
この規程は、平成28年８月30日に施行し、平成28年４月１日から適用する。

北海道文教大学学費等の納付に関する取扱内規

（目　　的）

第１条　この内規は、北海道文教大学学則、並びに北海道文教大学大学院学則（以下「学則」という。）に規定する授業料及びその他の諸費用（以下「学費等」という。）の納付に関する取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（納付の通知時期）

第２条　学費等の納付通知の時期は、別表第１に掲げるとおりとする。

（納付の通知方法）

第３条　学費等の納付通知の方法は、文書で行うものとする。

（学費等の納付期限）

第４条　学則に基づき、学費等は年額を基礎とし、指定された期日までに納付しなければならない。ただし、別表第１に定めるところにより、前期にあっては４月末日、後期にあっては10月末日までに、それぞれ年額の２分の１に相当する額を納付することができる。

２　入学生に係る学費等については、入学手続時に納付しなければならない。ただし特別の事情があると認められる場合は、学長の許可を得て猶予することができる。

（延納及び分納）

第５条　学長は、経済的な理由により、前条に定める納付期限までに納付が困難な者に対して、延納又は分納を許可することができる。

２　前項の許可を得ようとする者は、前条に定める納付期限までに所定の延納願又は分納願を学長宛に提出しなければならない。

３　延納又は分納を許可された者が、届け出の期日までに納付しないときは、その翌日をもって延納又は分納の許可を取り消すことができる。

（延納及び分納の納付期限）

第６条　学費等の延納及び分納の納付期限は次の通りとする。

学　期	納　付　期　限	
	延　納	分　納
前　期	７月末日	許可された各月末日とし、12月末日を限度とする。
後　期	12月末日	

（督促事務）

第７条　学費等を納付期限までに納付しない者（以下「未納者」という。）に係る徴収事務を円滑に行うため、事務局に督促事務担当者を置くものとする。

２　督促事務担当者は、事務局長が指名するものとし、会計課長・学生生活支援課長をもってあてる。

（督促の手続き）

第８条　督促事務担当者は、未納者に対しその督促を行わなければならない。

２　督促事務担当者は、前項の規定に基づく学費等の督促にあたっては別表第２に基づき督促を行うものとする。

（学費等未納者の通知）

第９条　督促事務担当者は、毎年２月末日現在における当該年度の学費等の未納者について、学費等未納者通知書を学長に提出するものとする。

２　学長は、前項による学費等未納者通知書の提出があったときは、その内容について確認の上、学則に規定する除籍事由該当者として、当該学科長及び研究科長へ報告するものとする。

（休学時、及び復学時の学費等）
第10条　休学を許可され又は命じられた者は、休学期間中の学費等を免除する。ただし、学期の中途において休学した場合は別表第３、復学した場合は別表第４のとおりとする。
２　休学者は、休学期間の年次に係る教育充実費を納付しなければならない。

（留年者の学費等）
第11条　留年者は、各期の履修登録単位数に応じて、授業料・実験実習費・演習費を納付しなければならない。ただし、各期に納める規定額を上限とする。
２　進級又は卒業を不可とされ留年した者の授業料・実験実習費・演習費は、別表第５のとおりとする。
３　留年者は、留年期間の年次に係る教育充実費を納付しなければならない。

（除籍手続等）
第12条　未納者の在籍する学科長及び研究科長は学生部学生課及び学生生活支援課と連携して、２期の未納者及び保証人に対して納付計画の再考と除籍の取扱いについて説明し、適切な助言等を行うものとする。
２　第５条及び前項の手続きを行ってもなお納付しないときは、「北海道文教大学除籍・復籍に関する取り扱い内規」に基づき、当該未納者を除籍する。

（改　　廃）
第13条　この内規の改廃は、学長が提案し理事長が行うものとする。

附　　則
この内規は、平成20年４月１日から施行する。

附　　則
この内規は、平成23年４月１日から施行する。

附　　則
この内規は、平成24年４月１日から施行する。

附　　則
この内規は、平成26年４月１日から施行する。

附　　則
この内規は、平成30年４月１日から施行する。

附　　則
この内規は、令和２年４月１日から施行する。

附　　則
この内規は、令和３年４月１日から施行する。

附　　則
この内規は、令和４年４月１日から施行する。

別表第１（第２条、第４条関係）

○　学費及びその他の費用（諸会費等）の納付通知時期及び納付期限

学期	前期（又は入学手続時）								後期			
通知時期	４月								10月			
納付期限	４月末日　※口座振替は５月５日								10月末日　※口座振替は11月５日			
納付対象費用等	学費				その他の費用				学費			
	授業料	教育充実費	実験実習費	演習費	学友会費	後援会費	学研災学研賠	同窓会費	授業料	教育充実費	実験実習費	演習費
「外国語学部」	○	○			○	○	入学手続時	入学手続時	○	○		
「人間科学部」	○	○	○		○	○	入学手続時	入学手続時	○	○	○	
「国際学部」	○	○		○	○	○	入学手続時	入学手続時	○	○		○
「大学院」・グローバルコミュニケーション研究科	○	○					入学手続時		○			
「大学院」・健康栄養科学研究科	○	○	○				入学手続時		○		○	
「大学院」・リハビリテーション科学研究科	○						入学手続時		○			
「大学院」・こども発達学研究科	○						入学手続時		○			

（注）１．授業料、教育充実費、実験実習費、演習費及びその他の費用のうち学友会費及び後援会費は毎年度納付とする。なお、学研災及び学研賠は入学手続時に在学年数分を徴収し、同窓会費は入学手続時に終身会費として徴収する。ただし、留年者の学研災及び学研賠は１年分の掛け金を前期に徴収する。また、大学院研究科の教育充実費は前期に徴収する。

※大学院グローバルコミュニケーション研究科及び大学院健康栄養科学研究科の教育充実費は１年間分を最小単位とする。

２．学則に基づき、後期（10月１日）に入学をした場合は、10月１日から翌３月31日までを前期（学年の始め）と読み替える。

別表第２（第８条第２項関係）

授業料等の督促時期

督 促 方 法	対 象	時 期	備　　考
保証人あて文書督促①	未納者 延・分納手続者を除く	６月10日	「所定の期限まで納付されない場合は定期試験の受験資格が認められない。」旨を表示する。
本人及び保証人あて文書督促②	未納者 延・分納手続者を除く	７月10日	「所定の期限まで納付されない場合は定期試験の受験資格が認められない。」旨を表示する。
保証人あて文書督促③	未納者 延・分納手続者を除く	12月10日	「所定の期限まで納付されない場合は定期試験の受験資格が認められない。」旨を表示する。
本人及び保証人あて文書督促④	未納者	１月10日	「所定の期限まで納付されない場合は進級・卒業判定会議に該当しない者として審議される。」旨を表示する。
本人及び保証人あて文書督促	未納者 卒業生を除く	２月10日	「所定の期限まで納付されない場合は進級判定会議に該当しない者として審議される。」旨を表示する。

別表第３（第10条関係）

休学時の学費等について

〔前期休学〕

休学期間	全期休学	期中休学
	４月１日～９月30日	５月１日以降～９月30日
授業料	全額免除	休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除
教育充実費	全額納付	全額納付
実験実習費	全額免除	休学した月の翌月から復学した月の前月までの実験実習費を免除
演習費	全額免除	休学した月の翌月から復学した月の前月までの演習費を免除
その他の経費		
学友会費	全額免除	全額納付
後援会費	全額免除	全額納付
学研災・学研倍	（在学年数超過の場合のみ）	（在学年数超過の場合のみ）
同窓会費	（入学手続時のみ）	（入学手続時のみ）

〔後期休学〕

休学期間	全期休学	期中休学
	10月１日～３月31日	11月１日以降～翌年３月31日
授業料	全額免除	休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除
教育充実費	全額納付	全額納付
実験実習費	全額免除	休学した月の翌月から復学した月の前月までの実験実習費を免除
演習費	全額免除	休学した月の翌月から復学した月の前月までの演習費を免除

（注）
《休学期間中の学費等の徴収・差額返金について》

【休学期間中の学費等の徴収】
　許可通知書到着後、口座振替、または振込用紙にて休学に係る学期全部の教育充実費を徴収します。

【休学期間中の学費等の差額返金】
　休学期間中の学費等を通常の学費で納付済の場合は、許可通知書到着後、約１ヵ月後に届出の口座、または口座振替で登録の口座へ差額を返金します。

別表第４（第10条関係）

復学時の学費等について

復学時の学費等は、下表に基づき口座振替、または振込用紙にて請求します。

〔復学時の学費等〕

	休学年次（年次初年度）		復学年次	
前期（４月１日）から１年間の休学をした場合	前　期	後　期	前　期	後　期
	教育充実費のみ	教育充実費のみ	通常の学費	通常の学費
後期（10月１日）から１年間の休学をした場合	前　期	後　期	前　期	後　期
	通常の学費	教育充実費のみ	教育充実費のみ	通常の学費
前期から当該期末まで（４月１日～９月30日）休学をした場合	前　期	後　期	前　期	後　期
	教育充実費のみ	通常の学費	通常の学費	教育充実費 ※科目を履修した場合は、別表第５による学費
後期から当該期末まで（10月１日～翌３月31日）休学をした場合	前　期	後　期	前　期	後　期
	通常の学費	教育充実費のみ	教育充実費 ※科目を履修した場合は、別表第５による学費	通常の学費
前期の期中から当該期末まで（５月１日以降～９月30日）休学をした場合	前　期	後　期	前　期	後　期
	学費の一部免除	通常の学費	通常の学費	教育充実費 ※科目を履修した場合は、別表第５による学費
後期の期中から当該期末まで（11月１日以降～翌３月31日）休学をした場合	前　期	後　期	前　期	後　期
	通常の学費	学費の一部免除	教育充実費 ※科目を履修した場合は、別表第５による学費	通常の学費

（注）

１．復学年次以降は、進級又は卒業を不可とされ留年した場合を除き、通常の学費となります。

２．表の年次初年度とは、該当年次における最初の年度をさします。

別表第５（第11条関係）

〔学部生〕

学　費	納　　付　　額
授業料	全学科共通　１単位当たり　30,000円
教育充実費	当該年度（前・後期）の100%に相当する額
実験実習費・演習費	全学科共通　１単位当たり　50,000円

〔大学院生〕

学　費	納　　付　　額
授業料	当該年度（前・後期）の100%に相当する額
教育充実費	当該年度の100%に相当する額
実験実習費	当該年度（前・後期）の100%に相当する額

※　本表は、必要に応じて適宜追加することができる。

北海道文教大学大学院長期履修学生の学費等納付に関する取扱規程

（平成29年９月22日　則　第３号）

（目　　的）

第１条　この規程は、北海道文教大学大学院長期履修学生に関する規程（以下、「大学院長期履修学生規程」という。）第６条及び第７条に定める授業料に加え、他の学費等の取り扱いについて、必要な事項を定め、計画的な履修申請を促すことを目的とする。

（学費等の対象可否）

第２条　大学院長期履修学生規程第６条及び第７条に加え、当該制度の算定対象となる学費等の区分を下表のとおりとする。

学費等の区分		算定対象の可否	考　え　方
学費	授業料	対象	長期履修期間として認められた算定方法による額を各年度に徴収 ※但し、在籍期間において休学又は留年した者に係る教育充実費は、通常の標準修業年限による年額を徴収
	実験実習費	対象	
	教育充実費	対象	
委託徴収金	学生教育研究災害傷害保険	対象外	長期履修期間として認められた期間分を一括徴収 ※但し、在籍期間において休学又は留年した者に係る各種保険料については、単年度ごとに徴収
	学研災付帯賠償責任保険	対象外	

（算定方法）

第３条　北海道文教大学大学院学則第39条及び大学院長期履修学生規程第７条に基づき、学費に係る算定方法を次のとおりとする。

長期履修時の対象学費年額＝通常の対象学費年額×（標準修業年限÷長期履修期間が認められた期間）	
内訳	①授業料年額＝通常の授業料年額×（標準修業年限÷長期履修期間が認められた期間）
	②実験実習費年額＝通常の実験実習費年額×（標準修業年限÷長期履修期間が認められた期間）
	③教育充実費年額＝通常の教育充実費年額×（標準修業年限÷長期履修期間が認められた期間）

２　除籍の対象となる場合を除き、長期履修期間を終了後も修了できずに在学する長期履修学生の対象学費等の額は通常の学費等の額と同額とする。

（長期履修期間の変更に伴う対象学費）

第４条　大学院長期履修学生規程第７条に基づき、入学時に制度の適用を開始することを対象学費算定の基本とする。ただし、大学院長期履修学生規程第５条及び第６条に定める対象学費は、標準修業年限の総額と在学途中に長期履修期間の延長又は短縮する場合、各々の総額に増減の差額が生ずる。そのため、研究科ごとに徴収モデルを別表１から別表３に示し、徴収の考え方を次のとおりとする。

⑴　延長

当初の長期履修期間が延長されるため変更後の長期履修期間に係る修了までの総額は、標準修業年限の総額を上回る。よって、標準修業年限の総額との差額を徴収する。

なお、変更後の履修期間から算定される対象学費年額が、変更を認められた履修期間開始に属する年度から適用されるため、当初の長期履修期間による在学期間経過に係る対象学費年額は動かない。

（延長による在学期間総額＞標準修業年限総額のため差額は徴収対象とし返金は生じない）

⑵　短縮

当初の長期履修期間が短縮されるため変更後の長期履修期間に係る修了までの総額は、標準修業年限の総額を下回る。よって、標準修業年限の総額との差額は徴収する。

（短縮による在学期間総額＜標準修業年限総額のため差額は徴収対象とする）

（そ の 他）

第５条　大学院長期履修学生規程及びこの規程に定めるものの他、学費の納付に関して必要な事項は、北海道文教大学学費等の納付に関する取扱内規を準用する。

（端数計算の処理）

第６条　北海道文教大学大学院学則第39条に示す学生諸納金を除き、長期履修期間の各年度において、算定後の対象学費年額合計が均等にならない場合は、千円未満を切り上げて端数処理し、長期履修期間開始年度に片寄せする。

（改　　廃）

第７条　この規程の改廃は、北海道文教大学大学院委員会の審議を経て、学長が提案し、理事会が行う。

附　　記

１．この規程は、平成29年９月22日から施行し、平成29年４月１日から適用する。

２．平成29年３月末日に在学する学生については、従前のとおりとする。

別表１

（単位：千円）

【健康栄養科学研究科の場合】		１年	２年	３年	４年	計	算定方法
通常	修業年限を基本	900	900	－	－	1,800	固定（授業料＋教育充実費＋実験実習費）

算定方法　長期履修時の対象学費年額＝通常の対象学費年額×（標準修業年限÷長期履修が認められた期間）

（単位：千円）

	区分	適用回数	徴収モデル			履修期間	１年	２年	３年	４年	計	算方法
長期履修	【延長】	初回	【入学時開始】	１年次開始	長期履修期間３年で許可された場合	３年間	600	600	600	－	1,800	1,800÷3＝600 →制度開始 １年間の学費＝修業年限２年間の総額÷３年＝１年間の授業料
					長期履修期間４年で許可された場合	４年間	450	450	450	450	1,800	1,800÷4＝450 →制度開始 １年間の学費＝修業年限２年間の総額÷４年
			【在学途中開始】	２年次開始	長期履修期間３年で許可された場合	３年間	900	600	600	－	2,100	(900×1)＋(600×2)＝2,100 →制度開始 （制度適用前の通常年額×１年間）＋（入学時開始モデル３年履修の年額×２年間）
					２年開始時に長期履修期間４年で許可された場合	４年間	900	450	450	450	2,250	(900×1)＋(450×3)＝2,250 →制度開始 （制度適用前の通常年額×１年間）＋（入学時開始モデル４年履修の年額×３年間）
		２回目	【制度適用後の変更】	２年次開始	長期履修期間３年で許可された者が、２年開始時に長期履修期間４年に延長した場合	３年間→４年間	600	450	450	450	1,950	(600×1)＋(450×3)＝1,950 →制度２回目（変更）開始 （制度初回適用の年額×１年間）＋（入学時開始モデル４年履修の年額×３年間）
	【短縮】	２回目	【制度適用後の変更】	２年次開始	入学時に長期履修期間４年で許可された者が、２年開始時に長期履修期間を３年に短縮した場合	４年間→３年間	450	750	600	－	1,800	(450×1)＋(750×1)＋(600×1)＝1,800 １年目450×1＝450 （制度変更前の年額×１年間） ２年目（600×1）＋【{(1,800－{(450×1)＋(600×1)＋(600×1)}】＝750 {（入学時開始モデル３年履修の年額×１年間）＋【修業年限基礎総額－{（制度変更前の年額×１年間）＋（入学時開始モデル３年履修の年額×１年間）＋（入学時開始モデル３年履修の年額×１年間）}】 ３年目600×1＝600 →制度２回目（変更）開始 （入学時開始モデル３年履修の年額×１年間） 計算式（制度変更前の年額×１年間）＋{（入学時開始モデル３年履修の年額×１年間）＋【修業年限基礎総額－{（制度変更前の年額×１年間）＋（入学時開始モデル３年履修の年額×１年間）＋（入学時開始モデル３年履修の年額×１年間）}】＋（入学時開始モデル３年履修の年額×１年間） 修業年限基礎総額（＝入学開始モデル総額）を下回ることはない

別表２

（単位：千円）

【リハビリテーション科学研究科の場合】		１年	２年	３年	４年	計	算定方法
通常	修業年限を基本	800	800	－	－	1,600	固定（授業料）

算定方法　長期履修時の対象学費年額＝通常の対象学費年額×（標準修業年限÷長期履修が認められた期間）

（単位：千円）

	区分	適用回数	徴収モデル			履修期間	１年	２年	３年	４年	計	算定方法
長期履修	【延長】	初回	【入学時開始】	１年次開始	長期履修期間３年で許可された場合	３年間	532 →制度開始	534	534	－	1,600	1,600÷3＝533.3 （端数を２年目、３年目に片寄せ） １年間の学費＝修業年限２年間の総額÷３年＝１年間の授業料
					長期履修期間４年で許可された場合	４年間	400 →制度開始	400	400	400	1,600	1,600÷4＝400 １年間の学費＝修業年限２年間の総額÷４年
			【在学途中開始】	２年次開始	長期履修期間３年で許可された場合	３年間	800	534 →制度開始	534	－	1,868	(800×1)＋(534×2)＝1,868 （制度適用前の通常年額×１年間）＋（入学時開始モデル３年履修の年額×２年間）
					２年開始時に長期履修期間４年で許可された場合	４年間	800	400 →制度開始	400	400	2,000	(800×1)＋(400×3)＝2,000 （制度適用前の通常年額×１年間）＋（入学時開始モデル４年履修の年額×３年間）
		２回目	【制度適用後の変更】	２年次開始	長期履修期間３年で許可された者が、２年開始時に長期履修期間４年に延長した場合	３年間→４年間	532	400 →制度２回目（変更）開始	400	400	1,732	(532×1)＋(400×3)＝1,732 （制度初回適用の年額×１年間）＋（入学時開始モデル４年履修の年額×３年間）
	【短縮】	２回目	【制度適用後の変更】	２年次開始	入学時に長期履修期間４年で許可された者が、２年開始時に長期履修期間を３年に短縮した場合	４年間→３年間	400	666 →制度２回目（変更）開始	534	－	1,600	(400×1)＋(666×1)＋(534×1)＝1,600 １年目400×1＝400 （制度変更前の年額×１年間） ２年目(534×1)＋｛(1,600－｛(400×1)＋(534×1)＋(534×1)｝】＝666 ｛(入学時開始モデル３年履修の年額×１年間)＋【修業年限基礎総額－｛(制度変更前の年額×１年間)＋(入学時開始モデル３年履修の年額×１年間)＋(入学時開始モデル３年履修の年額×１年間)｝】 ３年目534×1＝534 （入学時開始モデル３年履修の年額×１年間） 計算式（制度変更前の年額×１年間)＋｛(入学時開始モデル３年履修の年額×１年間)＋【修業年限基礎総額－｛(制度変更前の年額×１年間)＋(入学時開始モデル３年履修の年額×１年間)＋(入学時開始モデル３年履修の年額×１年間)｝】＋(入学時開始モデル３年履修の年額×１年間) 修業年限基礎総額（＝入学開始モデル総額）を下回ることはない

別表 3

（単位：千円）

【こども発達学研究科の場合】		1 年	2 年	3 年	4 年	計	算定方法
通常	修業年限を基本	800	800	－	－	1,600	固定（授業料）

算定方法　長期履修時の対象学費年額＝通常の対象学費年額×（標準修業年限÷長期履修が認められた期間）

（単位：千円）

	区分	適用回数	徴収モデル			履修期間	1 年	2 年	3 年	4 年	計	算定方法
長期履修	【延長】	初回	【入学時開始】	1 年次開始	長期履修期間 3 年で許可された場合	3 年間	532	534	534	－	1,600	1,600÷3＝533.3 （端数を 2 年目、3 年目に片寄せ） →制度開始 1 年間の学費＝修業年限 2 年間の総額÷ 3 年＝ 1 年間の授業料
					長期履修期間 4 年で許可された場合	4 年間	400	400	400	400	1,600	1,600÷4＝400 →制度開始 1 年間の学費＝修業年限 2 年間の総額÷ 4 年
			【在学途中開始】	2 年次開始	長期履修期間 3 年で許可された場合	3 年間	800	534	534	－	1,868	(800×1)＋(534×2)＝1,868 →制度開始 （制度適用前の通常年額× 1 年間）＋（入学時開始モデル 3 年履修の年額× 2 年間）
					2 年開始時に長期履修期間 4 年で許可された場合	4 年間	800	400	400	400	2,000	(800×1)＋(400×3)＝2,000 →制度開始 （制度適用前の通常年額× 1 年間）＋（入学時開始モデル 4 年履修の年額× 3 年間）
		2 回目	【制度適用後の変更】	2 年次開始	長期履修期間 3 年で許可された者が、2 年開始時に長期履修期間 4 年に延長した場合	3 年間→ 4 年間	532	400	400	400	1,732	(532×1)＋(400×3)＝1,732 →制度 2 回目（変更）開始 （制度初回適用の年額× 1 年間）＋（入学時開始モデル 4 年履修の年額× 3 年間）
	【短縮】	2 回目	【制度適用後の変更】	2 年次開始	入学時に長期履修期間 4 年で許可された者が、2 年開始時に長期履修期間を 3 年に短縮した場合	4 年間→ 3 年間	400	666	534	－	1,600	(400×1)＋(666×1)＋(534×1)＝1,600 1 年目400× 1 ＝400 （制度変更前の年額× 1 年間） 2 年目(534×1)＋｛(1,600－｛(400×1)＋(534×1)＋(534×1)｝】＝666 ｛(入学時開始モデル 3 年履修の年額× 1 年間)＋【修業年限基礎総額－｛(制度変更前の年額× 1 年間)＋(入学時開始モデル 3 年履修の年額× 1 年間)＋(入学時開始モデル 3 年履修の年額× 1 年間)｝】 3 年目534×1＝534 （入学時開始モデル 3 年履修の年額× 1 年間） →制度 2 回目（変更）開始 計算式（制度変更前の年額× 1 年間）＋｛(入学時開始モデル 3 年履修の年額× 1 年間)＋【修業年限基礎総額－｛(制度変更前の年額× 1 年間)＋(入学時開始モデル 3 年履修の年額× 1 年間)＋(入学時開始モデル 3 年履修の年額× 1 年間)｝】＋(入学時開始モデル 3 年履修の年額× 1 年間） 修業年限基礎総額（＝入学開始モデル総額）を下回ることはない

北海道文教大学除籍・復籍に関する取り扱い内規

（平成28年５月18日　程　第１号）

（目　　的）

第１条　この内規は、北海道文教大学学則第22条及び北海道文教大学院学則第36条（以下「学則等」という。）に規定する除籍及び復籍に関する取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（授業料未納者の除籍）

第２条　授業料等未納については「学費等の納付に関する取り扱い内規」に従い取り扱い、授業料を２期未納した者は、学則等第22条第１項第１号の規定により当該年度末日で除籍する。

（長期間行方不明者の除籍）

第３条　本学からの文書又は電話による連絡に対し、１年間何の返信もない長期間行方不明者については、学則等第22条第１項第４号の規定により除籍する。

（休学期間満了後の無手続者の除籍）

第４条　休学期間満了になり、別紙１「修学届」又は休学継続等の手続きをしない者は、学則等第22条第１項第５号の規定により、休学期間末日で除籍する。

（履修登録をしない者の除籍）

第５条　履修すべき科目が開講されていない等の正当な理由がなく履修登録をしない者は、学則等第22条第１項第６号の規定により、前期にあっては６月末日付け、後期にあっては12月末日付けで除籍する。

（復籍の取り扱い）

第６条　学長は、除籍した日の翌日から起算して１年以内に、当該除籍の事由となった事柄が無くなり、別紙２「復籍願」により願い出があったときは、学則等第22条第２項の規定により、教授会の議を経て、復籍を許可することができる。

２　前項の時期は、学期の始めとする。

３　前項の規定にかかわらず、学則第35条に該当している者の復籍の時期は、授業料を納入した後の直近の卒業日とし、同日付けで卒業させる。

４　復籍を許可した者の復籍後の在学期間は、除籍前の在学期間に通算する。

５　復籍を許可した者の復籍後の学年は、原則として除籍前の学年とする。

（改　　廃）

第７条　この内規の改廃は、教授会の議を経て学長が行うものとする。

附　　則

この内規は、平成28年４月１日から適用する。

（別紙１）

修　　学　　届

年　　月　　日

北海道文教大学　学長　　殿

学　　部
学　　科
学 籍 番 号
学 生 氏 名　　㊞
保証人氏名　　㊞
（父母等）

私は下記の期間休学していましたが、この期間終了後は、　　年　　月　　日から修学いたしますので、お届けします。

記

１．休学承認期間　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで

２．添付書類（病気のため休学していた場合、診断書等を添付すること）

★大学記入欄

異動簿整理	年　月　日	㊞
担　任・ アドバイザー	年　月　日	確認　㊞
その他		

（別紙２）

復　　籍　　願

年　　月　　日

北海道文教大学　学長　　殿

除籍となった
学　　部
学　　科
学 籍 番 号
学 生 氏 名　　㊞
保証人氏名　　㊞
（父母等）

私は下記のとおり除籍となりましたが、除籍となった事由が解消しましたので、　年　　月　　日から復籍いたしたくご許可願います。

記

1．除籍年月日　　年　　月　　日
2．除籍となった事由

3．添付書類

★大学記入欄

異動簿整理	年　月　日	㊞
担　任・ アドバイザー	年　月　日	確認　㊞
その他		

北海道文教大学ソーシャルメディアガイドライン

（平成27年９月２日　学生委員会）

「ソーシャルメディア」が急速に普及し身近なものとなっています。しかしインターネット上で発信した情報には、不特定多数の利用者がアクセス・閲覧できること、一度発信した情報は完全に削除できないことなど、社会・友人・自分自身に対して甚大な悪影響を及ぼす危険がいっぱい潜んでいます。何気ない行為が取り返しのつかない事態に陥り、法令違反による刑事罰、民事訴訟等の罪に問われるリスクもあります。

北海道文教大学の学生がソーシャルメディアを使用する際には、法令やマナーに気をつけて適切に利活用し、責任ある行動を常に意識して下さい。そのため、このガイドラインを作成しました。

１．定義

⑴　ソーシャルメディアとは

インターネット上で展開される、不特定多数のユーザーがコミュニケーションを行うことができるメディア［ブログ、プロフ、Twitter、YouTube、Wiki、LINE、SNS（Facebook・Mixi・GREE・Mobage・Amebaなど）、電子掲示板など］

⑵　適用範囲

学生個人、学友会・クラブ・同好会・愛好会等の団体

２．注意事項

⑴　法令遵守（じゅんしゅ）

憲法、刑法等の日本国・留学先等の法令・公序良俗を遵守すること。

①　他人の音楽公開・映像公開は、著作権侵害となる。 ②　許可を得ていない人の人物公開は、肖像権侵害となる。 ③　「未成年で飲酒・喫煙した、カンニングをした」などの発信は、そもそも許される行為ではなく、法的処分、学内処罰の対象となる。

⑵　知的財産権の保護

他人（会社）の著作権、商標権、特許権などの知的財産を侵害しないこと。

①　会社のロゴマーク等を許可なく掲載しない。 ②　根拠なく商品の価値を落としめる情報を掲載しない。 ③　芸能人の写真、映像を許可なく掲載しない。

⑶　守秘義務・機密情報の取り扱い

学内、アルバイト・インターンシップ先等で知った業務情報は、一般に守秘すべき情報であり、公開しないこと。

①　就職内定先の会社情報は、発信しない。 ②　実習先の学校、病院、会社等で得た資料は、発信しない。

⑷　人権や倫理の尊重

人種・民族に関する中傷・侮辱、他者が嫌悪感を抱く性的・公序良俗に反するもの、公共性・公益性に反するものの表現をしないこと。

①　他人の肖像写真・動画等の肖像権を侵害しない。 ②　○○君、××で飲み会などと、交友関係を無断で投稿しない。

⑸　正確な情報発信と不適切な発言の即時訂正

虚偽情報、不正確な情報は発信しないこと。また、不適切な発言と気づいたら、素早く訂正すること。

① 一度発信した内容は、完全には削除できなく、発信したものは永久に公開されるものと思って十分注意して掲載する。
② たとえ個人的なページでも、軽い冗談のつもりが転送され、大きな社会問題となることがある。
③ 情報発信先、読者は誰か、情報を発信するたびに確認する。

⑹ プライバシー保護（他人及び自分自身）

書き込んだ内容を、不特定多数の人が見るので、他人のプライバシー暴露、侮辱するような書き込みはしないこと。

① 他人のプライバシー・個人情報は相手方の了解が必要であること。特に写真・動画の中に個人情報がある場合があるので、十分注意が必要である。
② 自分の個人情報は「何を」「どこまで」公開するか、範囲の確認が必要である。
③ 匿名で発信していても、発信内容から個人を特定されることがある。
④ 発信するたびに「公開」「非公開」「友達のみ」等の公開範囲の確認が必要である。
⑤ GPS機能のある機種で撮影した写真等は、位置情報が埋め込まれている場合があるので、注意が必要である。

⑺ 大学の一員たる自覚

本学の学生として良識と品位のある発言と投稿をすること。

① 大学名がわかる発言は、大学の学生を代表したとのイメージで受け取られやすいため、礼儀正しく、良識ある態度で投稿し、偏った思想等を相手に与えないようにする。
② 大学の悪いイメージを社会に与えることを目的にして、不正確な情報を学生として発信しない。

3．相談・連絡先

インターネット上で困ったことや問題を発見した場合は、学務部学生課に連絡・相談して下さい。

北海道文教大学学務部学生課
〒061-1449　恵庭市黄金中央５丁目196番地の１
電話：0123-34-0011

北海道文教大学無線LAN利用ガイドライン

1．目的

この北海道文教大学の無線LAN利用ガイドライン（以下「本学ガイドライン」という）は、本学キャンパス内で無線LANを使用する際に遵守しなければならない事項をまとめたものです。

無線LAN環境は便利な反面、目に見えない電波を利用していることにより、有線LANに比べてセキュリティ対策を十分に行わないで無線LAN利用すると、盗聴、情報漏洩などの被害を受けかねません。

本学ガイドラインは、本学キャンパスでの無線LANの安全な使用を促し、本学の研究・教育に貢献することを目的としています。

無線LANは、全学利用者の共有の資源で限りがあります。利用者の皆さんが快適に利用するため、動画や写真など容量の大きなコンテンツは、必要最小限の利用とするよう心がけてください。

2．構成

本学ガイドラインに定めるネットワークとは、以下に定めるデータ通信にかかわる装置や設備と関連事項を示します。

⑴　本学内に配置した配線やアクセスポイント
⑵　無線LANで使用するPoE（Power over Ethernet）給電機能付きHUB
⑶　無線LANで使用するIPアドレス
⑷　無線LANで使用する関連の機器類

3．利用者

無線LANを利用することができる者（以下「利用者」という）は、本学の学生、教員、職員、外部からの来訪者（ゲスト）とします。

⑴　利用者は利用のための申請を特に必要としません。
⑵　利用者が来訪者（ゲスト）の場合は、必要に応じて、来訪目的に関与している本学教職員が当該来訪者にSSIDとパスワードをお知らせするものとする。

4．管理者

本学ガイドラインに定める無線LANとは、2．に定めた機器を指し、管理者はその動作に対して責任を負います。

⑴　管理者は利用者に対し適切な無線LANの利用を促さなければなりません。
⑵　利用者への運用対応及び管理は、ネットワーク専門部会を所掌する総務部が行います。設定やトラブルに関しては、予め総務部から事務局各部等へ「Wi-Fiサポートセンター」の問い合わせ電話番号をお知らせしますので、関係部署で対応してください。
⑶　無線LAN全般の維持・管理は、ネットワーク専門部会を所掌する総務部が行います。

5．利用の要件

学内での無線LAN使用にあたっては、次の項目全てを満たす必要があります。

⑴　利用の機器は以下とします。
　①　ノートパソコン等（Windows、Mac等）
　　・OSとウイルス対策ソフト及び定義体ファイルの最新化を行います。
　②　タブレット等（Windows、Android、iOS等）
　　・Windows版はOSとウイルス対策ソフト及び定義体ファイルの最新化を行います。
　　・Android、iOS版は基本ソフトの最新化を行います。
　③　スマートフォン等（Android、iOS等）
　　・Android、iOS版は基本ソフトの最新化を行います。
⑵　利用場所は本学校舎内とします。また、利用のネットワークを敷地外へ延長しないこと。

6．禁止事項

無線LAN環境は、利用者の共有の資源です。無線LANを利用する者は、次の各号に定める行為を行ってはなりません。

⑴　ネットワークの運用を妨げるような行為

⑵　ネットワークを利用して有害なウイルスやプログラム等を作成、もしくは提供する行為
⑶　営業目的でネットワークを利用する行為、又はその準備を目的とした行為
⑷　本学や他の利用者、第三者の知的財産権、著作権、肖像権やプライバシー等を侵害する行為
⑸　各種の情報の利用に際し、知的財産権によって保護されているソフトウェアを利用許諾権の範囲を超えて複写、修正及び提供する行為
⑹　施設外での利用や、敷地外へ延長をする行為
⑺　誹謗、中傷など利用者、第三者の名誉を害すること、卑猥又は公序良俗に反する情報を他の利用者、第三者に提供する行為
⑻　事実に反する又はその恐れのある情報を提供する行為
⑼　犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為、又はその恐れがある行為
⑽　法令に違反する行為、違反する恐れがある行為、もしくは社会慣習に反する行為
⑾　その他、本学が不適切と判断する行為

7．違反行為等に対する措置と罰則

禁止事項に違反した利用者に対して、本学は次の各号に定める措置を取ることができます。

⑴　利用資格の停止或いは失効の措置
⑵　緊急で止むを得ない場合は、仮の措置として、利用権限の停止、利用の制限、その他の必要な措置
⑶　禁止事項に違反することにより故意に損害を与えた場合は、当該利用者に対して、損害に相当する金額の請求
⑷　懲罰について
　「本学ガイドライン」に規定する禁止事項に違反した者は、その違反内容によっては罰則を科せられる場合があります。

8．利用者責任

利用者はネットワークを利用する際には、次の各号の定める責任を負うものとします。

⑴　利用者が、ネットワーク上で行う通信の内容
⑵　利用者が、ネットワークで提供を受けるサービス及びその情報
⑶　利用者が、ネットワークを利用することにより発生した損害及び障害
⑷　利用者個人に属する資源内容についての保護
⑸　利用者自身で設定したパスワードの管理
⑹　その他に定める責任
　①　情報の公開に伴う責任は、情報を作成もしくは公開した利用者が全て負うものとし公開情報の中に責任の所在を明記するものとします。
　②　ユーザID及びパスワードは、利用者本人の責任において管理し、第三者に利用使用、譲渡・再貸与してはならない。
　また、他のユーザID及パスワードを不正に取得・使用する行為、又は他人を詐称する行為を行ってはならない。
　③　ユーザIDが第三者によって不正に使用された形跡がある場合には、直ちに「ネットワーク専門部会」にその旨を連絡しなければならない。

9．ガイドラインの改廃

本ガイドラインの改廃修正は、「ネットワーク専門部会」の審議を経て決定します。
初版は2015年10月１日に承認を得て、同日より施行します。
改版は2019年10月１日に承認を得て、同日より施行します。

北海道文教大学障がいのある学生に関する基本方針

（令和３年11月16日　学長決定）

（趣　　旨）

第１条　この基本方針は（以下「方針」という。）は、北海道文教大学（以下「本学」という。）が本学の教育理念に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」に照らして、障がいのある学生（以下「障がい学生」という。）を受け入れ、修学等の支援を適切に行うために必要な事項を定めるものとする。

（定　　義）

第２条　この方針における障がい学生とは、障害者基本法第２条第１号に規定する、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害がある者で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあり、本学への入学を志願する者及び在学する者であって、本人が支援を受けることを希望する者をいう。

（受入れ及び修学等の支援に係る方針）

第３条　本学は、入試、入学から卒業までの修学に関する事項、進学や就職に関する事項において、障がいのない学生と等しく学生生活が送れるよう修学機会を確保する。

２　本学は、障がい学生から支援を必要としている旨の意思の表明に基づき、入学前又は入学後のいずれの時期においても適切に対応する。

（支援体制）

第４条　障がい学生支援は、学長のもと本学の全教職員が責任をもって適切に対応する。

２　本学では、障がいのある学生に円滑かつ適切に支援を行うための支援体制の確保に努める。

３　支援の実施にあたっては、個々の障がいの程度や内容に応じて、必要かつ合理的な配慮を検討し、各所属学科をはじめ、関係部署が連携しながら対応する。

４　本学は、支援の提供にあたり、関係部局間の調整を行うために、入学前においては入試委員会を活用し、在学生に関しては障がい学生支援委員会を設ける。

（障がい学生支援委員会）

第５条　障がい学生支援委員会に関する規程は、別に定める。

（相談体制）

第６条　本学は、障がい学生及びその家族その他の関係者からの支援に関する相談に対応するための窓口を設ける。

（個人情報の保護）

第７条　「個人情報の保護に関する法律」及び学校法人鶴岡学園が定める「特定個人情報の適切な取り扱いに関する規程」に基づき、個人情報の保護を図りながら対応する。

（情報の公開等）

第８条　本学は障がいのある学生の受入体制・方針を明確にするとともに、広く情報の公開に努める。

（方針の改廃）

第９条　この方針の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が行うものとする。

※なお「障害」の表記は、法令などで使われているものを示すときは「障害」とし、それ以外の表記はひらがなの「障がい」としている。

学校法人鶴岡学園ハラスメント防止ガイドライン

1．ガイドラインの目的

本学園では、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント並びにアカデミック・ハラスメントなどあらゆるハラスメントの根絶を目指し、その防止・排除に全学園を上げて取り組んでいます。本学園の職員は、他の職員、学生等及び関係者と接するに当たり、人格の尊重並びに大切なパートナーであるという意識を持つことの重要性について充分認識して、勉学・研究・課外活動・就労について快適で豊かな環境を提供できるよう学校法人鶴岡学園ハラスメント防止等に関する規程及び同細則並びに本ガイドラインを制定いたしました。

2．ハラスメントとは何か

ハラスメントとは、相手側の意に反する言動等により、相手側に不快感や不利益を与え、教育・研究、就学及び就労の環境を悪化させることをいいます。ハラスメントには、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント並びにアカデミック・ハラスメントがあり、セクシュアル・ハラスメントとは、優位な立場や権限を利用して性的な強要や働きかけをいい、パワー・ハラスメントとは、立場や権限、人間関係などの職場内の優位性を背景にして、業務の適正な範囲を超えて、精神的、身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為をいい、アカデミック・ハラスメントとは、優位な立場や権限を利用したあらゆる人間関係のトラブルの内、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを除いた残りの全ての問題をアカデミック・ハラスメントとして捉えています。

3．本学園の対応

本学園では、責任を持ってハラスメントの根絶を目指していますが、ハラスメントが発生した場合には、ハラスメントに起因する苦情の処理及び被害者の救済並びにその責任の所在を明確にいたします。

4．ハラスメントに対する本学職員の基本的な心構え

① ハラスメントに対する受け止め方は、個人間、男女間、世代間及び受ける人物の立場等により差があり、ハラスメントか否かは相手の判断であることを充分認識します。

② ハラスメントを受けた者が、上司、指導教員等との人間関係を考え、拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らず、拒否の意思表明ができないことも少なくないが、それを同意・合意と勘違いしてはならないということを認識します。

③ 大学における人間関係がそのまま持続する歓迎会のような場合において、職員、学生等にハラスメントを行うことについても同様に注意します。

④ ハラスメントについて問題提起をする学生、職員等をいわゆるトラブルメーカーと見たり、個人的な問題と片付けないで、就学上又は就労上の適正な環境の確保のために皆で取り組むことを日頃から心がけています。

⑤ 被害者は「恥ずかしい」、「トラブルメーカーとのレッテルを貼られたくない」、「仕返しが怖い」などの考えから、他の人に対する相談をためらうことがある。被害を深刻にしないように、本学職員は気がついたことがあれば、声をかけて気軽に相談に乗ります。

⑥ ハラスメントが見受けられる場合は、就学上又は就労上の環境に重大な悪影響が生じたりしないうちに、機会を捉えて注意を促すなどの対応をとります。

5．ハラスメントの具体例

⑴ セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントになり得る言動として次のようなものがある。

1）性的な内容の発言関係

① スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にすること

② 聞くに堪えない卑猥な冗談を交わすこと

③ 体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」、「もう更年期か」などと言うこと

④ 性的な経験や性生活について質問すること

⑤ 性的な風評を流したり、性的なからかいの対象とすること

⑥ 性別により差別しようという意識等に基づくものとして「男の癖に根性がない」、「女には仕事を任せら

れない」、「女性は職場の花でありさえすればいい」「女は学問などしなくても良い」などと発言すること
⑦　成人に対して、「男の子」、「女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をすること

2）性的な行動関係
①　ヌードポスター等を職場に貼ること
②　雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりすること
③　職場のパソコンのディスプレイに猥褻な画像を表示すること
④　身体を執拗に眺め回すこと
⑤　食事やデートにしつこく誘うこと
⑥　性的な内容の電話を掛けたり、性的な内容の手紙、Eメールを送りつけること
⑦　身体に不必要に接触すること
⑧　不必要な個人指導を行うこと
⑨　浴室や更衣室等を覗き見すること
⑩　女性であるというだけでお茶くみ、掃除、私用等を強要すること
⑪　女性であるというだけで仕事や研究上の実績等を不当に低く評価すること

3）主に職場外において起こるもの
①　性的な関係を強要すること
②　職場やゼミナールの旅行の宴会の際に浴衣に着替えることを強要すること
③　出張への同行を強要したり、出張先で不必要に自室に呼ぶこと
④　自宅までの送迎を強要すること
⑤　住居等まで付け回すこと
⑥　カラオケでのデュエットを強要すること
⑦　酒席で、指導教員、上司等のそばに座席を指定したり、お酌やチークダンス等を強要すること

⑵　パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントになり得る言動として次のようなものがある。

1）身体的な攻撃
①　ネクタイを引っ張る、頭を叩く（小突く）
②　物を投げる
③　劣悪な環境で仕事をさせられる

2）精神的な攻撃
①「馬鹿、人としてなってない」等の暴言を吐かれる
②「何でもいいからハイと言え」等の強要・暴言
③　呼び名は「婆さん」・業務命令はいつも怒声である
④　部下への非難を言うミーティングを上司が行う

3）人間関係からの切り離し
①　勤務場所の隔離
②　仲間外しや、無視をする
③　福利厚生の一環である行事への参加を拒否される

4）過大な要求
①　業務上明らかに不要なことや遂行不可能な業務の強制
②　業務の妨害
③　業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた業務を命じる

5）過小な要求
①　程度の低い業務を命じる
②　業務を与えない

6）個の侵略
①　私生活への干渉

⑶　アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントになり得る言動として次のようなものがある。

1）授業等に対する苦情
①　授業で誤りを指摘したら、逆に怒られた

2）単位認定・論文作成に絡んだトラブル
①　卒業に必要な単位を認めない

② 論文提出を受理しない
③ 「卒業させない・単位をやらない」等の発言
④ 中間発表をさせてくれない

3）日常的な指導拒否・差別、研究の妨害
① 自分だけ研究テーマが与えられない
② 実験器具を使わせてもらえない
③ 他人に助言を求めることを禁止された

4）業績の搾取
① 論文のファーストオーサーを無関係の人にする
② 自分のアイデアや実験結果を別の人の研究のために用いる

5）身体的、精神的暴力
① 殴る・蹴るといった暴力を受ける
② 「能力がない、馬鹿」等の暴言を吐かれる
③ ゼミ参加者全員の前で怒鳴り散らされる

6）研究室運営に対する不満
① 学生同士のトラブルに何も働きかけてくれない
② 放任主義で何も指導しない

7）極端な長さの労働時間
① 年に休みが3日だけ
② 毎日終電まで。泊まりでの実験

8）就職・進路に関するトラブル
① 推薦状を書いてもらえない

6．ハラスメントが発生した場合の対応について

上記の具体例に書かれているようなハラスメントが万が一発生した場合は、一人で我慢しないで必ず何らかの行動を起こしてください。

① 一人で我慢しているだけでは、問題は解決しません。ハラスメントを無視したり、受け流しているだけでは、必ずしも状況は改善しないということをまず認識してください。まずは相手にはっきりと「不快である」「やめて下さい」と言葉・態度で伝えてください。

② 「恥ずかしい」、「トラブルメーカーとのレッテルを貼られたくない」、「仕返しが怖い」などと考えがちだが、被害を深刻なものにしない、他に被害者を作らないとの考えに立ち、勇気を持って行動してください。「不快である」「やめて下さい」と言葉・態度で伝えてもハラスメントが続くようであれば、いつ、どこで、どのようにハラスメントがあったかを必ず記録をとり、更に他の人に相談することをためらうことがあるが、信頼できる人に必ず相談してください。繰り返しになりますが、一人では、問題は解決しません。

③ 本学園では、恵庭キャンパス、札幌キャンパスにそれぞれ相談窓口、相談員を設置しています。一人で我慢していたらダメです。ハラスメントが発生したら、恵庭キャンパスの学生は、教務課又は学生課の相談窓口に行ってください。留学生については、学生課の相談窓口に行ってください。
札幌キャンパスの学生生徒は、事務室の相談窓口に行ってください。
職員の方は、総務課の相談窓口に行ってください。

④ 相談員及びハラスメントの苦情処理に携わる者は、当事者のプライバシー、名誉、その他の人権に配慮するとともに、知り得た秘密を他に決して漏らしません。

⑤ 各相談窓口では、ハラスメントの中身に立ち入ることはありません。ハラスメントが発生した場合には直ちに相談員に連絡します。

⑥ 相談員は、親身になって被害者の話を聞き、問題点を整理して、問題解決に向け努力いたします。また、被害の内容・程度により、ハラスメント防止対策委員長に報告して、委員長の判断によりハラスメント防止対策専門委員会を設置して、その専門委員会が問題解決・被害者の救済に当たります。

本学園では、責任を持って必ず問題を解決し、被害者を救済いたします。

ハラスメント防止に関する学内機構図

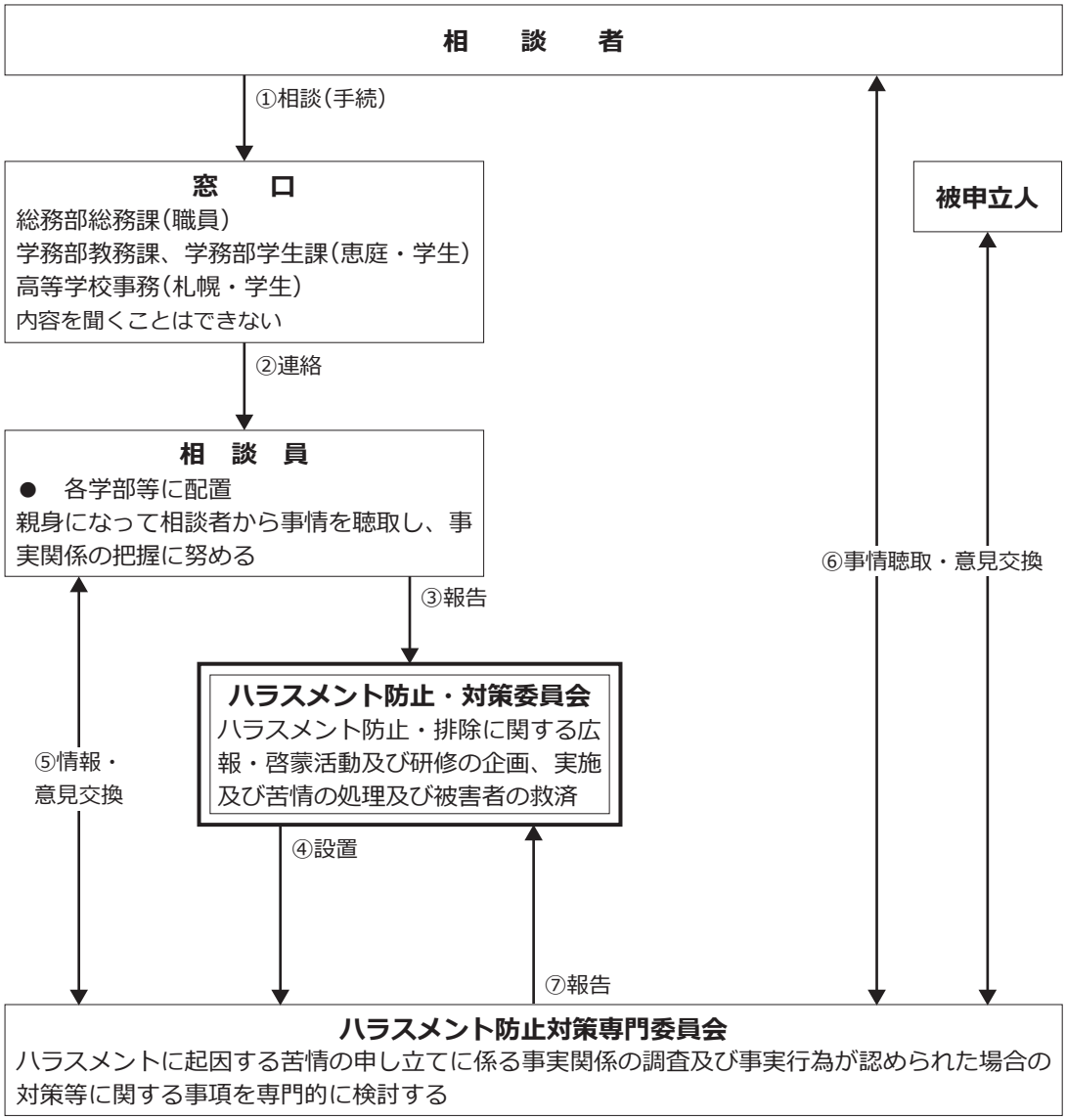

学校法人鶴岡学園ハラスメント防止等に関する規程

（平成17年９月20日　則　第９号）

（趣　　旨）

第１条　この規程は、学校法人鶴岡学園（以下「本学園」という。）におけるハラスメントの防止・排除及びハラスメントが生じた場合の対応（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定　　義）

第２条　この規程において、ハラスメントとは、相手側の意に反する言動等により、相手側に不快感や不利益を与え、教育・研究、就学及び就労の環境を悪化させることをいう。

（理事長の責務）

第３条　理事長は、ハラスメントの防止等に関する事項を総括する。

（委 員 会）

第４条　本学園に、ハラスメントの防止等に適切な実施を期するため、ハラスメント防止・対策委員会（以下「委員会」という。）、防止対策専門委員会（以下「専門委員会」という。）及び相談員を置く。

（審議事項）

第５条　委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

⑴　ハラスメントを防止・排除するための広報・啓蒙活動及び研修の企画及び実施に関すること。

⑵　ハラスメントに起因する苦情の処理及び被害者の救済に関すること。

⑶　その他ハラスメントの防止等に関すること。

（委員会組織）

第６条　委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

⑴　学長、副学長、各学部長、各研究科長、各学科長、明清高等学校長、附属幼稚園長、学生委員長

⑵　事務局長、事務局次長、総務部長、学務部長、総務課長、教務課長、学生課長、高等学校事務長

⑶　その他本学園の職員で委員会がハラスメントに識見を有すると認めた者若干名

２　前項第３号の委員は、理事長が任命する。

３　第１項第３号の委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

４　委員会に委員長を置き、理事長が指名する。

５　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

６　委員長の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

（議　　決）

第７条　委員会は、委員の２分の１以上の出席により成立し、議事は、出席者の４分の３以上の同意によって決する。

（意見の聴取）

第８条　委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

（専門委員会）

第９条　専門委員会は、委員会の付託に基づき、ハラスメントに起因する苦情の申立てに係る事実関係の調査及び事実行為が認められた場合の対策等に関する事項を専門的に検討する。

（専門委員会の構成）

第10条　専門委員会は、委員会の委員５名をもって構成する。

２　前項の委員は、委員会の推薦に基づき、理事長が任命する。

３　専門委員会の委員の任期は、当該事案について委員を任命された日から、当該事案の調査及び審議が全て終了した日までとする。

4　専門委員会に委員長を置き、理事長が指名する。
5　委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。
6　専門委員会は、委員の４分の３以上の出席により成立し、議事は、出席者の４分の３以上の同意によって決する。
7　委員長は、決した事項について委員会委員長に報告しなければならない。

（相 談 員）
第11条　本学園に、ハラスメントに関する苦情の申立及び相談に対応するため、相談員を配置する。
2　相談員は、本学職員のうちから若干名を委員会の推薦に基づき理事長が任命し、教職員及び学生・生徒に公表する。
3　相談員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

（相談員の業務）
第12条　相談員は、以下の事項を所管する。
⑴　事案に応じて、男女の別などを考慮して編成された２名程度の構成により、申立て人から事情を聴取して、事実関係の把握に努め、必要な措置を検討して、委員会委員長に報告すること。
⑵　専門委員会の設置後は、専門委員会との連携により、相手方の事情聴取、斡旋、助言等を行うこと。

（相談窓口）
第13条　ハラスメントに関する苦情及び相談は各相談員において行う他、総務部総務課、学務部教務課、学務部学生課及び高等学校事務室に窓口を設ける。
2　窓口における担当者は、相談者の希望に基づき、相談員による面接の機会を設ける。ただし、相談内容を聴取してはならない。

（プライバシー等の保護）
第14条　相談員及びハラスメントの苦情処理に携わる者は、当事者のプライバシー、名誉、その他の人権に配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（ハラスメントに対する措置等）
第15条　理事長は、ハラスメントの事実が認められた場合には、就学、就労、教育若しくは研究の環境を改善し、又はその他適切な措置を講ずるものとする。

（庶　　務）
第16条　委員会、専門委員会及び相談員に関する庶務は、総務部総務課、学務部教務課、学務部学生課及び高等学校事務室において処理する。

（改　　廃）
第17条　この規程の改廃は、委員会の議を経て理事会が行うものとする。

附　　則
この規程は、平成17年10月１日から施行する。
附　　則
この規程は、平成17年11月25日から施行する。
附　　則
この規程は、平成19年９月27日から施行し、平成19年８月９日から適用する。
附　　則
この規程は、平成21年８月29日から施行し、平成21年４月１日から適用する。
附　　則
この規程は、平成23年４月１日から施行する。
附　　則
この規程は、平成29年９月22日から施行する。

ハラスメント防止に関する学内機構図

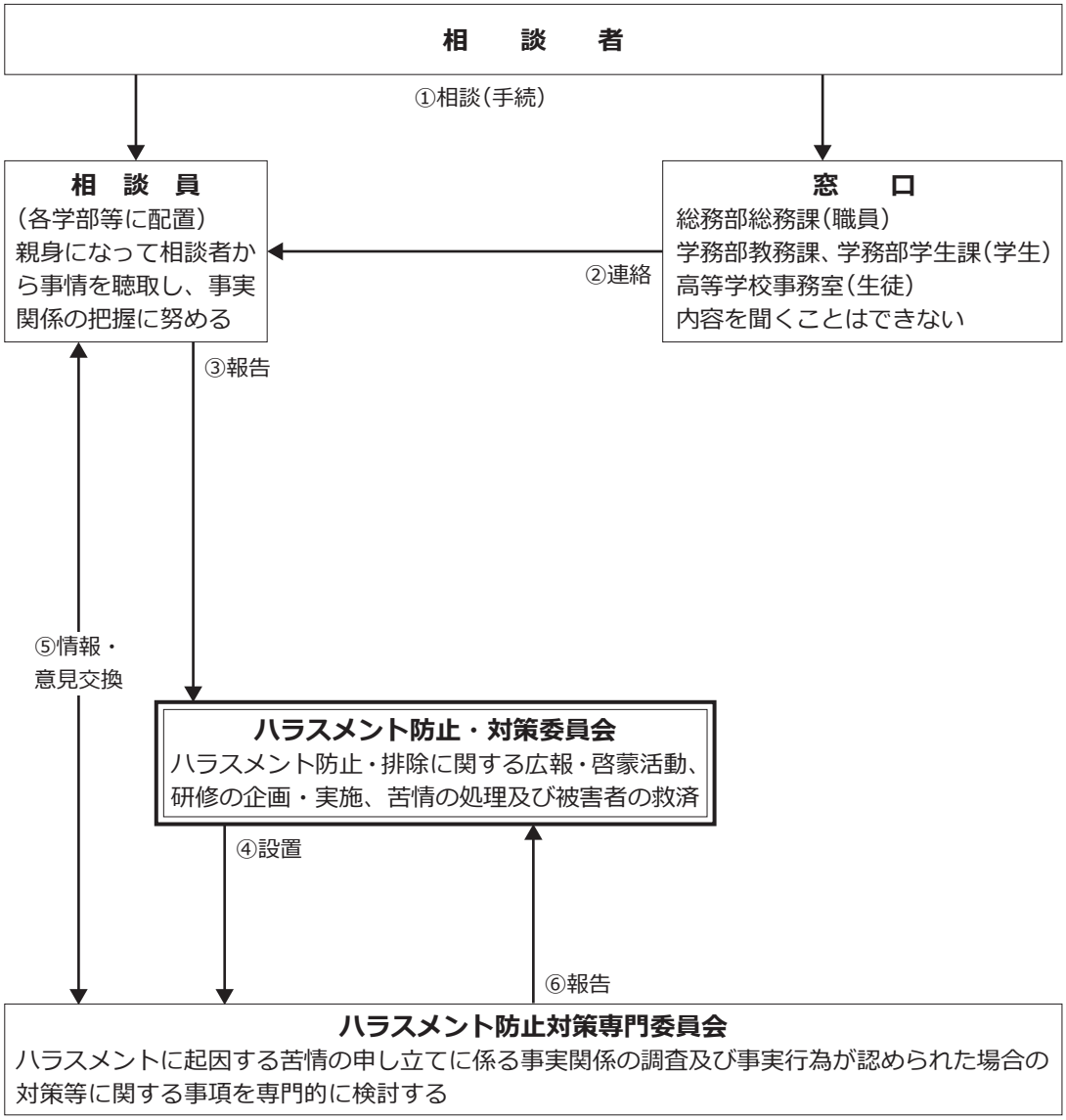

学校法人鶴岡学園ハラスメント防止等に関する細則

（平成17年９月20日　則　第10号）

（趣　　旨）

第１条　この内規は、学校法人鶴岡学園（以下「本学園」という。）の職員がハラスメントの防止・排除のために必要な事項を定めるものとする。

（意識の重要性）

第２条　本学園の職員は、ハラスメントの防止・排除するため他の職員、学生等及び関係者と接するに当たり、人格の尊重並びに大切なパートナーであるという意識を持つことの重要性について充分認識しなければならない。

（基本的な心構え）

第３条　ハラスメントに対する受け止め方は、個人間、男女間、世代間及び受ける人物の立場等により差があり、ハラスメントか否かは相手の判断であることを充分認識しなければならない。

２　ハラスメントを受けた者が、上司、指導教員等との人間関係を考え、拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らず、拒否の意思表明ができないことも少なくないが、それを同意・合意と勘違いしてはならない。

３　大学における人間関係がそのまま持続する歓迎会のような場合において、職員、学生等にハラスメントを行うことについても同様に注意しなければならない。

（セクシュアル・ハラスメント）

第４条　セクシュアル・ハラスメントになり得る言動として次のようなものがある。

⑴　性的な内容の発言関係

①　スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にすること

②　聞くに堪えない卑猥な冗談を交わすこと

③　体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」、「もう更年期か」などと言うこと

④　性的な経験や性生活について質問すること

⑤　性的な風評を流したり、性的なからかいの対象とすること

⑥　性別により差別しようという意識等に基づくものとして「男の癖に根性がない」、「女には仕事を任せられない」、「女性は職場の花でありさえすればいい」「女は学問などしなくても良い」などと発言すること

⑦　成人に対して、「男の子」、「女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をすること

⑵　性的な行動関係

①　ヌードポスター等を職場に貼ること

②　雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりすること

③　職場のパソコンのディスプレイに猥褻な画像を表示すること

④　身体を執拗に眺め回すこと

⑤　食事やデートにしつこく誘うこと

⑥　性的な内容の電話を掛けたり、性的な内容の手紙、Eメールを送りつけること

⑦　身体に不必要に接触すること

⑧　不必要な個人指導を行うこと

⑨　浴室や更衣室等を覗き見すること

⑩　女性であるというだけでお茶くみ、掃除、私用等を強要すること

⑪　女性であるというだけで仕事や研究上の実績等を不当に低く評価すること

⑶　主に職場外において起こるもの

①　性的な関係を強要すること

②　職場やゼミナールの旅行の宴会の際に浴衣に着替えることを強要すること

③　出張への同行を強要したり、出張先で不必要に自室に呼ぶこと

④　自宅までの送迎を強要すること

⑤　住居等まで付け回すこと

⑥　カラオケでのデュエットを強要すること
⑦　酒席で、指導教員、上司等のそばに座席を指定したり、お酌やチークダンス等を強要すること

（パワー・ハラスメント）

第５条　パワー・ハラスメントになり得る言動として次のようなものがある。

⑴　身体的な攻撃
①　ネクタイを引っ張る、頭を叩く（小突く）
②　物を投げる
③　劣悪な環境で仕事をさせられる

⑵　精神的な攻撃
①　「馬鹿、人としてなってない」等の暴言を吐かれる
②　「何でもいいからハイと言え」等の強要・暴言
③　呼び名は「婆さん」・業務命令はいつも怒声である
④　部下への非難を言うミーティングを上司が行う

⑶　人間関係からの切り離し
①　勤務場所の隔離
②　仲間外しや、無視をする
③　福利厚生の一環である行事への参加を拒否される

⑷　過大な要求
①　業務上明らかに不要なことや遂行不可能な業務の強制
②　業務の妨害
③　業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた業務を命じる

⑸　過小な要求
①　程度の低い業務を命じる
②　業務を与えない

⑹　個の侵略
①　私生活への干渉

（アカデミック・ハラスメント）

第６条　あらゆる人間関係のトラブルの内､セクシュアル･ハラスメントを除いた残りの全ての問題がアカデミック・ハラスメントとして捉える。以下のような言動を行った場合、アカデミック・ハラスメントになり得る。

⑴　授業等に対する苦情
①　授業で誤りの指摘に対し、逆に怒ること

⑵　単位認定・論文作成に絡んだトラブル
①　卒業に必要な単位を認めない
②　論文提出を受理しない
③　「卒業させない・単位をやらない」等の発言
④　中間発表をさせない

⑶　日常的な指導拒否・差別、研究の妨害
①　特定の学生だけ研究テーマを与えない
②　実験器具を使わせない
③　他人に助言を求めることを禁止する

⑷　業績の搾取
①　論文のファーストオーサーを無関係の人にする
②　学生や他の職員のアイデアや実験結果を別の人の研究のために用いる

⑸　身体的、精神的暴力
①　殴る・蹴るといった暴力
②　「能力がない、馬鹿」等の暴言
③　ゼミ参加者全員の前で怒鳴り散らす

⑹　研究室運営に対する不満
①　学生同士のトラブルに何も働きかけない
②　放任主義で何も指導しない

⑺　極端な長さの労働時間

① 年に休みが３日だけ
② 毎日終電まで。泊まりでの実験
⑻ 就職・進路に関するトラブル
① 推薦状を書かない

（環境の確保）
第７条 ハラスメントについて問題提起をする学生、職員等をいわゆるトラブルメーカーと見たり、個人的な問題と片付けないで、就学上又は就労上の適正な環境の確保のために皆で取り組むことを日頃から心がけることが必要である。
２ 被害者は「恥ずかしい」、「トラブルメーカーとのレッテルを貼られたくない」、「仕返しが怖い」などの考えから、他の人に対する相談をためらうことがある。被害を深刻にしないように、気がついたことがあれば、声をかけて気軽に相談に乗ることが大切である。
３ ハラスメントが見受けられる場合は、就学上又は就労上の環境に重大な悪影響が生じたりしないうちに、機会を捉えて注意を促すなどの対応をとることが必要である。

（懲 戒）
第８条 ハラスメントの態様、軽重によっては学校法人鶴岡学園就業規則第58条第１項第３号の「職員としての品位を損ない又は学園の名誉を著しく傷つけた場合」に該当し、懲戒処分に付されることがあることを十分認識すること。

（改 廃）
第９条 この内規の改廃は、ハラスメント防止・対策委員会の議を経て理事会が行うものとする。

附 則
この内規は、平成17年10月１日から施行し、平成17年４月１日から適用する。
附 則
この内規は、平成17年11月25日から施行する。
附 則
この内規は、平成25年12月24日から施行する。

学校法人鶴岡学園構内交通規程

（平成10年12月19日　則　第18号）

（目　　的）

第１条　この規程は、学校法人鶴岡学園（以下「学園」という。）の構内における自動車、自動二輪車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）による通勤並びに通学について必要な事項を定め、もって教育・研究の場にふさわしい環境の確保及び構内の交通安全と駐車場の秩序ある使用を図ることを目的とする。

（入　　構）

第２条　自動車等を運転して構内に立ち入ること（以下「入構」という。）のできる者は、第３条に規定する駐車場使用許可証（以下「許可証」という。）を受けた者とする。

（許　　可）

第３条　入構を希望する者は、あらかじめ次の各号の一により駐車場使用許可の申請を行い、許可証の交付を受けなければならない。

①　職員が通勤のために自家用車を使用する場合は、別に指定する通勤届と共に駐車場使用許可申請（別紙様式１）を総務課に行うこと

②　学生が通学のために自家用車を使用する場合は、学務課に駐車場使用許可申請（別紙様式２）を行うこと

２　前項の許可証は、自動車等の次の箇所に明示し、指定された駐車場に駐車しなければならない。

①　自動車　フロントガラス左側の車内

②　自動二輪車及び原動機付自転車　ナンバープレートの上部車体

３　許可証の有効期間は、交付を受けた年の年度末までとする。ただし臨時に交付する許可証の有効期間は、その都度定める。

（申請資格）

第４条　許可証の交付を受けようとする者は、任意の自家用自動車保険に加入し、かつ次の各号の一に該当しなければならない。

①　通勤若しくは通学に要する距離が、３キロメートル以上である者

②　疾病等により、自動車等による通勤若しくは通学が止むを得ないとする医師の証明のある者

２　前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、臨時の駐車場使用許可を与えることがある。

３　駐車場使用許可は、職員及び学生の専用駐車場の収容台数を勘案して行う。

（遵守事項）

第５条　学園内の自動車等の運転には、次の事項を遵守しなければならない。

①　歩行者及び自転車を優先し、その安全の確保並びに騒音の防止に努めること

②　学園内の道路標識及び道路標示に従うこと

③　工事、降雪、除雪等で臨時に指示する事項

④　２昼夜以上の継続する駐車の禁止

２　許可証は、他に貸与若しくは、記載事項の書換え等を行ってはならない。

（違反者に対する措置）

第６条　次に掲げる事項に該当する者には、駐車許可の取消その他必要な措置を講じる。

①　許可書を不正に使用した者

②　虚偽の申請により許可証の交付を受けた者

③　無許可で駐車した者

④　その他この規程の定めに違反する行為をした者

２　許可を取り消された者には、以後の駐車場使用許可申請に対し、許可証の交付は行わない。

（事故の責任）

第７条　構内で発生した自動車等による事故及び自動車等の盗難並びに損傷等に対し、学園は一切の責任を負わない。

（交通規制）
第８条　構内における交通規制、交通安全対策等に関する必要な事項は、その都度定める。

（事　　務）
第９条　この規程の実施に関する事務は、総務部が行う。

（そ の 他）
第10条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の議を経て理事長が定める。

附　　則
この規程は、平成11年４月１日から施行する。

駐車場使用許可申請書

北海道文教大学　学生課　　御中

（西暦）　　年　　月　　日　申請

学籍番号		氏　　名	
現住所			
免許証番号		免許の種類	
車両番号		車種・車色	・
※登録番号 記入不要		所有者氏名	
任意保険加入の 有無及び種類 （自賠責保険以外の保険）	・対　人-　　万円 ・対　物-　　万円		
備　　考			

（西暦）　　年　　月　　日　交付

駐車場使用許可証

登録番号			
有効期限	年　　月　　日～　　年　　月　　日		
車両番号		車　　種	

本学園学生駐車場の使用を許可する。

学校法人　鶴岡学園
理事長　鈴木武夫

交通ルールを守りましょう
スピードダウンの励行
シートベルトの着用

4．施設の概要

北海道文教大学　校舎配置図

3ケタ数字の
講義室の教室番号について
例）2 2 1 教室
- 1番目の教室
- 2階
- 2号館（本館の教室は6）

・本館（6号館）…… P59～P61
・1号館…… P62～P63
・大学会館
　2号館
　3号館 …… P64～P66
・5号館…… P67
・7号館…… P68
・鶴岡記念図書館・研究棟…… P69
・8号館…… P70～P72
・体育館…… P73
・サークル会館…… P74
・鶴岡記念講堂（9号館）…… P75～P77

本館　1階・2階

【1F】

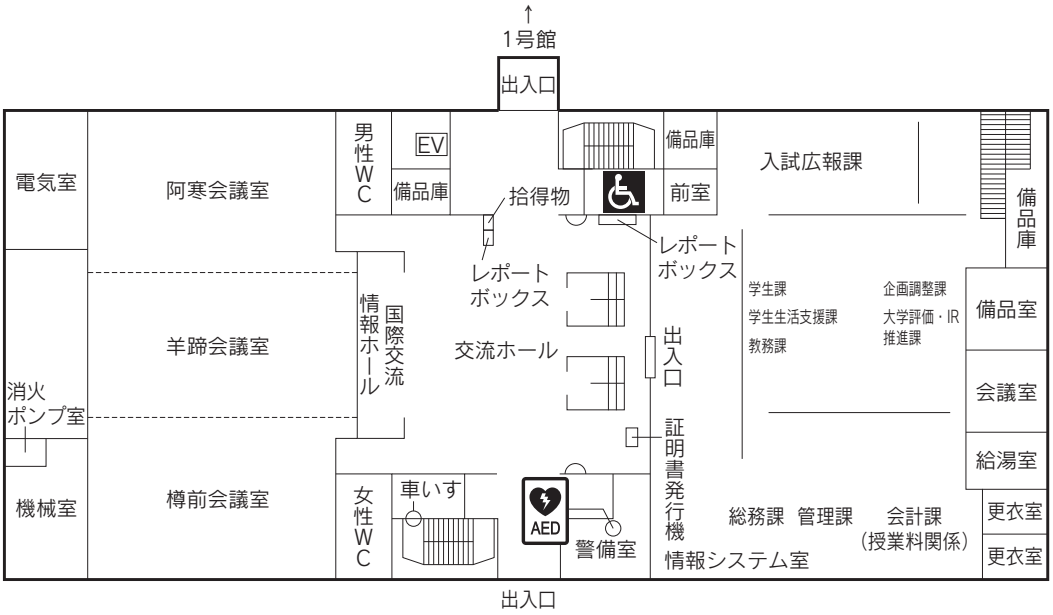
↑
1号館
出入口
電気室
阿寒会議室
男性WC
EV
備品庫
拾得物
備品庫
前室
入試広報課
備品庫
レポートボックス
レポートボックス
学生課
学生生活支援課
教務課
企画調整課
大学評価・IR推進課
備品室
羊蹄会議室
情報ホール
国際交流
交流ホール
出入口
会議室
消火ポンプ室
証明書発行機
給湯室
機械室
樽前会議室
女性WC
車いす
AED
警備室
総務課
管理課
会計課（授業料関係）
更衣室
情報システム室
更衣室
出入口

【2F】

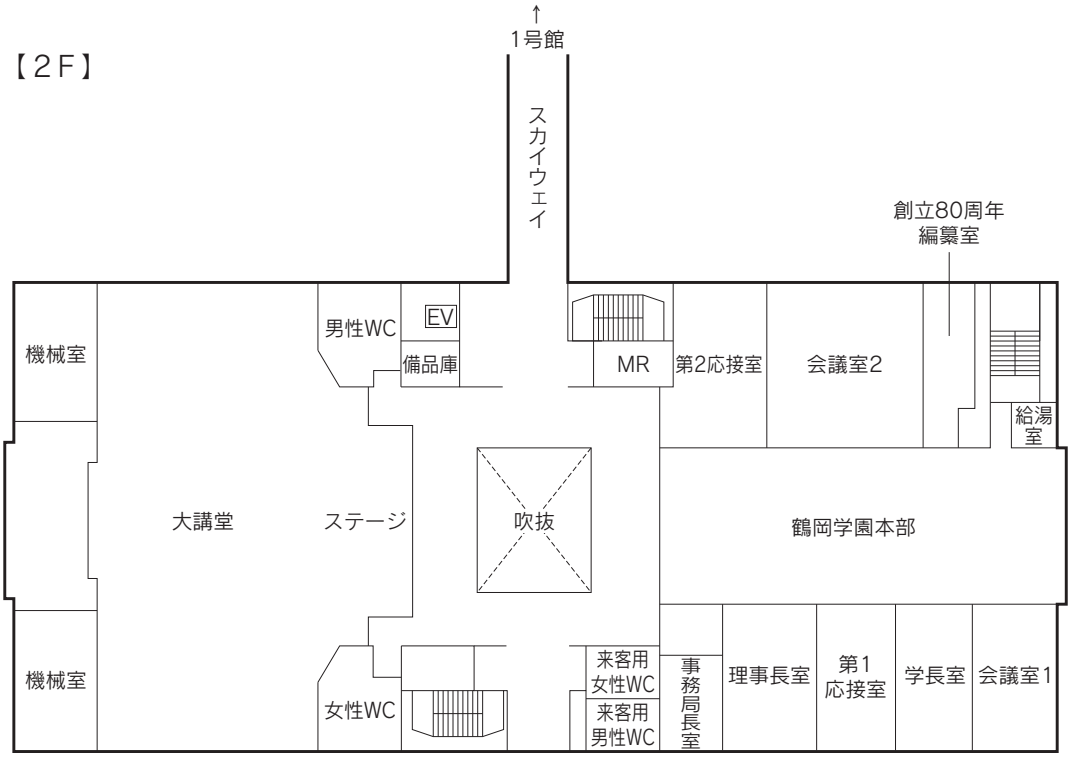
↑
1号館
スカイウェイ
創立80周年編纂室
機械室
男性WC
EV
備品庫
MR
第2応接室
会議室2
給湯室
大講堂
ステージ
吹抜
鶴岡学園本部
機械室
女性WC
来客用女性WC
来客用男性WC
事務局長室
理事長室
第1応接室
学長室
会議室1

本館　3階～6階

【3F】

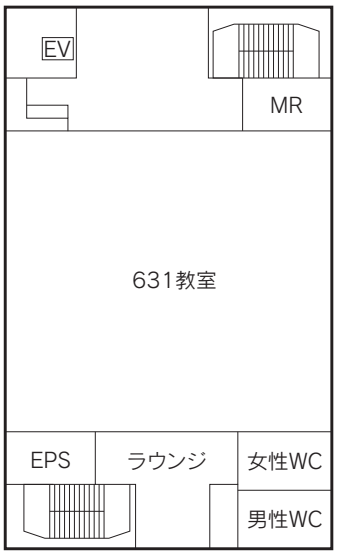

【4F】

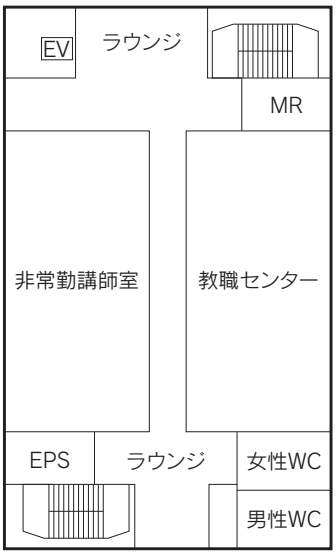

【5F】

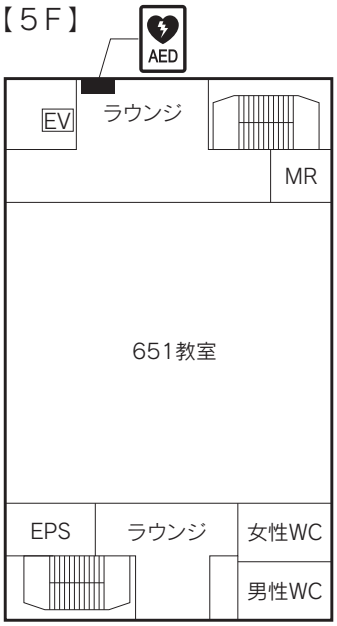

【6F】

本館　７階～10階

【７Ｆ】

【８Ｆ】

【９Ｆ】

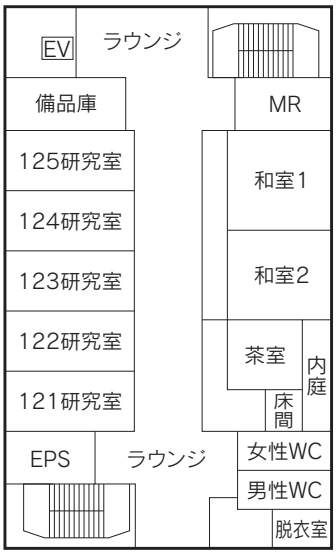

【１０Ｆ】

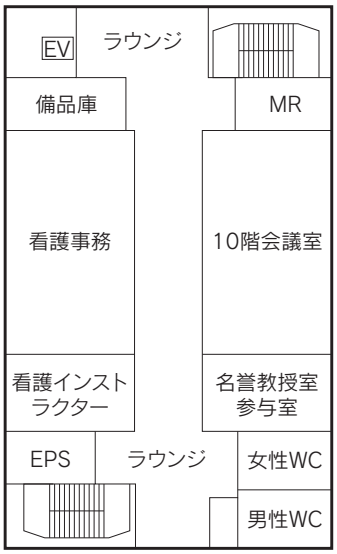

1 号 館

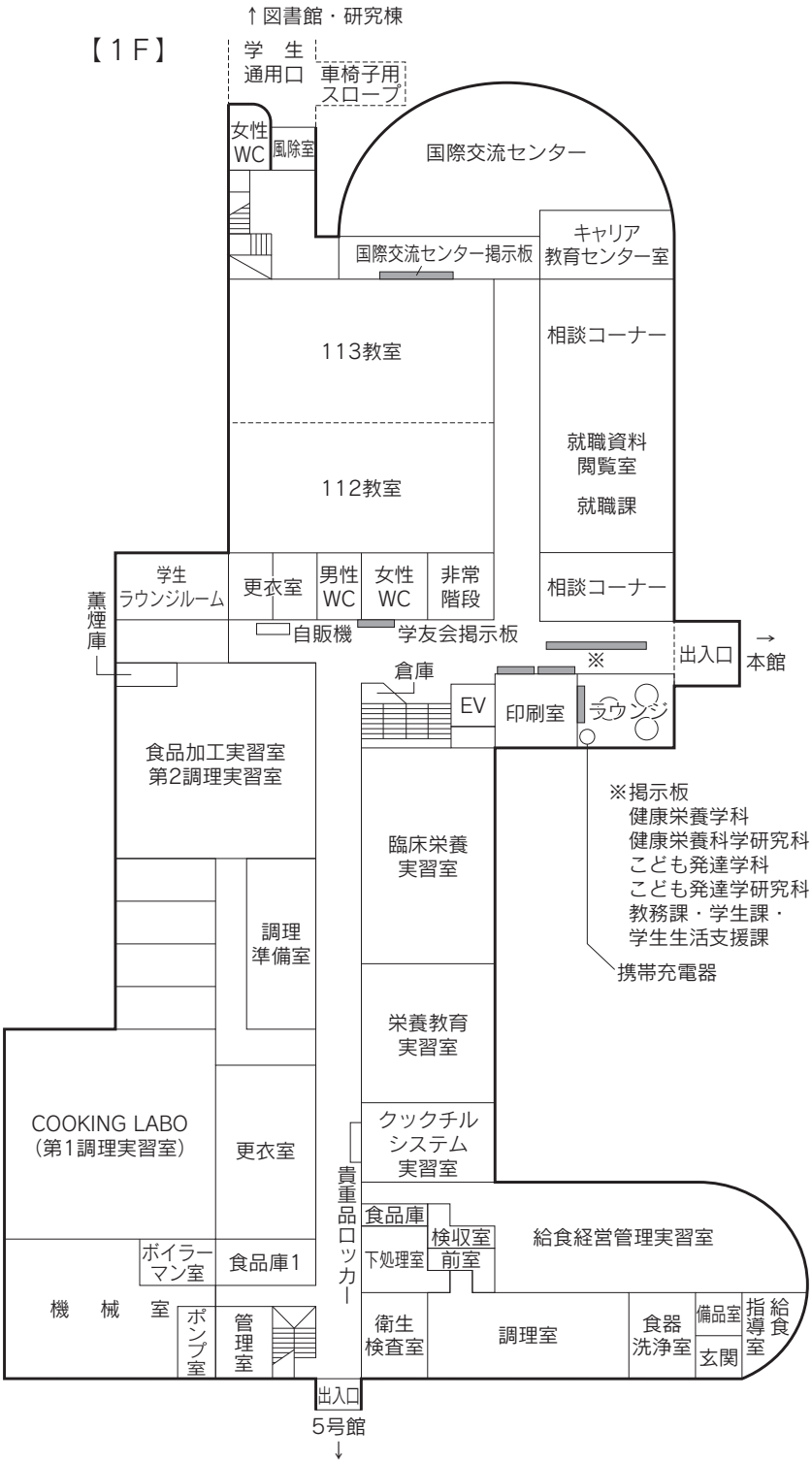
↑図書館・研究棟
【1F】
学　生
通用口
車椅子用
スロープ
女性
WC
風除室
国際交流センター
国際交流センター掲示板
キャリア
教育センター室
113教室
相談コーナー
112教室
就職資料
閲覧室
就職課
学生
ラウンジルーム
更衣室
男性
WC
女性
WC
非常
階段
相談コーナー
薫煙庫
自販機
学友会掲示板
※
出入口
→
本館
倉庫
EV
印刷室
ラウンジ
食品加工実習室
第2調理実習室
※掲示板
健康栄養学科
健康栄養科学研究科
こども発達学科
こども発達学研究科
教務課・学生課・
学生生活支援課
臨床栄養
実習室
調理
準備室
携帯充電器
栄養教育
実習室
COOKING LABO
（第1調理実習室）
更衣室
クックチル
システム
実習室
貴重品ロッカー
食品庫
検収室
給食経営管理実習室
ボイラー
マン室
食品庫1
下処理室
前室
機　械　室
ポンプ室
管理室
衛生
検査室
調理室
食器
洗浄室
備品室
玄関
指導室
給食
出入口
5号館
↓

1 号 館

【2F】

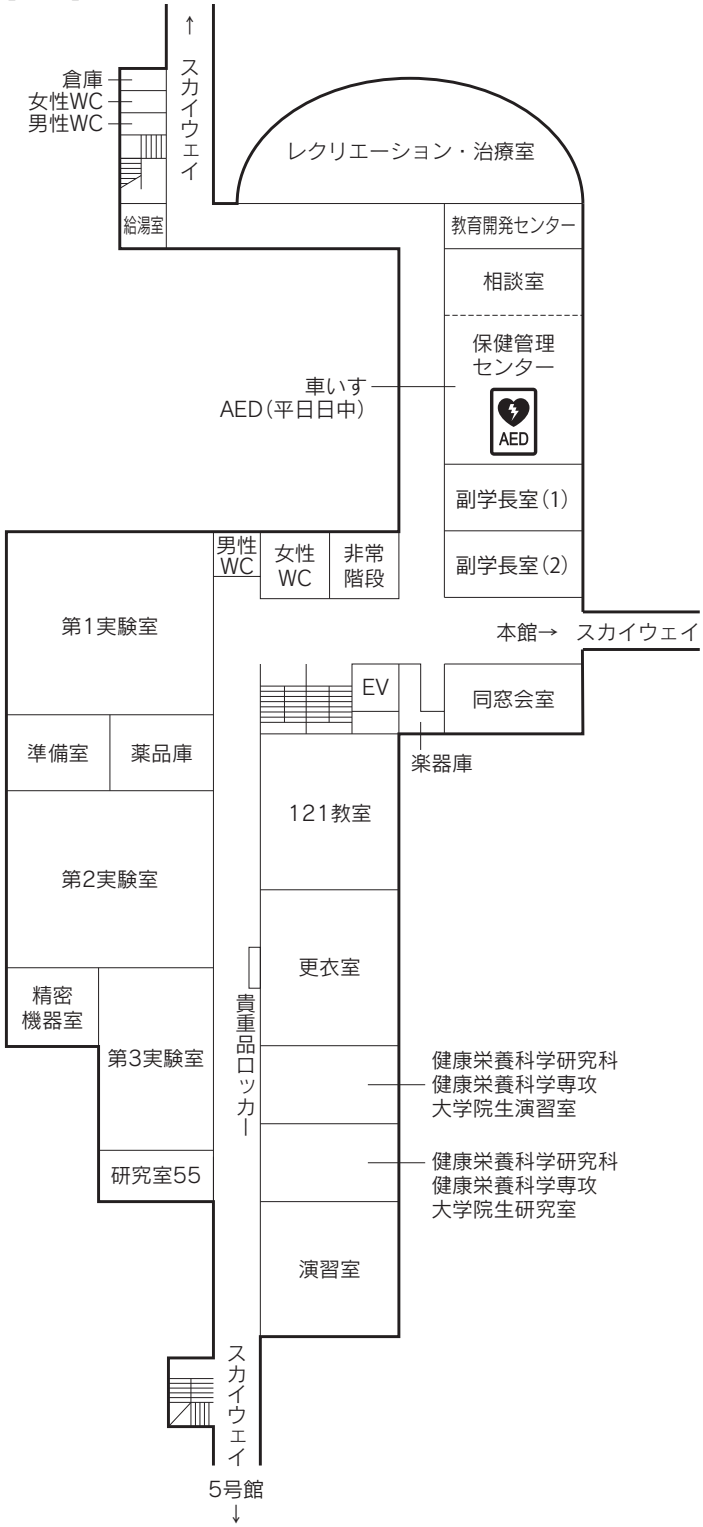

【3F】

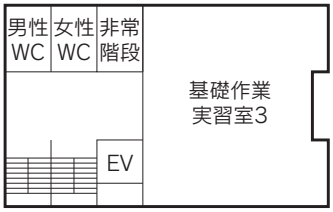

【4F】

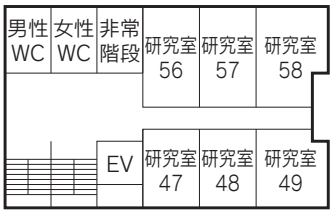

【5F】

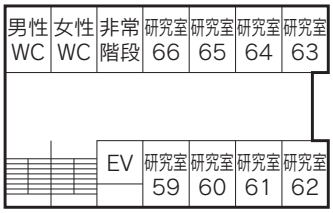

大学会館・２号館・３号館

【１Ｆ】

2号館・3号館

【2F】

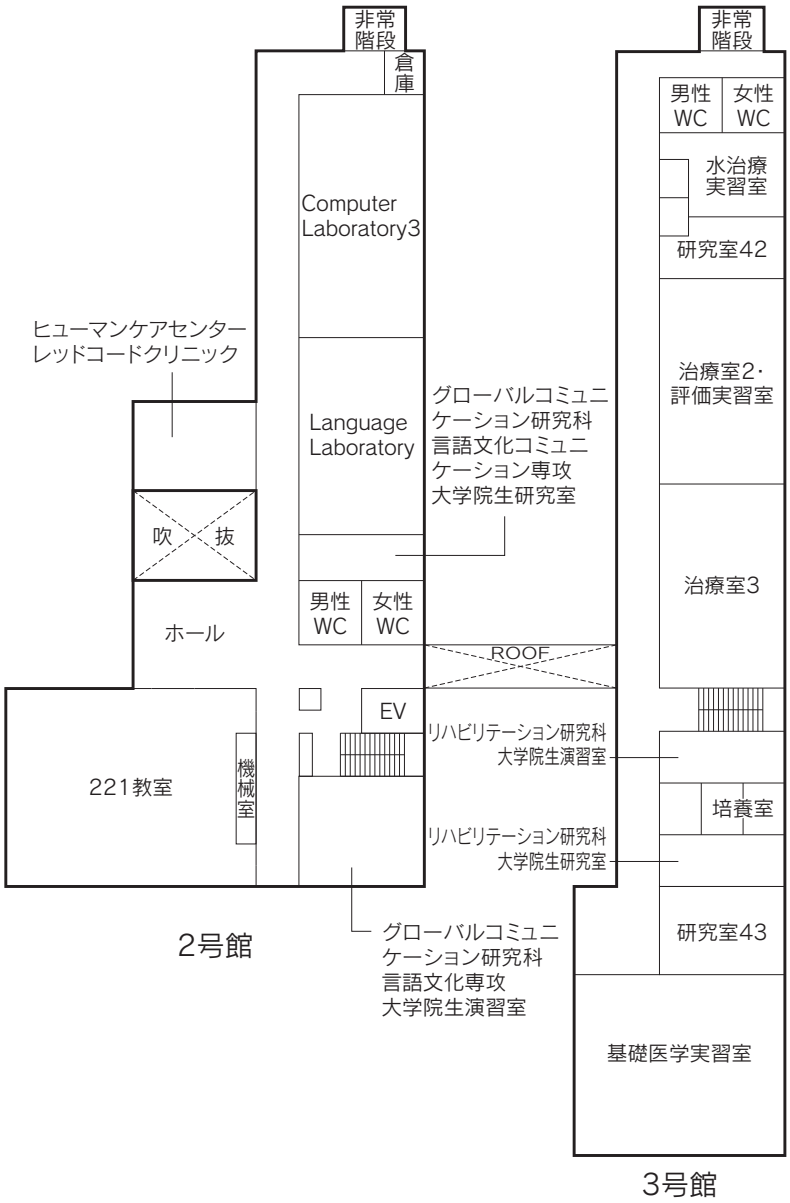
非常階段
倉庫
Computer Laboratory3
ヒューマンケアセンター
レッドコードクリニック
Language Laboratory
グローバルコミュニケーション研究科
言語文化コミュニケーション専攻
大学院生研究室
吹
抜
男性WC
女性WC
ホール
ROOF
EV
221教室
機械室
リハビリテーション研究科
大学院生演習室
リハビリテーション研究科
大学院生研究室
グローバルコミュニケーション研究科
言語文化専攻
大学院生演習室
2号館
非常階段
男性WC
女性WC
水治療実習室
研究室42
治療室2・評価実習室
治療室3
培養室
研究室43
基礎医学実習室
3号館

2 号 館

【3F】

非常
階段
倉
庫
231教室
232教室
233教室
男性
WC
女性
WC
EV
235教室

【4F】

非常
階段
倉
庫
241教室
242教室
243教室
男性
WC
女性
WC
EV
245教室

5 号 館

【1F】

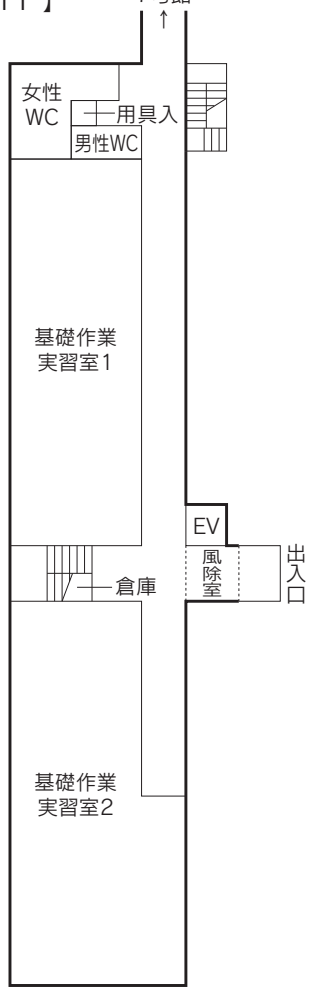
7号館
女性
WC
用具入
男性WC
基礎作業
実習室1
EV
倉庫
風
除
室
出
入
口
基礎作業
実習室2

【2F】

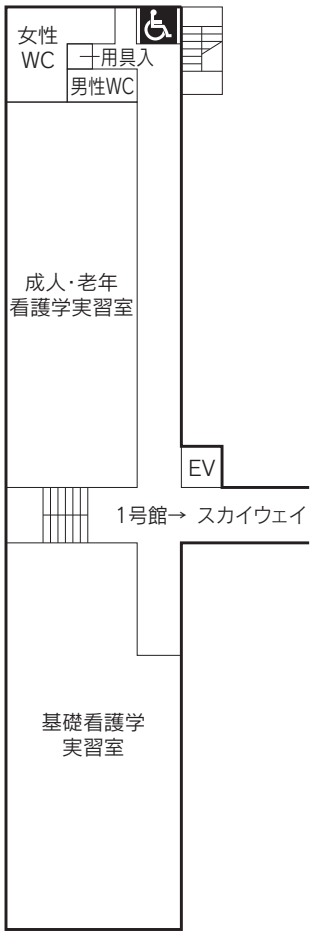
女性
WC
用具入
男性WC
成人･老年
看護学実習室
EV
1号館→ スカイウェイ
基礎看護学
実習室

【3F】

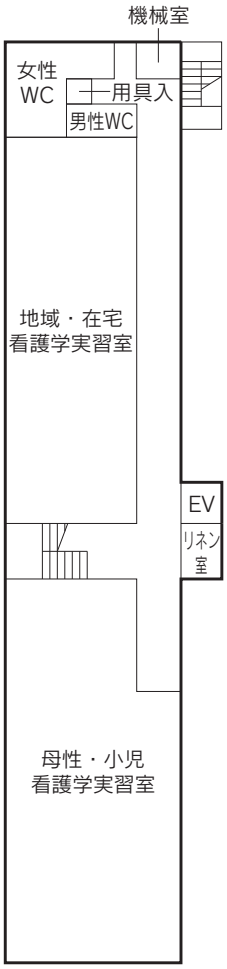
機械室
女性
WC
用具入
男性WC
地域・在宅
看護学実習室
EV
リネン
室
母性・小児
看護学実習室

7 号 館

【1F】

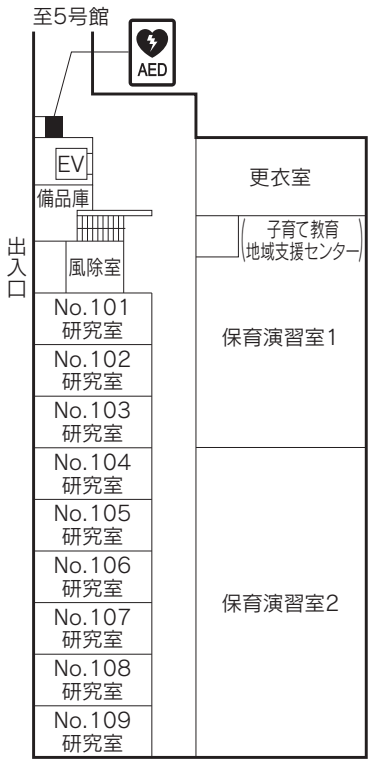
至5号館
AED
EV
備品庫
出入口
風除室
No.101 研究室
No.102 研究室
No.103 研究室
No.104 研究室
No.105 研究室
No.106 研究室
No.107 研究室
No.108 研究室
No.109 研究室
更衣室
子育て教育 地域支援センター
保育演習室1
保育演習室2

【2F】

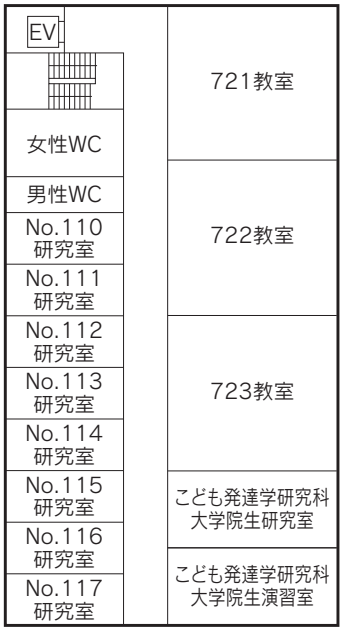
EV
女性WC
男性WC
No.110 研究室
No.111 研究室
No.112 研究室
No.113 研究室
No.114 研究室
No.115 研究室
No.116 研究室
No.117 研究室
721教室
722教室
723教室
こども発達学研究科 大学院生研究室
こども発達学研究科 大学院生演習室

【3F】

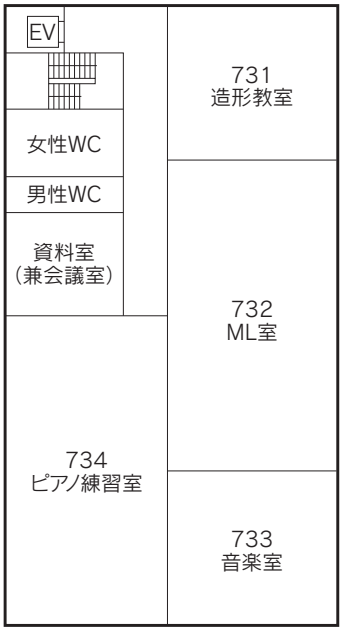
EV
女性WC
男性WC
資料室 (兼会議室)
731 造形教室
732 ML室
733 音楽室
734 ピアノ練習室

鶴岡記念図書館・研究棟

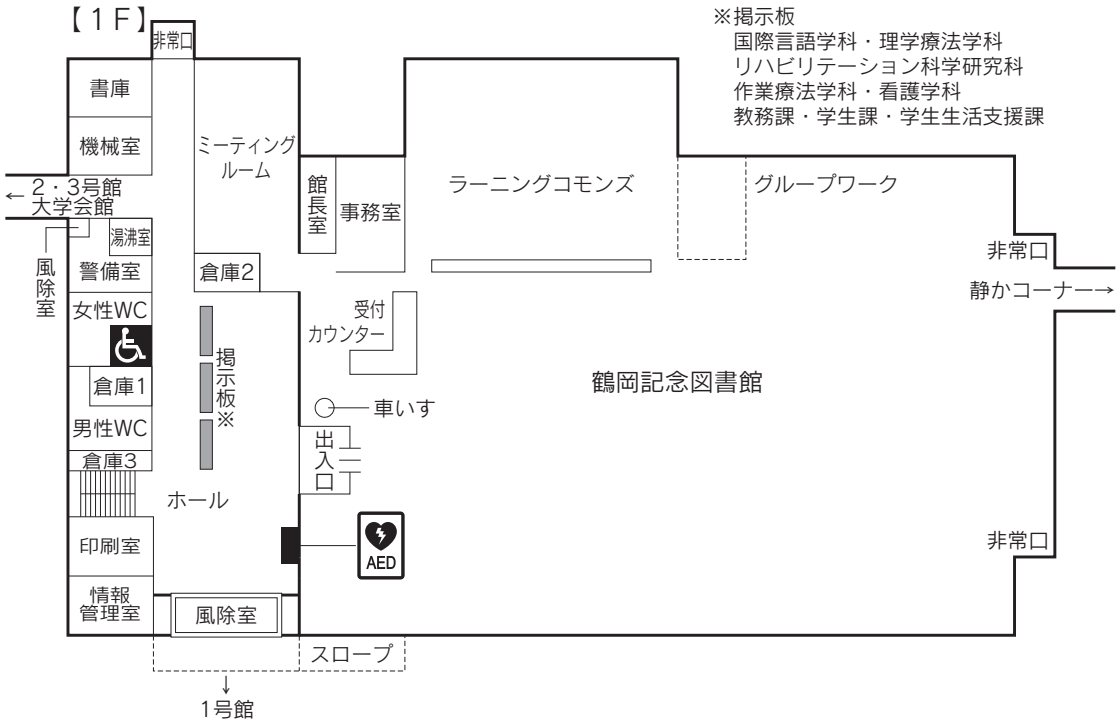
【1F】
非常口
書庫
機械室
ミーティングルーム
館長室
事務室
ラーニングコモンズ
グループワーク
※掲示板
国際言語学科・理学療法学科
リハビリテーション科学研究科
作業療法学科・看護学科
教務課・学生課・学生生活支援課
← 2・3号館
大学会館
湯沸室
風除室
警備室
倉庫2
女性WC
受付カウンター
掲示板※
倉庫1
男性WC
車いす
鶴岡記念図書館
倉庫3
出入口
ホール
印刷室
AED
情報管理室
風除室
スロープ
↓
1号館
非常口
静かコーナー→
非常口

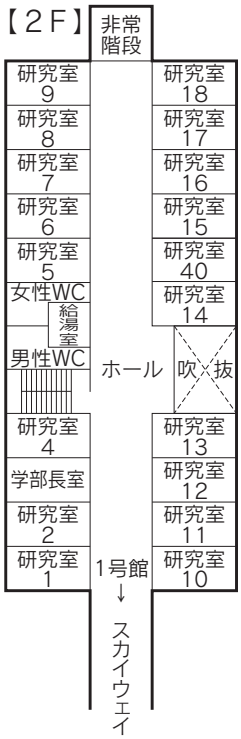
【2F】
非常階段
研究室9
研究室8
研究室7
研究室6
研究室5
女性WC
給湯室
男性WC
研究室4
学部長室
研究室2
研究室1
研究室18
研究室17
研究室16
研究室15
研究室40
研究室14
ホール
吹抜
研究室13
研究室12
研究室11
研究室10
1号館
↓
スカイウェイ

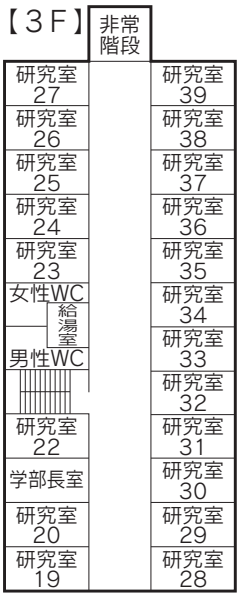
【3F】
非常階段
研究室27
研究室26
研究室25
研究室24
研究室23
女性WC
給湯室
男性WC
研究室22
学部長室
研究室20
研究室19
研究室39
研究室38
研究室37
研究室36
研究室35
研究室34
研究室33
研究室32
研究室31
研究室30
研究室29
研究室28

8 号 館

【1F】

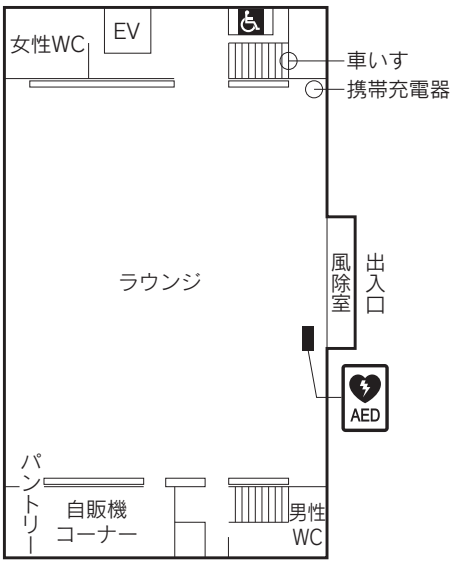
女性WC
EV
車いす
携帯充電器
ラウンジ
風除室
出入口
AED
パントリー
自販機コーナー
男性WC

【2F】

男性WC
EV
中教室822
教室823
教室821
教室824
女性WC

8 号 館

【３Ｆ】

男性WC
EV
中教室832
教室833
中教室831
教室834
女性WC

【４Ｆ】

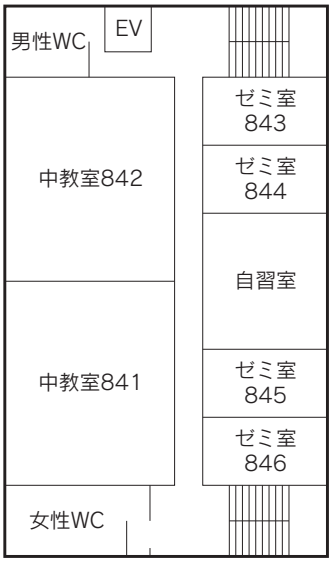
男性WC
EV
中教室842
ゼミ室
843
ゼミ室
844
自習室
中教室841
ゼミ室
845
ゼミ室
846
女性WC

8 号 館

【５Ｆ】

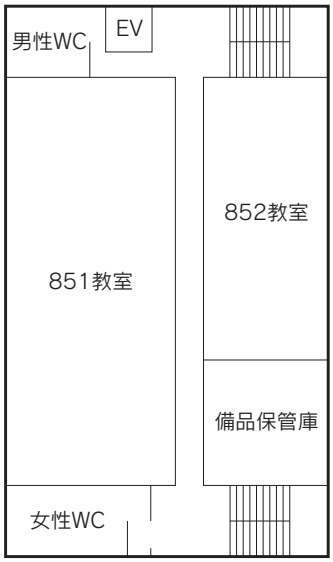

体 育 館

【1階平面図】

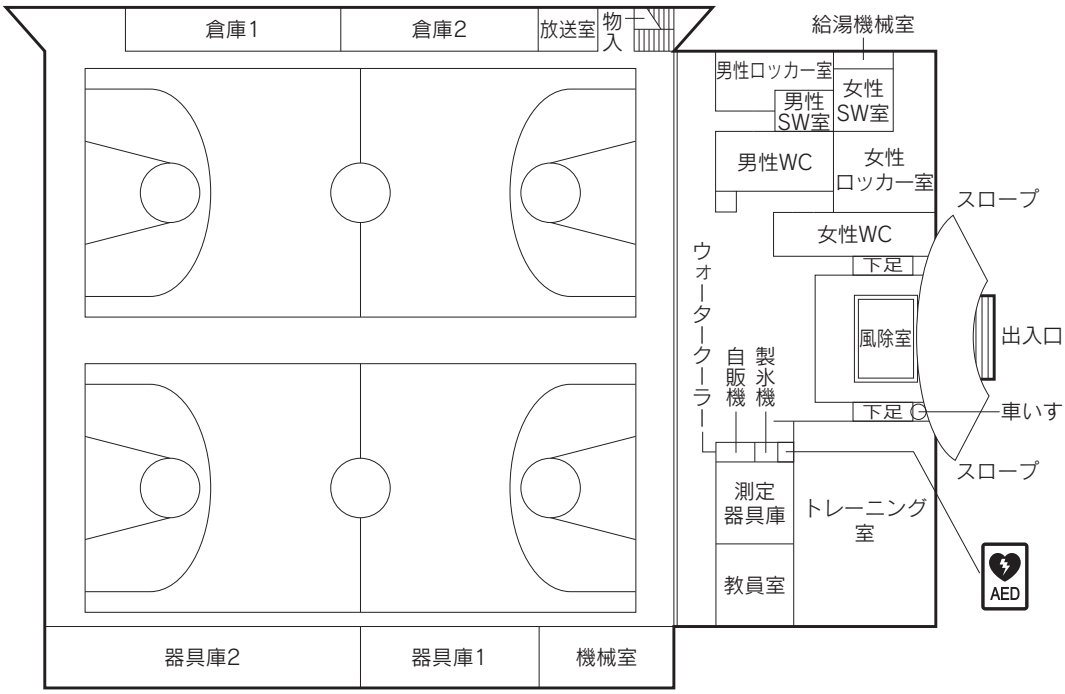

【2階平面図】

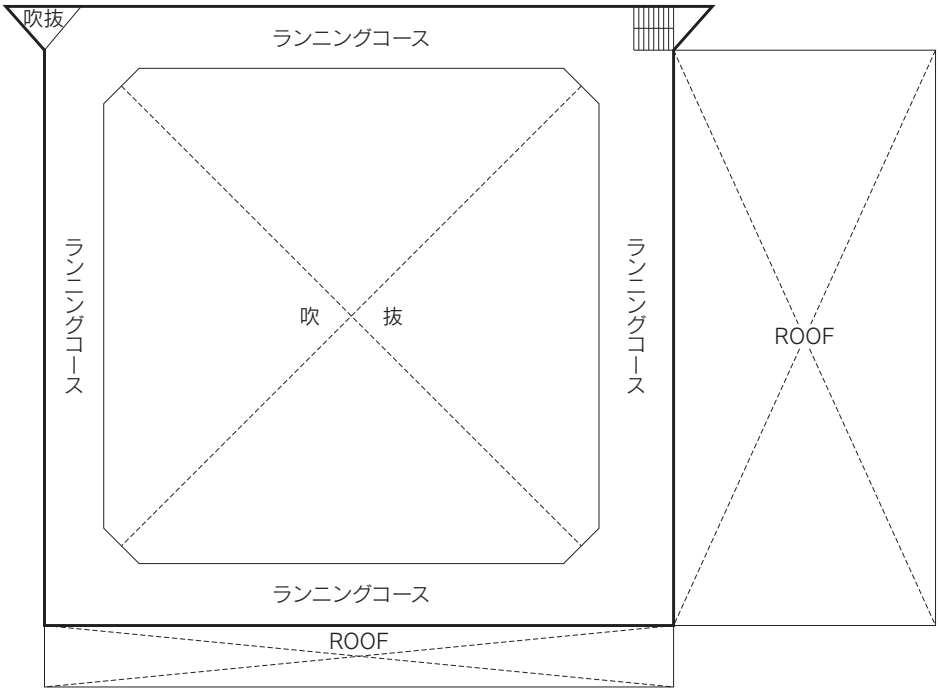

サークル会館

【1F】

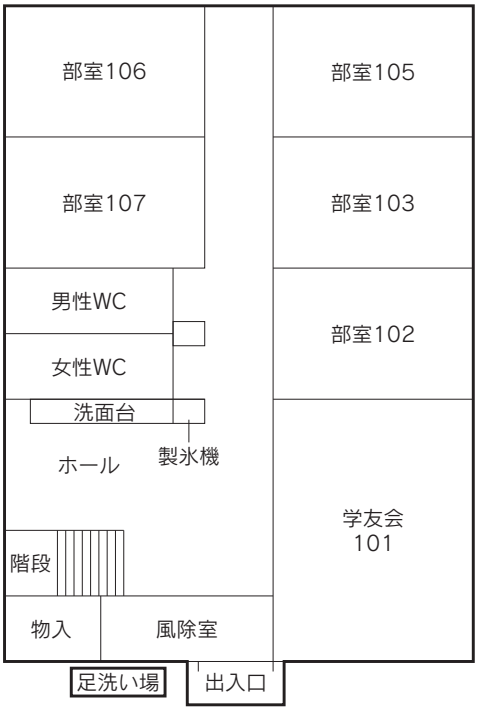
部室106
部室105
部室107
部室103
男性WC
部室102
女性WC
洗面台
製氷機
ホール
学友会
101
階段
物入
風除室
足洗い場
出入口

【2F】

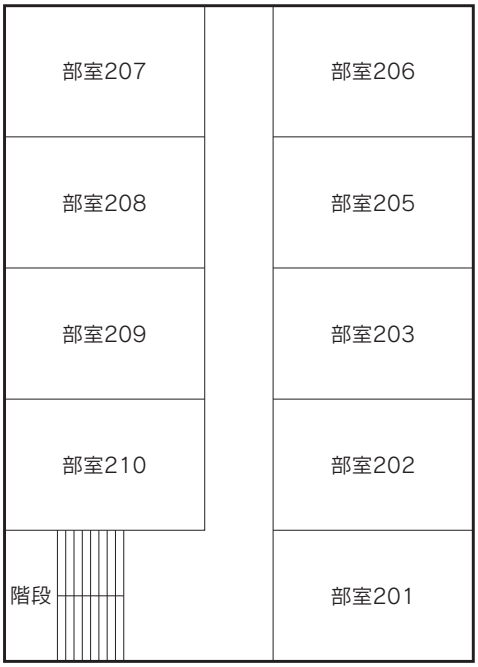
部室207
部室206
部室208
部室205
部室209
部室203
部室210
部室202
階段
部室201

記念講堂　1階

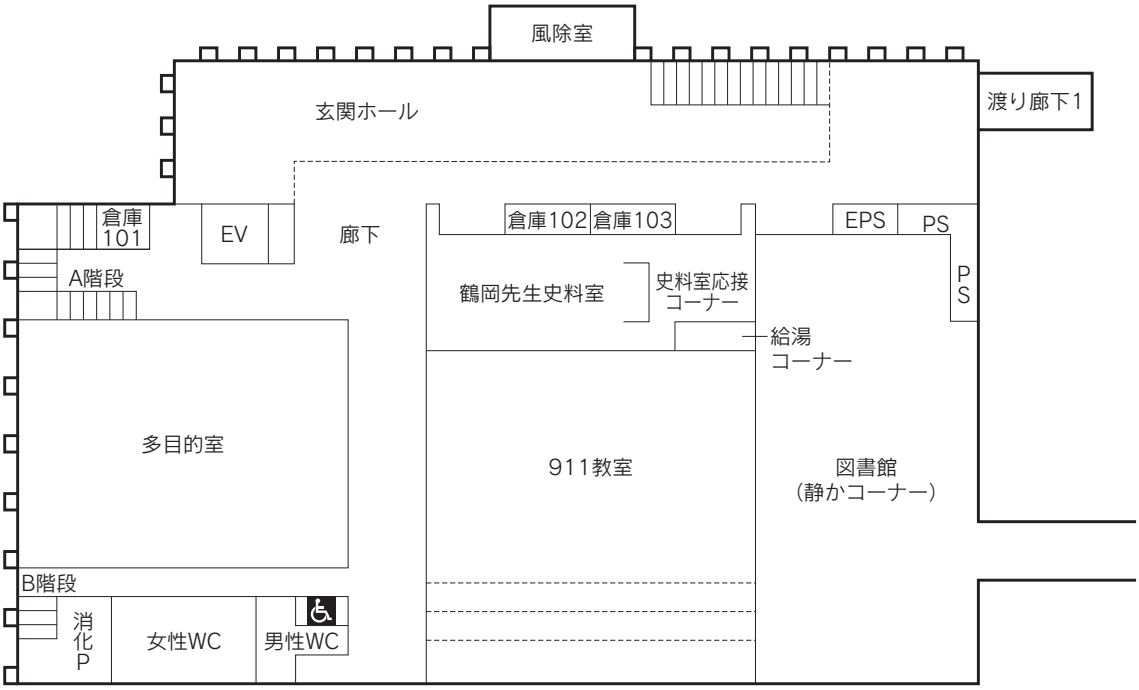
風除室
玄関ホール
渡り廊下1
倉庫
101
EV
廊下
倉庫102
倉庫103
EPS
PS
A階段
鶴岡先生史料室
史料室応接
コーナー
P
S
給湯
コーナー
多目的室
911教室
図書館
（静かコーナー）
B階段
消
化
P
女性WC
男性WC

記念講堂　2 階

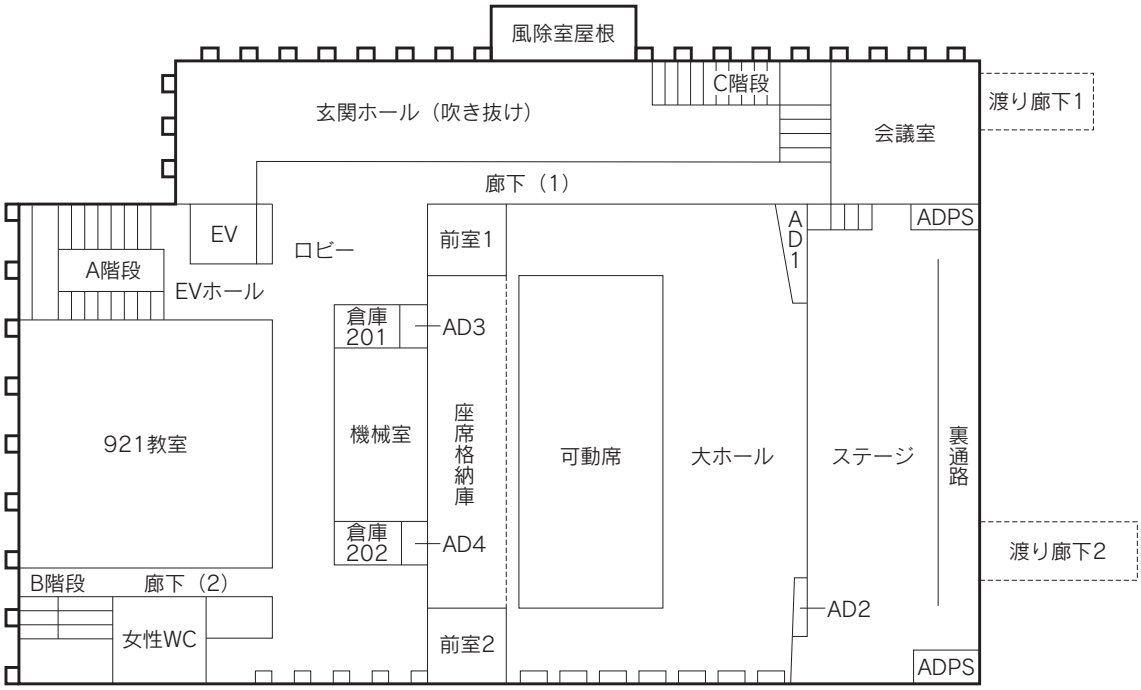
風除室屋根
C階段
玄関ホール（吹き抜け）
会議室
渡り廊下1
廊下（1）
EV
ロビー
前室1
AD1
ADPS
A階段
EVホール
倉庫201
AD3
921教室
機械室
座席格納庫
可動席
大ホール
ステージ
裏通路
倉庫202
AD4
渡り廊下2
B階段
廊下（2）
AD2
女性WC
前室2
ADPS

記念講堂　3階

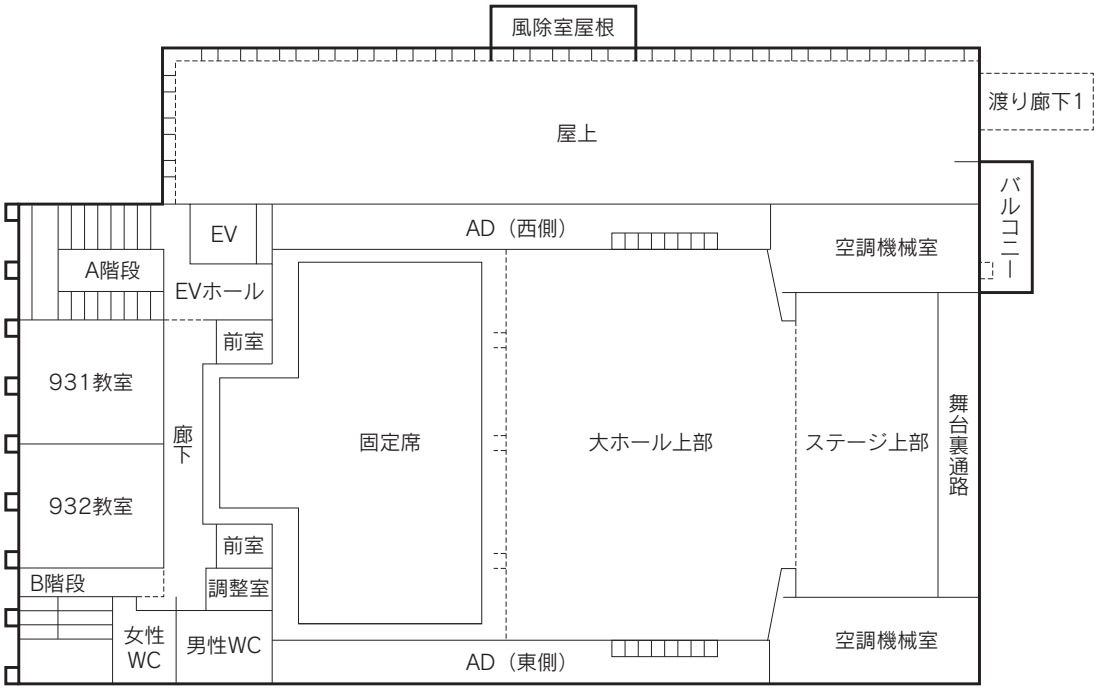
風除室屋根
屋上
渡り廊下1
バルコニー
EV
AD（西側）
空調機械室
A階段
EVホール
前室
931教室
廊下
固定席
大ホール上部
ステージ上部
舞台裏通路
932教室
前室
B階段
調整室
女性WC
男性WC
AD（東側）
空調機械室

グローバルコミュニケーション研究科

北海道文教大学大学院グローバルコミュニケーション研究科における教育研究上の目的および３つのポリシー

本研究科の課程は、各領域における言語文化の学識を修め、高度な言語運用能力を駆使した学際的で豊かな研究能力及び専門的な知識・技能を有する人材の育成を目的としています。

【ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）】

本課程は、本研究科の理念と目的に沿って設定した授業科目を履修し、修了に必要な所定の単位を修得し、修士論文を学位規定によって審査し、審査基準を満たしたと判定された者に対して、以下のような能力を備えていると判断して修士の学位（言語文化コミュニケーション）を授与します。

1．各領域が対象とする専門分野に関する専門的な知識および技能を修めている。
2．各領域の主要言語に関する高度な語学力・応用力などの言語運用能力を備えている。
3．言語・文化に関する総合力を身につけ、国内外のさまざまなニーズに応えることができる。
4．各領域の分野において研究した問題を論文にまとめ、発表できる能力を身につけている。

【カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）】

本課程は、各領域に関する専門知識、技能、研究能力を修得し、高度な言語運用能力を駆使して活躍できるようになるためのカリキュラムを編成しています。すなわち、一専攻であるが、個々の研究内容・志向及び将来の就職の分野を考慮して領域を設けています。

1．学部で学んだ教育内容を基礎として、さらに国際社会に通用する高度な専門的知識と技能を得るためのカリキュラムが展開されている。
2．実践的な言語の運用能力を身につけるために、言語に関するコミュニケーション能力養成のための翻訳、実践演習等の科目が配置されている。
3．社会の国際化という変化に対応できる専門性と持続性を考慮し、専門的な知識、豊かで幅広い教養、コミュニケーション能力などを培うためのカリキュラムが配置されている。
4．論文作成のための特別な科目を設け、論文完成までの丁寧な個別の研究体制を整えている。

【アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）】

本課程は、カリキュラムポリシーで明らかなように、言語を中心にすえて、国際社会で活躍できる高度な専門知識をもった職業人の育成を目指し、国際社会の理解に必要な知識・技能を積極的に吸収しようとする向上心にあふれた研究意欲のある人を求めています。

1．学部で修得した言語・文化に関する十分な基礎学力を有し、高度な言語運用能力を身につけ、さらに高度な「言語・文化・コミュニケーション」を専門的に学び研究したい人。
2．異文化圏に関心を持ち、異文化を理解するに当たって柔軟で創造的な思考ができる人。
3．幅広い知識と教養を身につけ、高度な言語運用能力を高め、活躍したいと望んでいる人。
4．国内外の研究活動を通じて、さらに視野を広めて言語と文化に対する感性を磨き、修了後は翻訳や通訳などに従事する専門的職業人として国内外で活躍したいと望んでいる人。

言語文化コミュニケーション専攻修士課程　2022年度授業科目

分　野		授業科目名	単位	学年	期	担当教員	備考
コミュニケーション・言語文化	共通科目A	研究方法論A	2	1	前又は後	岡本佐智子、小西正人、高橋保夫、渡部淳、RICHARDSON Peter	必修
		研究方法論B	2	1	前又は後	岡本佐智子、小西正人、高橋保夫、渡部淳、RICHARDSON Peter	必修
		特別課題研究Ⅰ	3	2	前又は後	岡本佐智子、小西正人	必修
		特別課題研究Ⅱ	3	2	前又は後	岡本佐智子、小西正人	必修
	共通科目B	異文化間コミュニケーション研究Ⅰ	2	1・2	前	岡本佐智子	
		異文化間コミュニケーション研究Ⅱ	2	1・2	後	岡本佐智子	
		国際関係論特別研究Ⅰ	2	1・2	前	渡部淳	
		国際関係論特別研究Ⅱ	2	1・2	後	渡部淳	
		地域社会特別研究Ⅰ	2	1・2	前	小西正人	
		地域社会特別研究Ⅱ	2	1・2	後	岡本佐智子	
	英語・英米文化コミュニケーション領域	英語学特殊研究	2	1・2	前	高橋保夫	
		英米言語文化特殊研究	2	1・2	後	RICHARDSON Peter	
		英語文献翻訳実践演習A	2	1・2	前	高橋保夫	
		英語文献翻訳実践演習B	2	1・2	後	高橋保夫	
		英語教育学特殊研究Ⅰ	2	1・2	前	沢谷佑輔	
		英語教育学特殊研究Ⅱ	2	1・2	後	沢谷佑輔	
	中国語・中国文化コミュニケーション領域	中国学特殊研究Ⅰ	2	1・2	前	魯諍	
		中国学特殊研究Ⅱ	2	1・2	後	野間晃	
		中日言語文化特別演習Ⅰ	2	1・2	前	野間晃	
		中日言語文化特別演習Ⅱ	2	1・2	後	非開講	
		日中言語文化特殊研究	2	1・2	後	魯諍	
		中国語文献翻訳実践演習A	2	1・2	前	非開講	
		中国語文献翻訳実践演習B	2	1・2	後	野間晃	
	日本語・日本文化コミュニケーション領域	日本語学特殊研究Ⅰ	2	1・2	前	小西正人	
		日本語学特殊研究Ⅱ	2	1・2	後	小西正人	
		日本言語文化特殊演習	2	1・2	前	小西正人	
		日本語教育学研究Ⅰ	2	1・2	後	小西正人	
		日本語教育学研究Ⅱ	2	1・2	前	岡本佐智子	
		日本語教育学演習Ⅰ	2	1・2	前	岡本佐智子	
		日本語教育学演習Ⅱ	2	1・2	後	岡本佐智子	

北海道文教大学大学院グローバルコミュニケーション研究科
修士学位修了までのスケジュール

1年［a］前期
　修了要件（30単位以上）の履修計画指導の実施
　修士論文研究課題の見直し
　修士論文研究課題の決定（7月）
　研究指導教員の決定（7月）
［b］後期
　修了要件（30単位）の履修相談と研究計画指導の実施
　修士論文研究計画の提出（10月）
　研究課題の文献等調査

2年［c］前期
　修了要件（30単位以上）の履修計画確認と研究指導の実施
　研究計画の実施
　研究課題関連の学会、研究会等の研究発表
［d］後期
　修了要件（30単位以上）の単位取得確認
　修士論文公開「中間発表会」（10月）
　指導教員承認のもと、学位論文審査書類の提出（1月末）
　修士論文審査（1月末～2月上旬）
　修士論文最終口頭発表会「公開発表会」（2月上旬）
　研究科委員会による最終審査（2月上旬）
　学長決裁において決定（2月）

※秋季入学者は、1年次は後期から開始し、半期送りでa、b、c、dの順に行う。したがって、修士論文研究課題および研究指導員の決定は2月、修士論文研究計画書の提出は4月とする。学位論文の修了年次の4月に中間発表会を行い、学位論文審査願等の書類提出、最終口頭試験「公開発表会」等は7月下旬とする。

【履修について】
　前期／後期の各期の履修は、原則として最大10単位とする。
　1年次に共通科目A群「研究方法論A・B」（必修）を受講し、2年次に「特別課題研究Ⅰ・Ⅱ」（必修）を受講しなければならない。

グローバルコミュニケーション研究科ティーチング・アシスタント選考基準内規

（採用資格）

第４条　TA

本学大学院の修士課程に在学する者で、人物および見識が優れ、成績優秀な大学院生の中から採用する。

２　TAの選考基準は、各研究科において内規を定める。

４条　２に関するグローバルコミュニケーション研究科のTA選考基準の内規

TA候補者は、以下の項目のいずれかに該当する者とする。

⑴　教育補助に係る学部の授業科目等又は当該授業科目等と密接な関連のある授業科目を優秀な成績（A以上で修めた者）

⑵　研究科における１年次前期の大学院成績科目評価がGPA3.0以上で良好であり、所定の年限で修了が見込める者。

⑶　その他、研究科長が優秀と認めた者（大学院入試において優秀な成績を修めた者）

北海道文教大学大学院グローバルコミュニケーション研究科
学位論文作成要領

（平成18年１月18日　グローバルコミュニケーション研究科委員会決定）

（趣　　旨）

第１　この要領は、学位規程及び学位論文に関する取扱細則に定めるもののほか、学位論文の取扱いに関し必要な事項を定める。

（学位論文）

第２　論文は、修士課程に１年以上在学し、所定の科目について30単位（「特別課題研究」６単位を含む）以上を修得見込み者が提出することができる。

（指導教員）

第３　指導教員は、本大学院の人材育成目的を達成するため、履修すべき選択必修科目を指導する。１年次前期末（定期試験完了を目処とする。秋季入学者は以下、半期の読替をする。）までに指導教員１名、必要のある場合は副指導教員１名を決め、その指導の下「特別課題研究」を履修・完成するものとする。但し、特別の事由があるときは、研究科委員会の承認を得て指導教員を変更することができる。変更の申請は毎学期の定期試験完了までに提出しなければならない。

（論文計画）

第４　指導教員と相談の上、１年次前期から計画し、１年次の10月第３水曜日17時までに、「修士論文計画書（所定用紙）」を指導教員を経て、研究科委員長に届け出なければならない。

（論文計画の変更）

第５　特別の事由があるときは、計画及び課題のテーマを変更することができる。その変更申請は、研究科委員会の承認を必要とする。申請は毎学期末までとし、新たな「修士論文計画書（所定用紙）」を提出しなければならない。

（中間発表）

第６　学位論文の公開発表会のために中間発表を行わなければならない。中間発表の時期は課程修了年次の10月又は４月（翌期の審査）とし進捗状況を報告し、かつ指導を受けるものとし、その後の研究進展に役立てることとする。研究科委員会の判断によって再度の発表を要求される場合がある。

（論文提出方法）

第７　最終発表は課程の学力認定試験でもあり、これを行わなければならない。時期は課程修了期となる１月中又は７月中とする。

（論文提出方法）

第８　日本語での執筆の場合は３万字以上、外国語での執筆の場合は、中国語は２万５千字以上、英語は１万２千語以上とする。なお、中国語又は英語による場合は、日本語の概要（3,000字程度）を添付しなければならない。

　論文を提出後、公開発表会を受けなければならない。公開発表会においては、論文を説明し、審査委員の質問に答えなければならない。公開発表会の結果は研究科委員会に提出するものとする。

附　　則

この要領は、平成24年４月１日から施行する。

附　　則

１．この要領は、平成25年７月17日から施行し、平成25年４月１日から適用する。

修士論文計画書

年　　月　　日　　提出

学籍番号		名　　前	
①論文題目（論文題目を外国語で記述する場合は、和訳を〔　　〕内に併記すること。）			
〔　　〕			
②研究内容			
③研究計画			
指導教員	㊞	副指導教員	（必要のある場合のみ）㊞

北海道文教大学大学院グローバルコミュニケーション研究科
学位論文に関する取扱細則

（平成18年１月18日　程　第１号）

（趣　　旨）

第１条　この細則は、北海道文教大学大学院グローバルコミュニケーション研究科（以下「研究科」という）学位論文の取扱いに関して、北海道文教大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第２条　研究科における学位は、学位規程第２条による修士の学位とする。

（審査の出願）

第３条　学位規程第５条の規程により修士の学位申請を行う場合は、指導教員を通じて次の各号の書類を提出するものとする。

⑴　学位論文審査願（様式１）　　１部
⑵　学位論文　　正１部・副２部
⑶　学位論文概要（様式２）　　２部

（願出の期限）

第４条　学位論文の審査書類の提出は、課程修了期となる１月第４水曜日17時又はその翌期の７月第４水曜日17時とする。

（審査の付託）

第５条　研究科委員会は学位規程第６条の規程により学位論文の審査を付託されたときは、その審査を審査委員に付託するものとする。

（審査委員の指名）

第６条　研究科長は学位論文ごとに指導教員以外の本研究科教員を主査候補者とし、他に本研究科委員の中から１名以上の副査候補者を選び、主査・副査候補者名簿（様式３）により学長に推薦しなければならない。

２　前項の副査候補者のほかに、他の大学院又は研究所等の教員等を加える場合は、当該副査候補者の研究歴を含む履歴書を添付しなければならない。

３　学長は研究科長から推薦のあった主査・副査候補者について、研究科委員会の議を経て主査及び副査を指名する。

４　指名された主査・副査がやむを得ない理由により審査を行うことができない場合は、研究科委員会の議を経て変更することができる。

（審査委員会）

第７条　研究科委員会は学位論文毎に審査委員会を組織する。

２　審査委員会は、前条第３号で指名された主査及び副査で構成する。

３　研究科長は、審査委員会を総括する。

（公開発表会）

第８条　研究科長は学位審査のため提出された学位論文についての公開発表会を開催しなければならない。

２　研究科長は、公開発表会の日程等を公開発表会日程通知（様式４）により学長に提出し、学位論文審査の申請者に通知するとともに、開催日の１週間前までに公示しなければならない。

３　審査委員は、公開発表会に出席するものとする。

（学位論文の審査）

第９条　審査委員会は論文の審査及び最終試験を行うものとする。

２　前項の最終試験は公開発表と兼ねて行うことができる。

（学位論文の審査及び最終試験の期限）
第10条　学位論文の審査及び最終試験の期限は、課程修了期となる２月第１水曜日及びその翌期の８月第１水曜日までに終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期限を延長することができる。

（学位論文の審査及び最終試験の報告）
第11条　主査は、学位論文の審査及び最終試験の結果を、論文審査及び最終試験の結果報告（様式５）により速やかに研究科委員会に報告しなければならない。

（学位論文の保管）
第12条　修士を授与した学位論文は、本学図書館に保管するものとする。

（改　　廃）
第13条　この細則の改廃は、グローバルコミュニケーション研究科委員会の議によるものとする。

附　　則
１．この細則は、平成18年１月18日から施行し、平成17年４月１日から適用する。
２．北海道文教大学大学院グローバルコミュニケーション研究科の学位に関する細則（平成16年12月15日　程第９号）及びグローバルコミュニケーション研究科履修規程（平成16年12月15日　程　第10号）は廃止する。

附　　則
１．この細則は、平成25年７月17日から施行し、平成25年４月１日から適用する。

附　　則
１．この細則は、平成28年６月15日から施行する。

様式１

学位論文審査願

年　　月　　日

学　　長　　殿

大学院修士課程　　専攻

申　請　者　名　　㊞

北海道文教大学学位規程第５条の規定により、下記の論文に関係書類を添えて提出しますので審査願います。

記

論 文 題 目：

（　　）

※　論文題目を外国語で記述する場合は、和訳を（　　）内に併記すること。

指導教員名　　㊞

様式２

学位論文概要

年　　月　　日

学　　長　　殿

大学院修士課程　　専攻

申　請　者　名　　㊞

北海道文教大学学位規程第５条の規定により、下記の論文に関係書類を添えて提出しますので審査願います。

記

論 文 題 目：

（　　）

※　論文題目を外国語で記述する場合は、和訳を（　　）内に併記すること。

概　　要

様式３

主査・副査候補者名簿

年　　月　　日

学　　長　　殿

大学院修士課程　　専攻

研　究　科　長　　㊞

論文審査申請者	論文題目	主査・副査候補者名	備　　考
		主査 副査	
		主査 副査	
		主査 副査	
		主査 副査	
		主査 副査	

主査候補者は指導教員以外とし、副査候補者は本研究科委員の中から１名以上とすること。
前項の副査候補者のほかに、他の大学院又は研究所等の教員等を加える場合は、備考欄に「他機関」と記入し研究歴を含む履歴書を添付すること。

様式 4

公開発表会日程通知

年　　月　　日

学　　長　　殿

大学院修士課程　　専攻

研　究　科　長　　㊞

論文審査申請者	論文題目	日　　時	場　　所

様式 5

論文審査及び最終試験の結果報告

年　　月　　日

学　　長　　殿

主　　査　　㊞
副　　査　　㊞
副　　査　　㊞

専　　攻

氏　　名

論 文 題 目：

判　　定	論文審査の結果	最終試験の結果

※　判定は「合格」又は「不合格」で記入すること。

審査年月日	論　文　審　査	最　終　試　験
	年　　月　　日から 年　　月　　日まで	年　　月　　日

※　審査期間は主査・副査の指名があった日以降提出期限までの期間とし、最終試験は論文審査最終日又はそれ以降とすること。

審 査 所 見	

※　審査所見は問題があった場合に記入し、問題がない場合は必要としない。

北海道文教大学大学院グローバルコミュニケーション研究科
修士論文の審査体制と認定・評価基準について

Ⅰ　審査体制

「学位論文に関する取扱い細則」第７条に基づき審査委員会を組織する。

Ⅱ　認定・評価基準

グローバルコミュニケーション研究科の専攻は「言語文化コミュニケーション」という極めて広い分野であるので、さまざまな分野の修士論文が提出される。したがって、まずそれぞれの論文の特性に応じて、各種の学問的方法論に基づいた客観的、合理的な分析であるかを基準にして評価する。

審査委員会は、以下の項目について中間発表・公開発表における質疑応答を含め修士論文を審査し、総合的に合否を判断する。

⑴　主査教員と副査教員の査読

①　研究の意義や目的を十分に理解して明確に記述されているか。
②　論文完成までの過程において、適切な研究方法を採用して具体的な分析・考察がなされているか。
③　論文の構成が適切で、読みやすく記述されているか。
④　外国語文献や外国における調査が必要とされるテーマについては、その文献解読等に必要となる外国語能力が十分なレベルに達しているか。
⑤　調査研究等で、調査過程において研究倫理を遵守しているか。

⑵　中間発表会

①　発表態度、言語表現が適切であるか。
②　修士論文研究の意義や目的を正しく理解し、論文作成に当たっての問題意識が明確であるか。
③　設定したテーマに関するこれまでの成果について正しく理解しているか。
④　論文完成までの計画について、具体的に表示できたか。

⑶　公開（最終）発表会・口頭試問

①　研究の意義や目的を正しく十分に理解しているか。
②　限られた時間内に適切かつ正確に応答できたか。
③　質問に対して適切かつ正確に応答できたか。
④　結果に至るまでの過程を十分に理解しているか。
⑤　結果に対する考察を論理的かつ明快に表明できたか。

⑷　審査委員会（最終合否判断）

①　修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身についているか。
②　設定したテーマの研究について、問題を的確に把握し、適切な研究方法、調査方法を採用しているか。
③　論文の記述（本文、図表、引用、表、文献など）が適切で、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっているか。
④　論文が理論的見地または実証的見地から見て、独自の価値を有するものとなっているか。

健康栄養科学研究科

健康栄養科学研究科　健康栄養科学専攻の特色

健康栄養科学研究科は、「栄養」「健康」「運動」「食の安心安全」をキーワードに健康栄養科学分野に関する幅広い専門的知識と技術の習得によって、地域や国際社会に指導的立場で貢献できる人材を養成します。

健康栄養科学専攻は、地域的・時代的要求に応え、「栄養」と「身体活動」を基本とした健康増進活動や健康栄養教育の“健康栄養教育学分野”及び食事提供現場、食品・医療関連産業において食物アレルギー等の食品の品質や安全に関わる“食品安全学分野”に特化した人材を養成する大学院です。専門応用を究めることを目指す学生には、更に大学院での継続した教育研究が必要であることは言うまでもなく、本学に健康栄養学科を基礎とし、特色ある修士課程の新設により、学部で学んだ専門領域知識を基盤として、継承・発展させることが可能となり、北海道民に期待される使命とも考えています。

「健康栄養科学専攻」の教育研究上の理念と目的

健康栄養科学専攻は、鶴岡学園が築いた実学重視の伝統を受け継ぎ、「豊かな人間性」、「健全な社会性」、「高い専門性」を有する人材の育成の教育理念を再確認するとともに、新時代における実学の創成、伝承の拠点として発展するための中・長期的な目標を以下のように定めています。

1．鶴岡学園は、長い間、北海道の栄養士養成と食文化教育の一翼を担い、その目的は食生活改善および栄養指導を行うための実践的学問の追求にあります。本専攻における教育研究の目標は真摯な研究を通して実学の追求にあることを再確認し、学部教育を基礎として、人に深く関わる健康栄養に関して今日的課題の正確な理解、観察力、分析・評価能力、表現能力を持った豊かな人間性を持った健康・栄養のスペシャリストとしての専門性を高めます。

2．本学の学則の「豊かな人間性を涵養するため幅広い知識を授けるとともに、理論と実践にわたり深く学術の教育と研究を行い、国際社会の一員として、世界の平和と人類の進歩に貢献し得る人材の育成を目的とする」にありますように、本専攻は時代が求める幅広い知識と専門性はもとより、国際標準の業務手順にも対応できるようなより深化した栄養士や管理栄養士教育の確立に努めます。

3．道央圏における地域社会との連携のために、地域における医療・福祉施設、健康関連団体、教育機関が主催する健康づくり事業、インターンシップなど産学共同事業等を積極的に推進するとともに、地域の住民に生活習慣病などの予防に関する意識を啓発し、日常的に健康増進を積極的に支援し、地域社会との連携を深め、地域の発展に貢献します。

健康栄養科学専攻修士課程の教育内容と養成する人材

乳幼児のプライマリーヘルスケアから、児童生徒、青年期ならびに疾病予防と健康増進、介護予防を課題とする壮年期、高齢期の各ライフステージに対する健康栄養教育の社会的役割は非常に大きくなっています。本学健康栄養学科は、栄養士・管理栄養士の養成施設校であり、７つの区分からなる教育課程を通して給食等の食品関連産業における即戦力となるべき人材を育成することを実践しています。本専攻では、学部学科の教育課程を基礎として、これに加えてより高い専門性を持った職業人の養成を目的としており、以下に示すような専門的かつ基礎的素養を涵養するため２つの分野で構成されています。

⑴　健康栄養教育学分野

「健康栄養教育学分野」には、柱となる専門科目の「健康教育学特論」、「栄養教育学特論」とそれらの「特論演習」を通して、栄養学の最新の知見、栄養教育、企業における健康経営など社会、地域貢献にも配慮した実践的な栄養管理・教育指導方法などについて学びます。また、専門基礎科目「健康体力科学特論」、「食品機能学特論」、「食行動科学特論」、「公衆衛生学特論」等を配置した教育課程により、「栄養」と「身体活動・運動」を組み合わせて、小児から高齢者までのライフステージの特徴を捉え、健康を維持・増進するための高度な専門知識を学びます。即ち、健康の基盤となる食生活の構築、食品の機能性、運動特性と栄養摂取、地域の特性を踏まえた健康づくりの方策などによる心身ともに活動的な生活習慣の形成を通して、生活習慣病および介護予防と生活の質を向上させる指導環境づくりのもとで健康栄養教育方法論に基づく実践力と優れた観察力と豊かな人間性を醸成することを特色としています。

「健康栄養教育学分野」では、「栄養」と「身体活動」を組合せ、健康を維持・増進するための高度な専門知識、即ち、健康の基盤となる食生活の構築、食品の機能性、運動特性と栄養摂取、地域の特性を踏まえた健康作りの方策など生活習慣病の予防と生活の質“QOL”を向上させる高度な健康栄養教育を給食、医療、介護、教育施設や自治体等の現場で遂行できる実践力を有する指導的な人材を養成します。

⑵　食品安全学分野

「食品安全学分野」には、柱となる「食物アレルギー学特論」、「食品衛生学特論」及び実験科学を基礎としたそれらの「特論実験」科目により食品の安全性について専門知識と技術を学びます。また、国際標準の安全性評価の手法に科学的根拠を与える専門基礎科目「生化学特論」、「バイオテクノロジー特論」、「食品機能学特論」及び「公衆衛生学特論」を通して、食物アレルギーなど人体への作用やその特異性など、食品による健康機能の解明、遺伝子レベルの分子栄養学の基礎となる生化学技術、バイオテクノロジー技術、保健医療活動に関する最新の知識・技術を習得できるようにしています。この教育課程により、健康の基礎となる食品の安全・安心についての高度な専門知識が必要とされる学校給食などの食事提供事業所、食品関連事業所などで、食物アレルギー、食中毒等の食品衛生、食の安全確保に必要な仕組み、科学的評価・管理などへ有効な実践法の開発を志向する幅広い知識と専門性を有する実践的な人材を養成することを特色としています。

「食品安全学分野」では、学校給食などの食事提供事業所、食品関連事業所などで、とりわけ北海道地域の際だって高い児童・生徒の食物アレルギー有病率、依然として発生する各種の食中毒など、食の安全確保に必要な仕組み、原因物質の検査分析法、科学的評価・管理に関して幅広い知識、業務の正確性、緻密性、食品衛生への優れた専門性を有し、主に食品衛生、食品製造供給、医薬分野での研究開発、設計、品質管理及び検査機関や自治体の衛生管理スタッフとして実践的な人材を養成します。

北海道文教大学大学院健康栄養科学研究科修士課程
健康栄養科学専攻「３つのポリシー」

１．アドミッションポリシー

健康栄養科学専攻は、高度化・多様化する食と健康の諸問題に取り組み、健全で快適な人間生活の実現を目指して、大学院教育を受けるにふさわしい能力・適性を備え、豊かな感性と深い見識と人間重視の視点から健康問題の解決に寄与できる専門的能力を活かして活躍できる人材の育成を目標とし、この目標を達成するために、求める学生は以下のとおりとする。

① 行政、学校、病院、各種施設等において健康教育指導、給食等食事提供における食品の安全管理的な知識・技術を身につけたい人
② 食品産業において、研究開発に従事し、消費者の立場で食品の品質や安全性管理などを判断し、解決できる実践的な知識・技術を身につけたい人
③ 栄養士養成系大学の教育者・研究者、特に実験・実習の指導ができる知識・技術を身につけたい人

２．カリキュラムポリシー

健康栄養科学専攻は、教育上の理念と目的に基づいて各々「健康栄養教育学分野」及び「食品安全学分野」の２分野を設ける。本専攻では、高度で専門的な健康栄養科学を追究し、知識・技術を修得するため、

① 研究科共通で栄養学、健康体力科学、食品衛生学、生化学・分子生物学などの健康栄養科学の多様性に触れる目的で、「健康栄養科学特論」、「公衆衛生学」を開設する。また、自らの研究成果を発表・アピールするための「プレゼンテーション技術演習」、「学術論文作成法」の科目を開設する。
② 「健康栄養教育学分野」では、健康増進、QOLの向上のため、食と栄養を乳幼児から高齢者までの人間生活全体としてとらえ、身体活動・運動、健康体力とメンタルヘルス、栄養管理・指導方法の健康栄養教育学の総合的な指導・研究に係わる科目を開設する。
③ 「食品安全学分野」では、食品成分や食物アレルギーなどの特徴やその機能性を把握し、それらに対する人体の応答・代謝を研究し、食の安全性評価法、食品分析技術、食品衛生指導法などの総合的な指導・研究に係わる科目を開設する。

３．ディプロマポリシー

修士課程において、所定の単位を修得し、本研究科が行う修士論文の審査及び最終試験に合格した者に修士（健康栄養科学）を授与する。

修士課程修了にあって、以下の点に到達していることを評価・判定の目安とする。

① 健康増進を求める北海道の地域住民が抱える生活習慣病、加齢に伴う健康不安などの問題、健康の基本である食品の安心・安全に対する社会の関心を的確に把握し、今後展開されるより高度な社会システムの構築や産業構造に対応できる高度な専門知識と研究技術を習得している。
② 地域の特性を踏まえ、医療・福祉施設、保健行政機関、教育機関などによる事業の計画、実施、評価の活動に関わるなど、QOLを向上させるための健康教育の指導能力、実践力、観察力と豊かな人間性を有する高度専門職業人として、とるべき施策を提起することを自らの使命と感じている。
③ 学校給食などの食事提供事業所、食品関連事業所などにおいて、児童・生徒の食物アレルギー有病率、各種の食中毒などの要因について、食の安全確保に必要な仕組み、原因物質検査法、科学的評価・リスク管理を実践するための知識、食品衛生の国際標準などの専門性の能力を身につけている。

修士論文の審査および最終試験は、上記の目安を勘案し、修士論文が学術的意義、新規性、創造性、応用的価値を有し、また、学位申請者が研究の推進能力、研究成果の論理的説明力、研究分野に関連する幅広い専門的知識、倫理性などを有しているかを複数の審査員により審査する。

大学院健康栄養科学研究科履修について

修士課程において、２年以上在学し、専修分野（健康栄養教育学分野、食品安全学分野）の一つを選択し、主要（柱）科目の講義４単位、実験・実習４単位（２年間に渡り履修）、健康栄養科学特別総合実験・演習８単位（２年間に渡り履修）、必修２科目（健康栄養科学特論、公衆衛生学特論）４単位を履修するとともに、その他の科目（実験・演習科目を除く）を選択履修し、合計30単位以上を履修しなければならない。

履修モデル（２年間）

（健康栄養教育学分野・履修モデル）

１年次	健康栄養科学特論	２単位	必修	１前期
	健康教育学特論	２単位	選必	１前期
	健康教育学特論演習	２単位	選必	１前期
	食行動科学特論	２単位	選択	１前期
	健康スポーツ栄養学特論	２単位	選択	１後期
	公衆衛生学特論	２単位	必修	１後期
	栄養教育学特論	２単位	選必	１後期
	栄養教育学特論演習	２単位	選必	１後期
	健康体力科学特論	２単位	選択	１後期
	プレゼンテーション技術演習	２単位	選択	１後期
２年次	学術論文作成法	２単位	選択	２前期
１・２年次	健康栄養科学特別総合実験・演習	８単位	必修	１～２通年
	合　　計	30単位		

（食品安全学分野・履修モデル）

１年次	健康栄養科学特論	２単位	必修	１前期
	食物アレルギー学特論	２単位	選必	１前期
	食物アレルギー学特論実験	２単位	選必	１前期
	食品機能学特論	２単位	選択	１前期
	公衆衛生学特論	２単位	必修	１後期
	食品衛生学特論	２単位	選必	１後期
	食品衛生学特論実験	２単位	選必	１後期
	バイオテクノロジー特論	２単位	選択	１後期
	生化学特論	２単位	選択	１後期
	プレゼンテーション技術演習	２単位	選択	１後期
２年次	学術論文作成法	２単位	選択	２前期
１・２年次	健康栄養科学特別総合実験・演習	８単位	必修	１～２通年
	合　　計	30単位		

社会人長期履修モデル（４年間）

（健康栄養教育学分野・長期履修モデル）

１年次	健康栄養科学特論	２単位	必修	１前期
	健康スポーツ栄養学特論	２単位	選択	１後期
	公衆衛生学特論	２単位	必修	１後期
	プレゼンテーション技術演習	２単位	選択	１後期
２年次	健康教育学特論	２単位	選必	２前期
	栄養教育学特論	２単位	選必	２後期
	健康体力科学特論	２単位	選択	２後期
３年次	栄養教育学特論演習	２単位	選必	３前期
	健康教育学特論演習	２単位	選必	３後期
	食行動科学特論	２単位	選択	３後期
４年次	学術論文作成法	２単位	選択	４前期
１～４年次	健康栄養科学特別総合実験・演習	８単位	必修	１～４通年
	合　　計	30単位		

（食品安全学分野・長期履修モデル）

１年次	健康栄養科学特論	２単位	必修	１前期
	食品機能学特論	２単位	選択	１前期
	公衆衛生学特論	２単位	必修	１後期
	プレゼンテーション技術演習	２単位	選択	１後期
２年次	食物アレルギー学特論	２単位	選必	２前期
	生化学特論	２単位	選択	２後期
	食品衛生学特論	２単位	選必	２後期
３年次	食物アレルギー学特論実験	２単位	選必	３前期
	食品衛生学特論実験	２単位	選必	３後期
	バイオテクノロジー特論	２単位	選択	３後期
４年次	学術論文作成法	２単位	選択	４前期
１～４年次	健康栄養科学特別総合実験・演習	８単位	必修	１～４通年
	合　　計	30単位		

健康栄養科学専攻修士課程授業科目および担当教員

科目名	単位	担当教員
健康栄養科学特論	2	医学博士　木村浩一＊ 博士（教育学）　侘美　靖 医学博士　續　佳代 博士（農学）　峯尾　仁 博士（農芸化学）　渡部俊弘 博士（保健学）　小塚美由記 博士（学術）　佐々木将太 博士（農学）　檜垣俊介 博士（食品栄養学）　藤井駿吾
公衆衛生学特論	2	博士（医学）　杉浦弘明
プレゼンテーション技術演習	2	医学博士　木村浩一＊ 医学博士　續　佳代 博士（農学）　峯尾　仁 博士（学術）　佐々木将太 博士（農学）　檜垣俊介 博士（食品栄養学）　藤井駿吾
学術論文作成法	2	博士（農学）　峯尾　仁
健康体力学特論	2	博士（教育学）　侘美　靖
食行動学特論	2	博士（保健学）　小塚美由記＊ 兼担　白幡亜希
健康スポーツ栄養学特論	2	博士（学術）　佐々木将太＊ 博士（食品栄養学）　藤井駿吾
食品機能学特論	2	博士（農学）　峯尾　仁＊ 博士（農学）　檜垣俊介
生化学特論	2	博士（食品栄養学）　藤井駿吾
バイオテクノロジー特論	2	医学博士　木村浩一
健康教育学特論	2	博士（教育学）　侘美　靖
健康教育学特論演習	2	博士（教育学）　侘美　靖
栄養教育学特論	2	博士（保健学）　小塚美由記＊ 兼担　白幡亜希
栄養教育学特論演習	2	博士（保健学）　小塚美由記
食物アレルギー学特論	2	医学博士　續　佳代
食物アレルギー学特論実験	2	医学博士　續　佳代
食品衛生学特論	2	博士（農学）　峯尾　仁
食品衛生学特論実験	2	博士（農学）　峯尾　仁
健康栄養科学特別総合実験・演習	8	医学博士　木村浩一＊ 博士（教育学）　侘美　靖 医学博士　續　佳代 博士（農学）　峯尾　仁 博士（農芸化学）　渡部俊弘 博士（保健学）小塚美由記

＊評価責任者

修士学位論文のスケジュール

1．審査の流れ（修士修了までのスケジュール表）

入　　学

↓

履修及び修士論文作成の流れ

（1年次前期）
・研究指導教員の決定
・修了要件（30単位以上）までの履修計画指導
○修士論文の研究課題の決定、文献等調査（1単位相当）
・専攻共通科目「健康栄養科学特論」（必修2単位）の受講
・分野専門科目履修（前期配当の選択必修4単位以上）の受講
・専門基礎科目（前期配当の選択科目4単位以上）の受講
・研究科共通科目（前期配当の選択科目）の受講

（1年次後期）
・分野専門科目履修（後期配当の選択必修4単位）の受講
・専門基礎科目（後期配当の選択科目4単位以上）の受講
・研究科共通科目（後期配当の選択科目2単位）の受講
○修士論文研究計画書の提出、実験・実習開始（倫理委員会承諾後）（1単位相当）

（2年次前期）
・専攻共通科目（前期配当の選択科目2単位）の受講
○修士論文研究計画の実施、研究進捗状況の発表会（1回目）（3単位相当）

（2年後期）
○研究計画の実施、研究の中間発表会（2回目）（3単位相当）
○学位論文審査
①修了要件30単位以上の取得の確認（1月）
②指導教員を通じての発表会用論文要旨および仮綴じ修士論文の提出（1月）
③研究科委員会による受理可否（1月）
④修士論文発表会（最終試験）（2月）
⑤研究科委員会による最終審査（2月）
⑥学長決裁において決定

↓

修士（健康栄養科学）学位授与

2．提出書類

北海道文教大学大学院健康栄養科学研究科学位論文に関する取扱細則第3条、および北海道文教大学大学院健康栄養科学研究科学位論文作成要領に従い、以下の書類を提出する。

(1)　学位論文審査願（様式1）　　1部
(2)　学位論文　　正1部・副2部
(3)　学位論文概要　（様式2）　　2部

北海道文教大学大学院健康栄養科学研究科委員会規程

（平成27年３月26日　則　第１号）

（目　　的）
第１条　この規程は、北海道文教大学大学院学則第48条の規定に基づき、北海道文教大学大学院健康栄養科学研究科（以下「研究科」という。）の研究科委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（構　　成）
第２条　委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
１　研究科長
２　研究科担当の教員
３　その他研究科長が必要と認めた者

（審議事項）
第３条　委員会は、学則に定めるもののほか、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
１　研究科の教育課程の編成に関する事項
２　入学試験等に関する事項
３　研究科に係わる諸規定の制定及び改廃に関する事項
４　研究科に係わる自己点検・評価に関する事項
５　前４号に掲げるもののほか、研究科の教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

（議　　長）
第４条　委員会は、研究科長がこれを招集し、議長となる。
２　研究科長に事故があるときは、あらかじめ研究科長が指名した者がその職務を行う。

（会　　議）
第５条　委員会の会議は、定例会議及び臨時会議とし、定例会議は原則として毎月１回開催する。
２　研究科長は、会議開催の日時、場所及び議題等をあらかじめ構成員に通知するものとする。

（定足数及び議決）
第６条　委員会は、構成員の３分の２以上の出席をもって成立する。
２　委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（構成員以外の者の出席）
第７条　研究科長又は委員会は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

（事　　務）
第８条　この委員会の事務は、学務部教務課が行う。

（改　　廃）
第９条　この規程の改廃は、委員会の議を経て理事会が行うものとする。

附　　則
この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　　則
この規程は、平成29年４月１日から施行する。

健康栄養科学研究科ティーチング・アシスタント選考基準内規

（採用資格）
第４条　TA
本学大学院の修士課程在学する者で、人物および見識が優れ、成績優秀な大学院生の中から採用する。
２　TAの選考基準は、各研究科において内規を定める。

４条　２に関する健康栄養科学研究科のTA選考基準の内規
TA候補者は、以下の項目のいずれかに該当する者をとする。
⑴　研究科における１年前期の大学院授業科目評価がGPA3.0以上で良好であり、所定の年限で修了が見込める者
⑵　その他、研究科長が優秀と認めた者（大学院入試において優秀な成績を修めた者等）
令和４年４月１日より適用

北海道文教大学大学院健康栄養科学研究科
学位論文に関する取扱細則

（平成28年４月27日　程　第２号）

（趣　　旨）
第１条　この細則は、北海道文教大学大学院健康栄養科学研究科（以下「研究科」という）学位論文の取扱いに関して、北海道文教大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第２条　研究科における学位は、学位規程第２条による修士の学位とする。

（審査の出願）
第３条　学位規程第５条の規程により学位論文の提出を行う場合は、指導教員を通じて次の各号の書類を提出するものとする。
⑴　学位論文審査願（様式１）　１部
⑵　学位論文　正１部・副２部
⑶　学位論文概要（様式２）　２部

（願出の期限）
第４条　第４条　学位論文の審査書類の提出は、課程修了期となる１月第末日又はその翌期の７月末日とする。

（審査の付託）
第５条　研究科委員会は学位規程第６条の規程により学位論文の審査を付託されたときは、その審査を審査委員に付託するものとする。

（審査委員の指名）
第６条　研究科長は学位論文毎に指導教員以外の本研究科教員を主査候補者とし、他に本研究科委員の中から１名以上の副査候補者を選び、主査・副査候補者名簿（様式３）により学長に推薦しなければならない。
２　前項の副査候補者のほかに、他の大学院又は研究所等の教員等を加える場合は、当該副査候補者の研究歴を含む履歴書を添付しなければならない。
３　学長は研究科長から推薦のあった主査・副査候補者について、研究科委員会の議を経て主査及び副査を指名する。
４　指名された主査・副査がやむを得ない理由により審査を行うことができない場合は、研究科委員会の議を経て変更することができる。

（審査委員会）
第７条　研究科委員会は学位論文毎に審査委員会を組織する。
２　審査委員会は、前条第３号で指名された主査及び副査で構成する。
３　研究科長は、審査委員会を総括する。

（公開発表会）
第８条　研究科長は学位審査のため提出された学位論文についての公開発表会を開催しなければならない。
２　研究科長は、公開発表会の日程等を公開発表会日程通知（様式４）により学長に提出し、論文申請者に通知するとともに、開催日を公示しなければならない。
３　審査委員は、公開発表会に出席するものとする。

（学位論文の審査）
第９条　審査委員会は論文の審査及び最終試験を行うものとする。
２　前項の最終試験は公開発表と兼ねて行うことができる。

（学位論文の審査及び最終試験の期限）
第10条　学位論文の審査及び最終試験の期限は、課程修了期となる２月中旬及びその翌期の８月中旬までに終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期限を延長することができる。

（学位論文の審査及び最終試験の報告）
第11条　主査は、学位論文の審査及び最終試験の結果を、論文審査及び最終試験の結果報告（様式５）により速やかに研究科委員会に報告しなければならない。

（学位論文の保管）
第12条　修士を授与した学位論文は、本学図書館に保管するものとする。

（改　　廃）
第13条　この細則の改廃は、健康栄養科学研究科委員会の議によるものとする。

附　　則
１．この細則は、平成27年４月１日から施行する。

様式１

学位論文審査願

年　　月　　日

学　　長　　殿

大学院修士課程　　専攻

申 請 者 氏 名　　㊞

北海道文教大学学位規程第５条の規定により、下記の論文に関係書類を添えて提出しますので審査願います。

記

論 文 題 目：

（　　）

※　論文題目を外国語で記述する場合は、和訳を（　　）内に併記すること。

指導教員氏名　　㊞

様式２

学位論文概要

年　　月　　日

学　　長　　殿

大学院修士課程　　専攻

申 請 者 氏 名　　㊞

北海道文教大学学位規程第５条の規定により、下記の論文に関係書類を添えて提出しますので審査願います。

記

論 文 題 目：

（　　）

※　論文題目を外国語で記述する場合は、和訳を（　　）内に併記すること。

概　　要

A４版、字体：MS明朝、サイズ：10.5、横書き：44字×45行（2000字以内）

様式３

主査・副査候補者名簿

年　　月　　日

学　　長　　殿

大学院修士課程　　専攻

研　究　科　長　　㊞

論文審査申請者	論文題目	主査・副査候補者氏名	備　　考
		主査 副査	
		主査 副査	
		主査 副査	
		主査 副査	
		主査 副査	

主査候補者は指導教員とし、副査候補者は本研究科委員の中から１名以上とすること。
前項の副査候補者のほかに、他の大学院又は研究所等の教員等を加える場合は、備考欄に「他機関」と記入し研究歴を含む履歴書を添付すること。

様式 4

公開発表会日程通知

年　　月　　日

学　　長　　殿

大学院修士課程　　専攻

研　究　科　長　　㊞

論文審査申請者	論文題目	日　　時	場　　所

様式 5

論文審査及び最終試験の結果報告

年　　月　　日

学　　長　　殿

主　　査　　㊞
副　　査　　㊞
副　　査　　㊞

専　　攻

氏　　名

論 文 題 目：

判　　定	論文審査の結果	最終試験の結果

※　判定は「合格」又は「不合格」で記入すること。

審査年月日	論　文　審　査	最　終　試　験
	年　　月　　日から 年　　月　　日まで	年　　月　　日

※　審査期間は主査・副査の指名があった日以降提出期限までの期間とし、最終試験は論文審査最終日又はそれ以降とすること。

審 査 所 見	

※　審査所見は問題があった場合に記入し、問題がない場合は必要としない。

北海道文教大学大学院健康栄養科学研究科学位論文作成要領

（平成28年２月24日　程　第１号）

（趣　　旨）

第１　この要領は、学位規程及び学位論文に関する取扱細則に定めるもののほか、学位論文の取扱いに関し必要な事項を定める。

（学位論文）

第２　論文は、修士課程に１年以上在学し、所定の科目について30単位（「特別課題研究」６単位を含む）以上を修得見込み者が提出することができる。

（指導教員）

第３　指導教員は、本大学院の人材育成目的を達成するため、履修すべき選択必修科目を指導する。１年次前期末（定期試験完了を目処とする。秋季入学者は以下、半期の読替をする。）までに指導教員１名、必要のある場合は副指導教員１名を決め、その指導の下「特別課題研究」を履修・完成するものとする。但し、特別の事由があるときは、研究科委員会の承認を得て指導教員を変更することができる。変更の申請は毎学期の定期試験完了までに提出しなければならない。

（論文計画）

第４　指導教員と相談の上、１年次前期から計画し、１年次の後期に、「修士論文計画書（所定用紙）」を指導教員を経て、研究科委員長に届け出なければならない。

（論文計画の変更）

第５　特別の事由があるときは、計画及び課題のテーマを変更することができる。その変更申請は、研究科委員会の承認を必要とする。申請は毎学期末までとし、新たな「修士論文計画書（所定用紙）」を提出しなければならない。

（中間発表）

第６　学位論文の公開発表会のために中間発表を行わなければならない。中間発表の時期は課程修了年次の10月又は４月（翌期の審査）とし進捗状況を報告し、かつ指導を受けるものとし、その後の研究進展に役立てることとする。研究科委員会の判断によって再度の発表を要求される場合がある。

（最終発表）

第７　最終発表は課程の学力認定試験でもあり、公開発表会として行わなければならない。時期は課程修了期となる２月中又は８月中とする。

（論文提出方法）

第８　提出論文の形式は「北海道文教大学研究紀要投稿要領」に準拠する。英文での執筆の場合、論文に日本語の要旨を加える。論文を提出後、公開発表会を受けなければならない。公開発表会においては、論文を説明し、審査委員の質問に答えなければならない。公開発表会の結果は研究科委員会に提出するものとする。

附　　則

この要領は、平成28年４月１日から施行する。

修士論文計画書

年　　月　　日　　提出

学 籍 番 号		氏　　名	
①論文題目（論文題目を外国語で記述する場合は、和訳を〔　　〕内に併記すること。）			
〔　　〕			
②研究内容			
③研究計画			
指 導 教 員	㊞	副指導教員	（必要のある場合のみ）㊞

北海道文教大学大学院健康栄養科学研究科
修士論文の審査体制と認定・評価基準に関する申し合わせ

Ⅰ　審査体制

「学位論文に関する取り扱い細則」第７条に基づき審査委員会を組織する。

Ⅱ　認定・評価基準

健康栄養科学研究科の専攻は「健康栄養教育学分野」と「食品安全学分野」の２分野であるため、多岐にわたる修士論文が提出される。それぞれの分野の論文の特性に応じて、各種の学問的方法論に基づいた客観的、合理的な分析であるかを基準にして評価する必要がある。特に本研究科の理念と目的である「健康栄養科学に関する幅広い専門知識と技術の習得により、地域や国際社会に指導的立場で貢献できる人材の養成」に合致するかという観点からの審査がなされる。

審査にあたっては、修士論文が学術的意義、新規性、創造性、応用的価値を有し、また、学位申請者が研究の推進能力、研究成果の論理的説明力、研究分野に関連する幅広い専門的知識、倫理性などを有しているかを複数の審査員で構成される審査委員会により審査する。

審査委員会は、以下の項目について中間発表会・公開発表会（最終試験）における質疑応答を含めて修士論文を審査し、総合的に合否を判断する。

⑴　主査教員と副査教員の査読
　①　研究の意義や目的を十分に理解して明確に記述されているか。
　②　論文完成までの過程において、適切な研究方法、論証方法を採用して具体的な分析・考察がなされているか。
　③　論文の構成が適切で、読みやすく記述されているか。
　④　文献の引用や学内外における調査が必要とされるテーマについては、その文献解読や調査研究に必要となる知識と能力が十分なレベルに達しているか。

⑵　中間発表会
　①　発表態度、言語表現が適切であるか。
　②　修士論文研究の意義や目的を正しく理解し、論文作成に当たっての問題意識が明確であるか。
　③　設定したテーマに関するこれまでの成果について正しく理解しているか。
　④　論文完成までの計画について、具体的に表示できたか。

⑶　公開発表会（最終試験）・口頭試問
　①　研究の意義や目的を正しく十分に理解しているか。
　②　限られた時間内に適切に伝え、結果を分かりやすく表現できたか。
　③　質問に対して適切かつ正確に応答できたか。
　④　結果に至るまでの過程を十分に理解しているか。
　⑤　結果に対する考察を論理的かつ明快に表明できたか。

⑷　審査委員会（最終合否判断）
　①　修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。
　②　設定したテーマの研究について、問題を的確に把握し、適切な研究方法、調査方法を採用しているか。
　③　論文の記述（本文、図表、引用、文献など）が適切で、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっているか。
　④　論文が理論的見地または実証的見地から見て、独自の価値を有するものとなっているか。

附　則　この申し合わせは、平成29年11月８日より適用する。

リハビリテーション科学研究科

リハビリテーション科学研究科
リハビリテーション科学専攻の特色

北海道文教大学大学院リハビリテーション科学研究科は、「障害の有無に関わらず、老若男女すべての人々の健康と幸福を実現する社会」を築くため、リハビリテーションと地域の健康支援領域に貢献できる、意欲溢れる優れた人材を養成します。

リハビリテーション領域には、理学療法士や作業療法士、その他の医療職のほか、福祉・心理・教育・スポーツ等の多領域の専門職が関わっています。厚生労働省は施設から地域への流れを一層加速させ、可能な限り住み慣れた地域で、その人らしい暮らしを人生の最期まで続けることを支えるための「地域包括ケアシステム」の構築を、2025年を目標に推進しています。

この施策を背景に、リハビリテーション領域には、「疾病や障害の基本的理解」を深め、「失われた機能の回復」に対処するばかりでなく、「機能が失われる前の予防的な対応」をより一層強めることが求められています。また、住民との連携や多職種の協同によって地域の関係づくりにパワーを発揮する誠実なコミュニケーション力も不可欠であり、日々の研鑽が必須です。

「障害の有無に関わらず、老若男女すべての人々の健康と幸福を実現する社会」を築くため、リハビリテーション科学専攻は理学療法士・作業療法士や、その他の多職種の多様な価値を意見交換し、切磋琢磨することで得られる学術的深化を追求し、ひいては未来に向かう創造的な研究成果を地域社会に広く還元することを目指します。合わせて、国際社会にも開かれた意識を持つ人材の育成を指向しています。

リハビリテーション科学専攻の
教育研究上の理念と目的

リハビリテーション科学専攻は、鶴岡学園が築いた実学重視の伝統を受け継ぎ、「豊かな人間性」、「健全な社会性」及び「高い専門性」を有する人材を育成するための教育理念を再確認するとともに、質の高いリハビリテーションと地域の健康支援サービスを提供できる人材育成の拠点として発展するために以下のような教育研究上の理念と目的を掲げています。

1．人に深く関わるリハビリテーションや地域の健康支援に関する今日的な課題の正確な観察力、分析・評価能力及び、理解・表現能力と豊かな人間性を持った、リハビリテーション及び地域の健康支援領域のスペシャリストとしての専門性を高めます。

2．チームアプローチによる質の高いリハビリテーションと地域の健康支援サービスを実現するために、多職種協働を理解し、地域や時代のニーズを的確に把握し幅広い視野で柔軟に対応できる理学療法士・作業療法士、その他の多職種の育成のための教育力の向上に努めます。

3．高い専門性を持って地域の住民に疾患・障害の予防に関する意識を啓発し、日常的な健康支援を積極的に担うことで、地域社会との連携を深めるとともに国際的視野を持ち、地域と世界の発展に貢献します。

リハビリテーション科学専攻修士課程の教育内容と養成する人材

リハビリテーション関連領域では、キュアからケア、そして生活支援までを含めた幅広い領域が対象となり、効率的なリハビリテーション・健康支援サービスを実施するために、専門職種の積極的活用と多職種協働によるチームアプローチが必要です。北海道文教大学大学院リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻は、理学療法や作業療法のみならず、その他の医療職のほか、福祉・心理・教育・スポーツ等の多領域に共通するキーワードについての学術的深化と知識の有機的連携を目指して研究することにより、①チームアプローチで多職種協働の中核となれる人材、②地域や時代のニーズに幅広く対応のできる人材、③学術的な面からチームの質向上に寄与できる人材の養成を目的としています。

1．本研究科の養成する人材像にもとづき、以下の方針のもとに教育課程を構成し教育を実施します。授業科目は、リハビリテーション領域における高度専門職業人となるための管理・指導能力や研究能力を遂行するための基盤を養う「基礎科目」、最新の専門知識と技術を学ぶ「専門科目（専門基礎分野・臨床応用分野・地域健康生活支援分野）」ならびに「研究指導」によって構成されています。

2．基礎科目には、チームアプローチで他職種共同の中核となれる人材を養成するための「リハビリテーション科学特論」、地域や時代のニーズに幅広く対応する人材養成のための「保健福祉政策論」を必修科目として配置します。また、近年の研究倫理教育の重要性に鑑み、基礎科目に「研究倫理特論」を必修科目として配置し、研究者に求められる基本的研究倫理と態度について学修します。

3．専門科目は、理学療法・作業療法、その他の医療職のほか、福祉・心理・教育・スポーツ等の多領域に共通するキーワードについての学術的深化と、知識の有機的連携を図るため、治療法の基礎理論となる「専門基礎分野」、臨床場面での問題解決につなげる「臨床応用分野」、予防と地域での自立生活に主眼をおいた「地域健康生活支援分野」の 3 つの分野を設け、リハビリテーションと地域の健康支援サービスの最新知識と技術、障害者や高齢者等の生活支援に関して学ぶ科目を配置します。

4．研究指導では修士論文作成を行い、リハビリテーションと地域の健康支援の諸課題について科学的に探究します。

北海道文教大学大学院リハビリテーション科学研究科
リハビリテーション科学専攻「3 つのポリシー」

1．学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

リハビリテーション科学研究科は、履修規定によって必要単位を取得し、必要な修業年限を満たしたうえで、次の能力を身につけていると認められた学生に「修士（リハビリテーション科学）」の学位を授与します。

・リハビリテーションと地域の健康支援領域の知識と技術の進歩に対応できる。（知識・技能）
・障害のある人の社会参加及び地域生活を支援することができる。（知識・技能）
・地域の住民に疾患・障害の予防に関する意識を啓発し、日常的な健康増進を積極的に支援することができる。（知識・技能）
・リハビリテーションと地域の健康支援領域に関わる時代のニーズを的確に把握し、幅広い視野で柔軟に対応することができる。（思考・判断・表現）
・研究を遂行し、研究結果を論文にまとめて発表できる能力を身につけている。（思考・判断・表現）
・リハビリテーションと地域の健康支援領域のチームアプローチで、他職種との協働を理解し、中核的あるいは指導的にチームを活性化する役割を果たすことができる。（関心・意欲・態度）
・研究者に求められる基本的な研究倫理を理解し、それを遵守することができる。（関心・意欲・態度）

2．教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

リハビリテーション科学研究科のリハビリテーション科学専攻では、リハビリテーションと地域の健康支援領域における問題解決に寄与できる高度専門職業人の養成を行うために「基礎科目」「専門科目（専門基礎分野・臨床応用分野・地域健康生活支援分野）」「研究指導」から構成される教育課程を編成しています。

①教育内容

（知識・技能）

・リハビリテーションと地域の健康支援領域の最新知識と技術、障害者や高齢者等の生活支援を学習するために、専門科目として治療法の基礎理論となる「専門基礎分野」、臨床場面での問題解決につなげる「臨床応用分野」、予防と地域での自立生活に主眼をおいた「地域健康生活支援」の３つの分野の科目群を配置する。

（思考・判断・表現）

・地域や時代のニーズに幅広く対応する人材養成のために「保健福祉政策論」を必修科目として配置する。

・研究の基礎となる知識や技術を学ぶために「統計学特論」「身体機能解析学特論」「身体機能解析学特論演習」等を配置する。

・自己の研究について専門外の人々にもわかるように説明したり、国際的な場面で英語を用いて表現したり、視覚的効果の優れたプレゼンテーション法を学修するため「プレゼンテーション技法」を基礎科目に配置する。

（関心・意欲・態度）

・多職種協働の中核となりチームの活動を活性化する人材を養成するための基礎科目に「リハビリテーション管理学特論」「リハビリテーション科学特論」を配置する。

・人々の健康と生活の質を向上させ疾病を予防することを大目標として基礎科目に「公衆衛生学特論」を配置し、予防的リハビリテーションと地域の健康支援領域への関心を高める。

・研究倫理教育の重要性に鑑み、基礎科目に「研究倫理特論」を必修科目として配置し、研究者に求められる基本的研究倫理と態度について学修する。

②教育方法

・研究指導では修士論文作成を行い、リハビリテーションや健康支援領域の諸課題を科学的に探求する。

・研究指導教員やその他の大学院関連教員が、教育力、社会貢献のための実践力、グローバルな対応力、トランスファラブルな力（幅広い領域で活用できる汎用性の高い力）を高めることを目標として、科目履修方法の相談役になる。

・研究計画・中間・最終発表会などで市民（本研究科修了生・学部卒業生、その他）との交流機会を作り、地域や時代のニーズに即した幅広い視野で柔軟に対応できる能力を高める。

③教育評価

・講義・演習科目はレポートおよび授業時間における発表や討論などの内容について評価する。

・修士論文は複数の審査委員（学位論文審査教員：主査・副査）による審査を通じて評価する。

３．学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

求める学生像

リハビリテーション科学研究科は、リハビリテーション科学を学ぶ強い意欲を持ち、将来リハビリテーションと地域の健康支援領域に貢献したいと考えている次のような人材を受け入れます。

（知識・技能）

・大学院で学ぶ基礎的学力（リハビリテーションと地域の健康支援に関する知識・技術、論理的思考力、対人コミュニケーション能力、国語・英語力等）を身につけた人。

（思考・判断・表現）

・研究計画や研究プロセス、成果について論理的に考察・整理し、分かり易く伝えることができる人。

（関心・意欲・態度）

・リハビリテーションと地域の健康支援領域を担う多様な専門職に求められる思いやりの心、豊かな感性と深い見識、責任感・継続性を身につけている人。

大学院の履修について

修士課程において、２年以上在学し、基礎科目の必修３科目（リハビリテーション科学特論、研究倫理特論、保健福祉政策論）５単位を履修するとともに、専門科目のうち指導教員が担当する特論１科目２単位、及び特論演習１科目２単位、リハビリテーション科学特別研究８単位（２年間に渡り履修）、その他の科目を選択履修し、合計30単位以上を履修しなければならない。

履修モデル（２年間）

１年次	リハビリテーション科学特論	２単位	必修	１前期
	研究倫理特論	１単位	必修	１前期
	身体機能解析学特論（指導教員担当科目として）	２単位	選必	１前期
	職業リハビリテーション学特論	２単位	選択	１前期
	公衆衛生学特論	２単位	選択	１前期
	神経・細胞生理学特論	２単位	選択	１前期
	身体機能解析学特論演習（指導教員担当科目として）	２単位	選必	１後期
	神経・細胞生理学特論演習	２単位	選択	１後期
２年次	保険福祉政策論	２単位	必修	２前期
	プレゼンテーション技法	２単位	選択	２前期
	統計学特論	２単位	選択	２前期
	リハビリテーション管理学特論	２単位	選択	２前期
１・２年次	リハビリテーション科学特別研究	８単位	必修	１～２通年
	合　　計	31単位		

長期履修モデル（４年間）

１年次	リハビリテーション科学特論	２単位	必修	１前期
	研究倫理特論	１単位	必修	１前期
	身体機能解析学特論（指導教員担当科目として）	２単位	選必	１前期
	身体機能解析学特論演習（指導教員担当科目として）	２単位	選必	１後期
２年次	運動器障害学特論	２単位	選択	２前期
	保健福祉政策論	２単位	必修	２前期
	公衆衛生学特論	２単位	選択	２前期
	運動器障害学特論演習	２単位	選択	２後期
３年次	職業リハビリテーション学特論	２単位	選択	３前期
	統計学特論	２単位	選択	３前期
	リハビリテーション管理学特論	２単位	選択	３前期
４年次	プレゼンテーション技法	２単位	選択	４前期
１～４年次	リハビリテーション科学特別研究	８単位	必修	１～４通年
	合　　計	31単位		

※選必科目は指導教員が担当する特論と特論演習科目を履修することを示す。

リハビリテーション科学専攻修士課程授業科目および担当教員

分野		授業科目名	区分	単位	学年	期	週	回数90分/回	備考	担当教員
基礎科目		リハビリテーション科学特論	講義	2	1・2	前	15	15	必	指導教員および副指導教員全員(木村一志、大川浩子、金谷匡紘、金子翔拓、玉珍、佐々木幸子、佐藤明紀、白戸力弥、高田雄一、瀧山晃弘、田邉芳恵、村上優衣、横井裕一郎、渡辺明日香)
		公衆衛生学特論	講義	2	1・2	後	15	15		佐々木幸子
		研究倫理特論	講義	1	1・2	前	8	8	必	橘内勇
		プレゼンテーション技法	演習	2	1・2	前	15	15		田邉芳恵、大川浩子、佐藤明紀、小林英司、村上優衣
		保健福祉政策論	講義	2	1・2	前	15	15	必	田邉芳恵、水本淳
		統計学特論	講義	2	1・2	前	15	15		松岡審爾
		リハビリテーション管理学特論	講義	2	1・2	前	15	15		橘内勇
専門科目	専門基礎分野	病態生理学特論	講義	2	1・2	前	15	15		瀧山晃弘
		病態生理学特論演習	演習	2	1・2	後	15	15		瀧山晃弘
		神経・細胞生理学特論	講義	2	1・2	前	15	15		木村一志、柴田恵理子
		神経・細胞生理学特論演習	演習	2	1・2	後	15	30		木村一志、柴田恵理子
		身体機能解析学特論	講義	2	1・2	前	15	15		田邉芳恵、佐藤明紀
		身体機能解析学特論演習	演習	2	1・2	後	15	15		田邉芳恵、佐藤明紀
	臨床応用分野	運動器障害学特論	講義	2	1・2	前	15	15		白戸力弥、金子翔拓、高田雄一
		運動器障害学特論演習	演習	2	1・2	後	15	15		白戸力弥、金子翔拓、高田雄一
		神経・発達障害リハビリテーション科学特論	講義	2	1・2	前	15	15		横井裕一郎、村上優衣、牧野均、金谷匡紘
		神経・発達障害リハビリテーション科学特論演習	演習	2	1・2	後	15	15		横井裕一郎、村上優衣、牧野均、金谷匡紘
		高齢者リハビリテーション学特論	講義	2	1・2	前	15	15		佐々木幸子、未定、玉珍
		高齢者リハビリテーション学特論演習	演習	2	1・2	後	15	15		佐々木幸子、未定、玉珍
	地域健康生活支援分野	職業リハビリテーション学特論	講義	2	1・2	前	15	15		大川浩子
		職業リハビリテーション学特論演習	演習	2	1・2	後	15	15		大川浩子
		心身統合健康科学特論	講義	2	1・2	前	15	15		渡辺明日香
		心身統合健康科学特論演習	演習	2	1・2	後	15	15		渡辺明日香
研究指導		リハビリテーション科学特別研究	実習	8	1・2	通年	60	120	必	木村一志、大川浩子、金子翔拓、佐々木幸子、佐藤明紀、白戸力弥、高田雄一、瀧山晃弘、田邉芳恵、横井裕一郎、渡辺明日香

専門科目は研究指導教員が担当する科目を選択必修とする（特論を１つ、特論演習を１つ）。

大学院・こども発達学研究科（修了単位には含まない）

科目群の実践基礎力	こども発達学科の基礎	教育課程・方法特論	講義	2	1・2	前	15	15		加藤裕明
		教育課程・方法特別演習	演習	2	1・2	後	15	15		加藤裕明

専門科目は研究指導教員が担当する科目を選択必修とする（特論を１つ、特論演習を１つ）。

修士の学位論文審査の流れ

修士修了までのスケジュール表

入　　学

↓

履修及び修士論文作成の流れ

（1年次前期）
・研究指導教員の決定
・修了要件（30単位以上）までの履修計画指導、他大学研究科、本学他研究科の科目履修希望への対応
○修士論文の研究課題の決定、文献等調査（1単位相当）
・基礎科目履修（前期配当の必修3単位）の受講
・専門科目履修（前期配当の選択必修2単位）の受講
・基礎または専門科目（前期配当の選択科目5単位以上）の受講

（1年次後期）
・専門科目履修（後期配当の選択必修2単位とその他2単位）の受講
○修士論文研究計画書の提出（12月）、研究計画発表会（遅くとも12月）、実験・実習開始（倫理審査委員会承諾後）（1単位相当）
※長期履修者：研究計画発表会（6月、9月、12月、3月）希望により実施。遅くとも修了年度の前年度12月までに終了。

（2年次前期）
・基礎科目履修（前期配当の必修2単位）の受講
・基礎または専門科目（前期配当の選択科目6単位以上）の受講
○修士論文研究の遂行、研究の中間発表会（遅くとも9月）（3単位相当）
※長期履修者：中間発表会（12月、3月、6月、9月）希望により実施。

（2年後期）※長期履修者最終年度
○研究の遂行。中間発表会（遅くとも修了年度の9月までに終了）
○学位論文審査
①修了要件30単位以上の取得の確認（12月）
②指導教員を通じて修士論文概要および修士論文の提出（12月）（3単位相当）
③研究科委員会による受理可否（1月）、審査委員会による審査
④修士論文公開発表会（最終試験）（2月中旬まで）
⑤研究科委員会による修士論文合否の最終審査（2月中旬まで）
⑥大学院委員会にて修士単位履修承認、学長決裁において学位授与の決定

↓

修士（リハビリテーション科学）学位授与

リハビリテーション科学研究科ティーチング・アシスタント選考基準内規

（採用資格）

第４条　TA

本学大学院の修士課程在学する者で、人物および見識が優れ、成績優秀な大学院生の中から採用する。

２　TAの選考基準は、各研究科において内規を定める。

４条　２に関するリハビリテーション科学研究科のTA選考基準の内規

TA候補者は、以下の項目のいずれかに該当する者とする。

⑴　教育補助に係る学部の授業科目等もしくは当該授業科目等と密接な関連のある授業科目において優秀な成績（A以上）を修めた者

⑵　研究科における１年前期の大学院授業科目評価がGPA3.0以上で良好であり、所定の年限で修了が見込める者

⑶　その他、研究科長が優秀と認めた者（大学院入試において優秀な成績を修めた者）

北海道文教大学大学院リハビリテーション科学研究科
学位論文に関する取扱細則

（平成29年７月19日　程　第４号）

（趣　　旨）

第１条　この細則は、北海道文教大学大学院リハビリテーション科学研究科（以下「研究科」という）学位論文の取扱いに関して、北海道文教大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第２条　研究科における学位は、学位規程第２条による修士の学位とする。

（審査の出願）

第３条　学位規程第５条の規程により学位論文の提出を行う場合は、指導教員を通じて次の各号の書類を提出するものとする。

⑴　学位論文審査願（様式１）　　１部
⑵　学位論文　　正１部・副２部
⑶　学位論文概要（様式２）　　２部

（願出の期限）

第４条　学位論文の審査書類の提出は、課程修了期となる１月末日又はその翌期の７月末日とする。

（審査の付託）

第５条　研究科委員会は学位規程第６条の規程により学位論文の審査を付託されたときは、その審査を審査委員に付託するものとする。

（審査委員の指名）

第６条　研究科長は学位論文毎に指導教員以外の本研究科教員を主査候補者とし、他に本研究科委員の中から１名以上の副査候補者を選び、主査・副査候補者名簿（様式３）により学長に推薦しなければならない。

２　前項の副査候補者のほかに、他の大学院又は研究所等の教員等を加える場合は、当該副査候補者の研究歴を含む履歴書を添付しなければならない。

３　学長は研究科長から推薦のあった主査・副査候補者について、研究科委員会の議を経て主査及び副査を指名する。

４　指名された主査・副査がやむを得ない理由により審査を行うことができない場合は、研究科委員会の議を経て変更することができる。

（審査委員会）

第７条　研究科委員会は学位論文毎に審査委員会を組織する。

２　審査委員会は、前条第３号で指名された主査及び副査で構成する。

３　研究科長は、審査委員会を総括する。

（公開発表会）

第８条　研究科長は学位審査のため提出された学位論文についての公開発表会を開催しなければならない。

２　研究科長は、公開発表会の日程等を公開発表会日程通知（様式４）により学長に提出し、論文申請者に通知するとともに、開催日を公示しなければならない。

３　審査委員は、公開発表会に出席するものとする。

（学位論文の審査）

第９条　審査委員会は論文の審査及び最終試験を行うものとする。

２　前項の最終試験は公開発表会と兼ねて行うことができる。

（学位論文の審査及び最終試験の期限）
第10条　学位論文の審査及び最終試験の期限は、課程修了期となる２月中旬及びその翌期の８月中旬までに終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期限を延長することができる。

（学位論文の審査及び最終試験の報告）
第11条　主査は、学位論文の審査及び最終試験の結果を、論文審査及び最終試験の結果報告（様式５）により速やかに研究科委員会に報告しなければならない。

（学位論文の保管）
第12条　修士を授与した学位論文は、本学図書館に保管するものとする。

（改　　廃）
第13条　この細則の改廃は、リハビリテーション科学研究科委員会の議によるものとする。

附　　則
１．この細則は、平成29年７月19日から施行し、平成29年４月１日から適用する。

様式１

学位論文審査願

年　　月　　日

学　　長　　殿

大学院修士課程　　専攻

申 請 者 氏 名　　㊞

北海道文教大学学位規程第５条の規定により、下記の論文に関係書類を添えて提出しますので審査願います。

記

論 文 題 目：

（　　）

※　論文題目を外国語で記述する場合は、和訳を（　　）内に併記すること。

指導教員氏名　　㊞

様式２

学位論文概要

年　　月　　日

学　　長　　殿

大学院修士課程　　専攻

申 請 者 氏 名　　㊞

北海道文教大学学位規程第５条の規定により、下記の論文に関係書類を添えて提出しますので審査願います。

記

論 文 題 目：

（　　）

※　論文題目を外国語で記述する場合は、和訳を（　　）内に併記すること。

概　　要

A４版、字体：MS明朝、サイズ：10.5、横書き：44字×45行（2000字以内）

様式 3

主査・副査候補者名簿

年　　月　　日

学　　長　　殿

大学院修士課程　　専攻

研　究　科　長　　㊞

論文審査申請者	論文題目	主査・副査候補者氏名	備　　考
		主査 副査	
		主査 副査	
		主査 副査	
		主査 副査	
		主査 副査	

主査候補者は指導教員以外の本研究科研究指導教員とし、副査候補者は本研究科委員の中から１名以上とすること。
前項の副査候補者のほかに、他の大学院又は研究所等の教員等を加える場合は、備考欄に「他機関」と記入し研究歴を含む履歴書を添付すること。

様式 4

公開発表会日程通知

年　　月　　日

学　　長　　殿

大学院修士課程　　専攻

研　究　科　長　　㊞

論文審査申請者	論文題目	日　　時	場　　所

様式５

論文審査及び最終試験の結果報告

年　　月　　日

学　　長　　殿

主　　査　　㊞
副　　査　　㊞
副　　査　　㊞

専　　攻

氏　　名

論 文 題 目：

判　　定	論文審査の結果	最終試験の結果

※　判定は「合格」又は「不合格」で記入すること。

審査年月日	論　文　審　査	最　終　試　験
	年　　月　　日から 年　　月　　日まで	年　　月　　日

※　審査期間は主査・副査の指名があった日以降提出期限までの期間とし、最終試験は論文審査最終日又はそれ以降とすること。

審 査 所 見	

※　審査所見は問題があった場合に記入し、問題がない場合は必要としない。

北海道文教大学大学院リハビリテーション科学研究科
学位論文作成要領

（平成29年７月12日　リハビリテーション科学研究科委員会決定）

（趣　　旨）

第１　この要領は、学位規程及び学位論文に関する取扱細則に定めるもののほか、学位論文の取扱いに関し必要な事項を定める。

（学位論文）

第２　論文は、修士課程に１年以上在学し、所定の科目について30単位（「特別研究」８単位を含む）以上を修得見込み者が提出することができる。

第３　論文は和文又は英文の単著とする。

（指導教員）

第４　指導教員は、本大学院の人材育成目的を達成するため、履修すべき選択必修科目を指導する。１年次前期末（定期試験完了を目処とする。秋季入学者は以下、半期の読替をする。）までに指導教員１名、必要のある場合は副指導教員１名を決め、その指導の下「特別研究」を履修・完成するものとする。但し、特別の事由があるときは、研究科委員会の承認を得て指導教員を変更することができる。変更の申請は毎学期の定期試験完了までに提出しなければならない。

（論文計画）

第５　指導教員と相談の上、１年次前期から計画し、１年次の後期に、「修士論文計画書（所定用紙）」を指導教員を経て、研究科長に届け出た上で、研究計画発表を行わなければならない。

（論文計画の変更）

第６　特別の事由があるときは、計画及び課題のテーマを変更することができる。その変更申請は、研究科委員会の承認を必要とする。申請は毎学期末までとし、新たな「修士論文計画書（所定用紙）」を提出しなければならない。

（中間発表）

第７　学位論文の公開発表会のために中間発表を行わなければならない。中間発表の時期は課程修了年次の９月まで又は３月（翌期の審査）とし進捗状況を報告し、かつ指導を受けるものとし、その後の研究進展に役立てることとする。研究科委員会の判断によって再度の発表を要求される場合がある。

（公開発表）

第８　公開発表は課程の最終試験でもあり、これを行わなければならない。時期は課程修了期となる２月中旬まで又は８月中旬とする。

（提出論文の形式）

第９　提出論文の形式は「北海道文教大学研究紀要投稿要領」に準拠する。但し、ページ数や図・表などの数に制限は設けないものとする。

附　　則

この要領は、平成29年７月19日から施行し、平成29年４月１日から適用する。

北海道文教大学大学院リハビリテーション科学研究科
修士論文の審査体制と認定・評価基準に関する申し合わせ

Ⅰ　審査体制

「学位論文に関する取り扱い細則」第７条に基づき審査委員会を組織する。

Ⅱ　認定・評価基準

リハビリテーション科学研究科の専攻は「専門基礎分野」、「臨床応用分野」、「健康増進分野」の３分野であるため、多岐にわたる修士論文が提出される。それぞれの分野の論文の特性に応じて、各種の学問的方法論に基づいた客観的、合理的な分析であるかを基準にして評価する必要がある。本研究科の理念と目的に合致するか否かという観点からの審査がなされる。

審査にあたっては、修士論文が学術的意義、新規性、創造性、応用的価値を有し、また、学位申請者が研究の推進能力、研究成果の論理的説明力、研究分野に関連する幅広い専門的知識、倫理性などを有しているかを複数の審査員で構成される審査委員会により審査する。

審査委員会は、以下の項目について中間発表会、公開発表会（最終試験）における質疑応答を含めて修士論文を審査し、総合的に合否を判断する。

⑴　主査教員と副査教員の審査
- ①　研究の意義や目的を十分に理解して明確に記述されているか。
- ②　論文完成までの過程において、適切な研究方法、論証方法を採用して具体的な分析・考察がなされているか。
- ③　論文の構成が適切で、読みやすく記述されているか。
- ④　文献の引用や学内外における調査が必要とされるテーマについては、その文献解読や調査研究に必要となる知識と能力が十分なレベルに達しているか。

⑵　中間発表会
- ①　発表態度、言語表現が適切であるか。
- ②　修士論文研究の意義や目的を正しく理解し、論文作成に当たっての問題意識が明確であるか。
- ③　設定したテーマに関するこれまでの成果について正しく理解しているか。
- ④　論文完成までの計画について、具体的に表示できたか。

⑶　公開発表会（最終試験）
- ①　研究の意義や目的を正しく十分に理解しているか。
- ②　限られた時間内に適切に伝え、結果を分かりやすく表現できたか。
- ③　質問に対して適切かつ正確に応答できたか。
- ④　結果に至るまでの過程を十分に理解しているか。
- ⑤　結果に対する考察を論理的かつ明快に表明できたか。

⑷　審査委員会（合否判断）
- ①　修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。
- ②　設定したテーマの研究について、問題を的確に把握し、適切な研究方法、調査方法を採用しているか。
- ③　論文の記述（本文、図表、引用、文献など）が適切で、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっているか。
- ④　論文が理論的見地または実証的見地から見て、独自の価値を有するものとなっているか。

附　則　この申し合わせは、令和元年10月30日より適用する。

こども発達学研究科

こども発達学研究科こども発達学専攻の特色

北海道文教大学大学院こども発達学研究科こども発達学専攻では、こども発達学科の人材像をさらに発展させて、将来、中堅のリーダーに求められる人材像として、以下の２つの力量を併せ持つ人材の養成を視野に入れている。その１つは「創意ある実践を実現するための教育研究の展開」ができる力量を持つ人材であり、もう１つは「幼児期と児童期の連続性及び多様な特性を有する、こどもたちのインクルージョンに関する教育研究の展開」ができる力量を持つ人材である。

こども発達学専攻の教育研究上の理念と目的及び教育内容と養成する人材

こども発達学研究科は、実践的教育・研究の指導を通じて、今日の幼児期・学童期の教育・保育の現場において求められる「多様なニーズを有する幼児・児童の発達支援に精通した、より高度な実践力を備えた幼児教育・学校教育の実践者を養成」することを目的としている。

こども発達学研究科の教育課程は、社会人を含めた大学院生自身の経験をとおした課題を分析し、討議など課題解決を深く追究するとともに「高度な学問的成果と実践を往還しながら創意ある実践を展開できる力量を身につけた、将来の中堅のリーダーとなる人材の養成」を意図していることから、このような人材の養成にあたって、それを実現するための教育課程及び教育方法が設定されている。特に、次の４点が学部のこども発達学科と特徴的な差異のある教育課程と教育方法の内容として指摘される。

１　**創意ある実践を実現するための教育研究の展開**：今日のこどもの発達の実態とニーズの多様化に対応するためには、一人ひとりのこどもに即した創意ある実践が求められている。このために、教育学、心理学、特別支援教育学等の成果に深く学び、実践活動との往還の中から、より高度の実践力の形成を計るための教育研究を展開する。具体的には、諸課題の正しい分析、解決へ向けての創意ある計画の策定、実践及び検証を通してのさらなる理論と計画の練り上げのサイクルを重視した研究科の教育課程を編成する。ここでは、教育課程の中核に、こども発達支援総論（必修）を置き、障害児教育、教育方法学、幼児教育（乳幼児発達心理学）と、それぞれ専門分野の異なる５人の教員が相互に連携を取りながら、合同講義を展開する。これらの教授は、この共通講義を基盤にして、院生にとって、より高度な実践力を形成させるために、それぞれの専門分野の中核的講義を担当する。

２　**幼児期と児童期の連続性及び一般のこどもと障害のあるこどものインクルージョンに関する教育研究の展開**：遊びを中心とする幼児期の学びと教科学習に重きを置く学童期の学びに一貫性を確保し、幼小の連続性と連携を構築することは、今日の重要な教育課題となっている。この課題に応えるために、本研究科の教育課程に、幼児教育と学校教育の両面に通底する科目群を適切に配置する。具体的には、教育課程・方法特論、教育課程・方法特別演習、こども発達特論、こども発達特別研究、教育内容・教材特論、教育内容・教材特別演習、教育方法実践特論、教育方法実践特別演習の８科目が設定されている。

３　**教育課程のなかにインクルーシブな保育と教育を視野に入れた特別支援教育科目を配置**：インクルージョンに関する理解の高まりのなかで、幼児期・学童期の教育においても、特別なニーズを持つ子どもへの対応とインクルーシブな保育と教育の場の構築が喫緊の課題となってきている。この課題に応えるために、教育課程のなかにインクルーシブな保育と教育を視野に入れた特別支援教育科目を配置している。具体的には、インクルーシブな教育・保育特論、特別支援教育方法特論、気になる子ども発達支援特別演習、特別支援教育コーディネーター特論、発達障害実践特別演習、こども発達支援・臨床相談特論、こども発達支援・臨床相談特別演習の７科目が設定されている。

４　**教育方法の特徴：高度な学問的成果と実践を往還のための「発達支援分析評価法実践演習」を必修科目として設定**：本研究科は「高度な学問的成果と実践を往還しながら創意ある実践を展開できる力量を身につけた、将来の中堅のリーダーとなる人材の養成」を意図していることから、教育課程に「発達支援分析評価法実践演習」の科目を必修科目として設定している。この科目では、クリッカーを活用して、授業分析、保育実践場面や発達支援活動の振り返りのために収集されたビデオ映像等から可視化グラフを作成し、グラフの特徴と対応するビデオ映像を再生して、お互いの行動分析の特徴を提示し合いながら共同でディスカッションを可能にする授業を展開する。この実践演習と並行させながら、院生各自が関心を持つ実践研究のためのフィールドに足場を置きながら学習を深めることを可能にする「こども発達学実践演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」が教育課程に組み込まれている。この実践演習には実践研究に精通した指導教員を配置する。実践研究のためのフィールドとして、本学の「子育て教育地域支援センター（通称文教ペンギンルーム）」、附属幼稚園及び院生の受け入れが可能な小学校等が予定されて

いる。これらの実践研究を視野に入れた院生の取組は、次に続く「こども発達学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」によって、修士論文として集大成される。

北海道文教大学大学院こども発達学研究科修士課程
こども発達学専攻「3つのポリシー」

1　ディプロマポリシー：どのような成果が得られるか

こども発達学専攻は、こども発達学科の学部での教育研究の実績を土台として、今日の家庭や地域社会の変化に伴うこどもの実態とニーズの多様化に対応し、こどもの成長・発達にむけた的確な教育・支援を実現するための教育研究を推進し、高度の教育実践力量を有する保育者・教育者を養成することを目的とする。本学が所在する北海道においては、こどもの学力及び体力の両面において、全国的な水準に及ばず、その要因の解明と対策に北海道教育委員会はじめ関係者の努力が注がれているところである。地域社会の文化的環境条件の改善、学校と地域社会の連携の強化、教育活動の内容の向上、教育実践者の力量の養成等がつとに指摘されているが、本学がなし得る課題として、幼児期から学童期にかけての一貫した教育・支援を通して、学力・体力形成の土台を構築するための教育研究を深めることは、一つの有効な対策たり得ると考える。北海道には、このような幼児期と学童期にかけての教育研究を行う機関は少なく、この点、本研究科は重要な責務を担っている。

2　カリキュラムポリシー：どのようなことが研究できるか

こども発達学専攻は、今日の幼児期・学童期の教育・保育の現場において求められる「多様なニーズを有する幼児・児童の発達支援に精通した、より高度な実践力を備えた幼児教育・学校教育の実践者」を養成することを目的とし、以下3つのカリキュラムポリシーを設定する。

1）**こどもの成長・発達を実現するために、常に理論と実践の往還に学び、創意ある実践の展開できる中堅のリーダーの養成**：今日の社会における価値観の多様化、家族構成の変化、地域社会の変貌に伴って、こどもの発達の実態や、これに伴うニーズが多様化しており、これに対応して適切な支援、指導、特別支援教育学を実行するには、従来にも増して高度な実践力が求められている。このため、心理学、教育学、特別支援教育学がもたらす理論に学び、実践により検証し、さらに適切な支援、指導、教育を実現する姿勢と力量が養成されなければならない。そのための講義科目と実践演習を配置する。

2）**幼児期・学童期の連続性を視野においた実践が展開できる教育・保育者の養成**：幼児期と学童期の連続性については課題が少なくない。発達課題、教育課程、学習形態等について広い視野を持ちつつ相互の連続性に配慮した実践が展開できる力量は、時代の要請である。本研究科においては、これに応える講義、演習を適切に配置する。

3）**多様なニーズを有するこどものインクルーシブな教育・支援のできる教育・保育者の養成**：幼児期の場においても、学童期の学級においても、多様なニーズを有するこどもたちとのインクルーシブな状況に対するためらいは少なくなく、支援、指導力量の向上が求められている。特に、多様なニーズを有するこどもの理解と支援力量の不足が大きい。本研究科では、この要望に応えるべく、特別支援教育関連の科目を適切に配置する。

3　アドミッションポリシー：求める学生像

こども発達学研究科は、家庭や地域社会の変化にともなうこどもの実態とニーズの多様化に対して、心理学、教育学、特別支援教育学の知識をもとに、課題を正しく分析し、適切な解決方策を策定し、そのもとに創意あふれる実践を展開し、結果を評価して一層の理論と実践の力量を修得することのできる教育研究活動を実行し、「多様なニーズを有する幼児・児童の発達支援に精通した、より高度な実践力を備えた幼児教育・学校教育の実践者」を養成することを目標にし、この目標達成のために、求める学生は以下のとおりである。

1）こどもの成長・発達を実現するために、理論と実践の往還のなかからの学びにより、創意ある実践を展開できる中堅リーダーとしての教育・保育者。

2）幼児期・学童期の連続性を視野においた実践の展開ができる教育・保育者。

3）多様なニーズを有するこどもたちのインクルーシブな教育・支援のできる教育・保育者。

大学院の履修について

1．教育課程の編成の考え方及び特色

⑴　教育課程編成の考え方と特色

本学研究科の教育課程の特色の第一は、こどもの発達と教育に関する基本的な科目の履修をベースとしつつ、幼児教育、学校教育、特別支援教育に関する科目の履修を広く課していることである。このことを通して、幼児期・学童期を視野においた実践、さらには、インクルーシブな教育の実践に役立つ力量の形成を計るものである。

特色の第二は、理論と実践の架橋として、「実践演習」を置くことである。「実践演習」はフィールドワークを組み込むアクションリサーチの形態で行う演習である。現職教員等および学部からの院生は子育て教育地域支援センター「文教ペンギンルーム」、附属幼稚園、研究協力校として指定された小学校（協力校）をそれぞれフィールドとする。保育計画、授業計画、生徒指導計画等をフィールドの実情にふさわしく作成し、実践によって検証するというサイクルにそった学習活動を実施する。以下に、教育課程の構成図を示す（図１）。

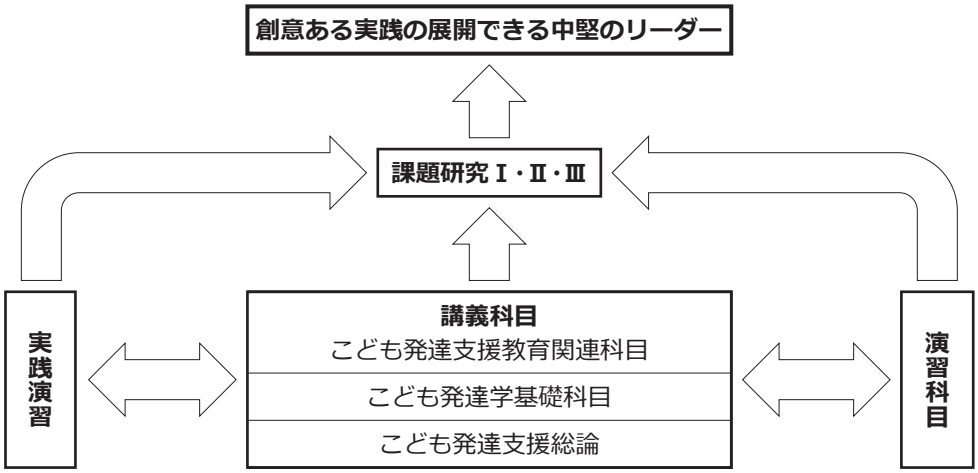

図１　教育課程の構成図

⑵　修了要件

修了要件は、「こども発達支援総論（２単位必修）」、「こども発達学基礎科目（２科目４単位必修）」、「こども発達支援教育関連科目（２科目４単位以上）」、「こども発達支援教育関連演習（２科目４単位以上）」、「こども発達学実践演習（発達支援活動分析評価法実践演習を含む、２科目４単位以上）」、「こども発達学特別研究（３科目６単位必修）」の合計30単位を修得し、かつ、修士論文を提出してその審査及び最終試験において合格することとする（表１参照）。

表１　履修科目の順序性　（太字は必修科目、※印の科目は選択必修科目）

	1年次		2年次	
	前　期	後　期	前　期	後　期
実践力の基礎科目群	**こども発達支援総論** こども発達特論 教育課程・方法特論 インクルーシブな教育・保育特論	教育方法実践特論 教育内容・教材特論 特別支援教育コーディネーター特論 保護者支援特論	こども発達支援・臨床相談特論	特別支援教育方法特論
理論と実践の往還から学ぶ科目群	**発達支援活動分析評価法実践演習**	こども発達特別演習 教育課程・方法特別演習 教育内容・教材特別演習 教育方法実践特別演習 発達障害実践特別演習	こども発達支援・臨床相談特別演習 ※こども発達学実践演習Ⅰ ※こども発達学実践演習Ⅱ ※こども発達学実践演習Ⅲ	気になる子どもの発達支援特別演習
研究指導		**こども発達学特別研究Ⅰ**	**こども発達学特別研究Ⅱ**	**こども発達学特別研究Ⅲ**

⑶　履修モデル

表２～４は、履修モデルを示している。履修モデルⅠは「保育・幼児教育重視型」、履修モデルⅡは「小学校教育重視型」、履修モデルⅢは「インクルーシブな教育・保育重視型」である。

表２　履修モデルⅠ　保育・幼児教育重視型　（太字は必修科目）

	1年次		2年次	
	前　期	後　期	前　期	後　期
実践力の基礎科目群	**こども発達支援総論** こども発達特論 教育課程・方法特論	教育方法実践特論、保護者支援特論	こども発達支援・臨床相談特論	
理論と実践の往還から学ぶ科目群	**発達支援活動分析評価法実践演習**	こども発達特別演習 教育方法実践特別演習	こども発達支援・臨床相談特別演習 こども発達学実践演習Ⅱ	気になる子どもの発達支援特別演習
研究指導		**こども発達学特別研究Ⅰ**	**こども発達学特別研究Ⅱ**	**こども発達学特別研究Ⅲ**

表３　履修モデルⅡ　小学校教育重視型　（太字は必修科目）

	１年次		２年次	
	前　期	後　期	前　期	後　期
実践力の基礎科目群	**こども発達支援総論** こども発達特論 教育課程・方法特論 インクルーシブな教育・保育特論	教育内容・教材特論	こども発達支援・臨床相談特論	特別支援教育方法特論
理論と実践の往還から学ぶ科目群	**発達支援活動分析評価法実践演習**	教育課程・方法特別演習 教育内容・教材特別演習	こども発達学実践演習Ⅲ	気になる子どもの発達支援特別演習
研究指導		こども発達特別研究Ⅰ	こども発達特別研究Ⅱ	こども発達特別研究Ⅲ

表４　履修モデルⅢ　インクルーシブな教育・保育重視型　（太字は必修科目）

	１年次		２年次	
	前　期	後　期	前　期	後　期
実践力の基礎科目群	**こども発達支援総論** こども発達特論 インクルーシブな教育・保育特論	教育方法実践特論 保護者支援特論	こども発達支援・臨床相談特論	
理論と実践の往還から学ぶ科目群	**発達支援活動分析評価法実践演習**	教育方法実践特別演習 特別支援教育コーディネーター特論 発達障害実践特別演習	こども発達支援・臨床相談特別演習 こども発達学実践演習Ⅰ	気になる子どもの発達支援特別演習
研究指導		こども発達特別研究Ⅰ	こども発達特別研究Ⅱ	こども発達特別研究Ⅲ

2．学位論文

修士論文の審査の流れ（修士修了までのスケジュール表）

修士論文の作成及び指導の流れは、表５の作成スケジュールに沿って、進められる。

表５　修士論文作成スケジュール

１年次

４月初旬	指導教員の決定（前期オリエンテーション時） 研究科の趣旨と目的について理解を図り、履修指導を受ける。
	↓
10月初旬	研究テーマの提出（後期オリエンテーション時）
	↓
12月	修士論文作成計画の提出
	↓
２月中旬	（文献・資料研究・調査研究・予備調査の開始・論文草案の作成）

２年次

４月初旬	修士論文の題目と概要の提出 修士論文進捗状況報告会①（前期オリエンテーション時）
	↓
８月	修士論文中間発表会
10月初旬	修士論文進捗状況報告会②（後期オリエンテーション時）
１月末	修士論文審査書類の提出
	↓
２月中旬	修士論文発表会及び最終審査会
	↓
３月	学位の授与

こども発達学専攻修士課程授業科目および担当教員

分野		授業科目名	単位	学年	期	担当教員	備考
実践力の基礎科目群	発達支援に関する総論	こども発達支援総論	2	1	前	加藤裕明、木谷岐子、山口宗兼、山本愛子、小椋佐奈衣（各３回）	必修
	こども発達学基礎科目	こども発達特論	2	1	前	小椋佐奈衣	
		教育課程・方法特論	2	1	前	加藤裕明	
		インクルーシブな教育・保育特論	2	1	前	木谷岐子	
	こども発達支援教育関連科目	教育内容・教材特論	2	1	後	山口宗兼	
		教育方法実践特論	2	1	後	小田進一	
		特別支援教育コーディネーター特論	2	1	後	村田敏彰	
		保護者支援特論	2	1	後	植木克美	
		こども発達支援・臨床相談特論	2	1	後	山本愛子	
		特別支援教育方法特論	2	2	後	後藤広太郎	
理論と実践の往還から学ぶ科目群	こども発達支援教育関連演習科目	こども発達特別演習	2	1	後	小椋佐奈衣	
		教育課程・方法特別演習	2	1	後	加藤裕明	
		教育内容・教材特別演習	2	1	後	山口宗兼	
		教育方法実践特別演習	2	1	後	小田進一、渡邊尭宏	
		発達障害実践特別演習	2	1	後	後藤広太郎	
		こども発達支援・臨床相談特別演習	2	2	前	山本愛子	
		気になる子どもの発達支援特別演習	2	2	後	木谷岐子	
	こども発達学実践演習科目	発達支援分析評価法実践演習	2	1	前	山本愛子	必修
		こども発達学実践演習Ⅰ	2	2	前	山本愛子、西野美穂	
		こども発達学実践演習Ⅱ	2	2	前	小田進一	
		こども発達学実践演習Ⅲ	2	2	前	加藤裕明	
研究指導		こども発達学特別研究Ⅰ	2	1	後	小田進一、小椋佐奈衣、加藤裕明、木谷岐子、白幡知尋、村越含博、村田敏彰、山口宗兼、山本愛子	必修
		こども発達学特別研究Ⅱ	2	2	前	小田進一、小椋佐奈衣、加藤裕明、木谷岐子、白幡知尋、村越含博、村田敏彰、山口宗兼、山本愛子	必修
		こども発達学特別研究Ⅲ	2	2	後	小田進一、小椋佐奈衣、加藤裕明、木谷岐子、白幡知尋、村越含博、村田敏彰、山口宗兼、山本愛子	必修

こども発達学研究科ティーチング・
アシスタント選考基準内規

（採用資格）

第４条　TA

本学大学院の修士課程在学する者で、人物および見識が優れ、成績優秀な大学院生の中から採用する。

２　TAの選考基準は、各研究科において内規を定める。

４条　２に関するこども発達学研究科のTA選考基準の内規

TA候補者は、以下の項目のいずれかに該当する者をとする。

⑴　教育補助に係る学部の授業科目等又は当該授業科目等と密接な関連のある授業科目を優秀な成績（A以上）で修めた者

⑵　研究科における１年前期の大学院授業科目評価がGPA3.0以上で良好であり、所定の年限で修了が見込める者

⑶　その他、研究科長が優秀と認めた者（大学院入試において優秀な成績を修めた者）

北海道文教大学大学院こども発達学研究科
学位論文に関する取扱細則

（令和元年５月21日　程　第１号）

（趣　　旨）

第１条　この細則は、北海道文教大学大学院こども発達学研究科（以下「研究科」という）学位論文の取扱いに関して、北海道文教大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（学位の種類）

第２条　研究科における学位は、学位規程第２条による修士の学位とする。

（審査の出願）

第３条　学位規程第５条の規程により修士の学位申請を行う場合は、指導教員を通じて次の各号の書類を提出するものとする。

⑴　学位論文審査願（様式１）　　１部
⑵　学位論文　　正１部・副２部
⑶　学位論文概要（様式２）　　３部

（出願の期限）

第４条　学位論文の審査書類の提出期限は、課程修了期となる１月末日17時又はその翌期の７月末日17時とする。

（審査の付託）

第５条　研究科委員会は学位規程第６条の規程により学位論文の審査を付託されたときは、その審査を審査委員に付託するものとする。

（審査委員の指名）

第６条　研究科長は学位論文ごとに本研究科委員の中から、主査候補者１名、副査候補者２名を選び、主査・副査候補者名簿（様式３）により学長に推薦しなければならない。

２　前項の副査候補者のほかに、他の大学院研究科又は研究所等の教員等を加える場合は、当該副査候補者の研究歴を含む履歴書を添付しなければならない。

３　学長は研究科長から推薦のあった主査・副査候補者について、研究科委員会の議を経て主査及び副査を指名する。

４　指名された主査・副査がやむを得ない理由により審査を行うことができない場合は、研究科委員会の議を経て変更することができる。

（審査委員会）

第７条　研究科委員会は学位論文毎に審査委員会を組織する。

２　審査委員会は、前条第３号で指名された主査及び副査で構成する。

３　研究科長は、審査委員会を総括する。

（公開発表会）

第８条　研究科長は学位審査のため提出された学位論文についての公開発表会を開催しなければならない。

２　研究科長は、公開発表会の日程等を公開発表会日程通知（様式４）により学長に提出し、学位論文審査の申請者に通知するとともに、開催日の１週間前までに公示しなければならない。

３　審査委員は、公開発表会に出席するものとする。

（学位論文の審査）

第９条　審査委員会は論文の審査及び最終試験を行うものとする。

２　前項の最終試験は公開発表と兼ねて行うことができる。

（学位論文の審査及び最終試験の期限）
第10条　学位論文の審査及び最終試験の期限は、課程修了期となる２月中旬及びその翌期の８月中旬までに終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期限を延長することができる。

（学位論文の審査及び最終試験の報告）
第11条　主査は、学位論文の審査及び最終試験の結果を、論文審査及び最終試験の結果報告（様式５）により速やかに研究科委員会に報告しなければならない。

（学位論文の保管）
第12条　修士を授与した学位論文は、本学図書館に保管するものとする。

（改　廃）
第13条　この細則の改廃は、こども発達学研究科委員会の議によるものとする。

附　　則
１．この細則は、令和元年６月15日から施行する。
２．この細則は、令和３年４月１日から施行する。

様式１

学位論文審査願

年　　月　　日

学　　長　　殿

大学院修士課程　　専攻

申 請 者 氏 名　　㊞

北海道文教大学学位規程第５条の規定により、下記の論文に関係書類を添えて提出しますので審査願います。

記

論 文 題 目：

（　　）

※　論文題目を外国語で記述する場合は、和訳を（　　）内に併記すること。

指導教員氏名　　㊞

様式２

学位論文概要

年　　月　　日

学　　長　　殿

大学院修士課程　　専攻

申 請 者 氏 名　　㊞

北海道文教大学学位規程第５条の規定により、下記の論文に関係書類を添えて提出しますので審査願います。

記

論 文 題 目：

（　　）

※　論文題目を外国語で記述する場合は、和訳を（　　）内に併記すること。

概　　要

様式 3

主査・副査候補者名簿

年　　月　　日

学　　長　　殿

大学院修士課程　　専攻

研　究　科　長　　㊞

論文審査申請者	論文題目	主査・副査候補者氏名	備　　考
		主査 副査 副査	
		主査 副査 副査	
		主査 副査 副査	
		主査 副査 副査	
		主査 副査 副査	

本研究科の中から主査候補者 1 名、副査候補者 2 名以上とすること。
前項の副査候補者のほかに、他の大学院又は研究所等の教員等を加える場合は、備考欄に「他機関」と記入し研究歴を含む履歴書を添付すること。

様式 4

公開発表会日程通知

年　　月　　日

学　　長　　殿

大学院修士課程　　専攻

研　究　科　長　　㊞

論文審査申請者	論文題目	日　　時	場　　所

様式 5

論文審査及び最終試験の結果報告

年　　月　　日

学　　長　　殿

主　　査　　㊞
副　　査　　㊞
副　　査　　㊞

専　　攻

氏　　名

論 文 題 目：

判　　定	論文審査の結果	最終試験の結果

※　判定は「合格」又は「不合格」で記入すること。

審査年月日	論　文　審　査	最　終　試　験
	年　　月　　日から 年　　月　　日まで	年　　月　　日

※　審査期間は主査・副査の指名があった日以降提出期限までの期間とし、最終試験は論文審査最終日又はそれ以降とすること。

審 査 所 見	

※　審査所見は問題があった場合に記入し、問題がない場合は必要としない。

北海道文教大学大学院こども発達学研究科
学位論文作成要領

（平成28年２月24日　程　第１号）

（趣　旨）

第１　この要領は、学位規程及び学位論文に関する取扱細則に定めるもののほか、学位論文の取扱いに関し必要な事項を定める。

（学位論文）

第２　論文は、修士課程に１年以上在学し、所定の科目について30単位（「特別課題研究」６単位を含む）以上を修得見込み者が提出することができる。

（指導教員）

第３　指導教員は、本大学院の人材育成目的を達成するため、履修すべき選択必修科目を指導する。１年次前期末（定期試験完了を目処とする。秋季入学者は以下、半期の読替をする。）までに指導教員１名、必要のある場合は副指導教員１名を決め、その指導の下「特別課題研究」を履修・完成するものとする。但し、特別の事由があるときは、研究科委員会の承認を得て指導教員を変更することができる。変更の申請は毎学期の定期試験完了までに提出しなければならない。

（論文計画）

第４　指導教員と相談の上、１年次前期から計画し、１年次の後期に、「修士論文計画書（所定用紙）」を指導教員を経て、研究科委員長に届け出なければならない。

（論文計画の変更）

第５　特別の事由があるときは、計画及び課題のテーマを変更することができる。その変更申請は、研究科委員会の承認を必要とする。申請は毎学期末までとし、新たな「修士論文計画書（所定用紙）」を提出しなければならない。

（中間発表）

第６　学位論文の公開発表会のために中間発表を行わなければならない。中間発表の時期は課程修了年次の８月末日または５月末日（翌期の審査）までとし進捗状況を報告し、かつ指導を受けるものとし、その後の研究進展に役立てることとする。研究科委員会の判断によって再度の発表を要求される場合がある。

（最終発表）

第７　最終発表は課程の学力認定試験でもあり、これを行わなければならない。時期は課程修了期となる２月中旬又は８月中旬（翌期の審査）までとする。

（論文提出方法）

第８　提出論文の形式は「北海道文教大学研究紀要投稿要領」に準拠する。英文での執筆の場合、論文に日本語の要旨を加える。論文を提出後、公開発表会を受けなければならない。公開発表会においては、論文を説明し、審査委員の質問に答えなければならない。公開発表会の結果は研究科委員会に提出するものとする。

附　　則

この要領は、平成28年４月１日から施行する。

附　　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

修士論文計画書

年　　月　　日　　提出

学 籍 番 号		氏　　名	
①論文題目（論文題目を外国語で記述する場合は、和訳を〔　　〕内に併記すること。）			
〔　　〕			
②研究目的			
③研究内容と方法			
④研究計画			
指 導 教 員	㊞	副指導教員	（必要のある場合のみ）㊞

北海道文教大学大学院こども発達学研究科
修士論文の審査体制と認定・評価基準に関する申し合わせ

1　審査体制

「学位論文に関する取り扱い細則」第７条に基づき審査委員会を組織する。

2　認定・評価基準

こども発達学研究科は教育の実際に即した研究を通して、実践的能力の向上を計ることを目的としている。特にこどもの発達について、多様なニーズに対応し、幼児期、児童期の連続性を視野に収めて研究することを主たる課題としている。このため、必要な知見と方法は、教育学、心理学、特別支援教育学に及んでおり、修士論文は各分野の特性に基づいて評価し、本研究科の理念と目的に合致するかという観点から審査がなされる。

審査にあたっては、以下の基準によるものとする。

⑴　課題設定の適切性。先行研究の概括の上に、当該分野における課題の意義が明確にされていること。
⑵　調査・実験方法の適切性。課題を解明する上で、調査・実験が適切に計画され、実施されていること。その際、研究倫理上の配慮がなされていること。
⑶　論証・論述の適切性。調査・実験の結果の解釈や論証、及び結論に至る論述に、誤りや飛躍がなく妥当であること。
⑷　独創性。全体として一定の独創性があり、当該分野の研究もしくは教育実践に貢献するものであること。

3　中間発表会・公開発表会等について

審査委員会は、以下の項目について中間発表会、公開発表会（最終試験）における質疑応答を含めて修士論文を審査し、総合的に合否を判断する。

⑴　主査教員と副査教員の査読
①　研究の意義や目的を十分に理解して明確に記述されているか。
②　論文完成までの過程において、適切な研究方法、論証方法を採用して具体的な分析・考察がなされているか。
③　論文の構成が適切で、読みやすく記述されているか。
④　文献の引用や学内外における調査が必要とされるテーマについては、その文献解読や調査研究に必要となる知識と能力が十分なレベルに達しているか。

⑵　中間発表会
①　発表態度、言語表現が適切であるか。
②　修士論文研究の意義や目的を正しく理解し、論文作成に当たっての問題意識が明確であるか。
③　設定したテーマに関するこれまでの成果について正しく理解しているか。
④　論文完成までの計画について、具体的に表示できたか。

⑶　公開発表会（最終試験）・口頭試問
①　研究の意義や目的を正しく十分に理解しているか。
②　限られた時間内に適切に伝え、結果を分かりやすく表現できたか。
③　質問に対して適切かつ正確に応答できたか。
④　結果に至るまでの過程を十分に理解しているか。
⑤　結果に対する考察を論理的かつ明快に表明できたか。

⑷　審査委員会（最終合否判断）
①　修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。
②　設定したテーマの研究について、問題を的確に把握し、適切な研究方法、調査方法を採用しているか。
③　論文の記述（本文、図表、引用、文献など）が適切で、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になって

いるか。
④　論文が理論的見地または実証的見地から見て、独自の価値を有するものとなっているか。
以上を主査が記録し、研究科内で保管するものとする。

附　則　この申し合わせは、令和元年12月４日より適用する。
附　則　この申し合わせは、令和３年４月１日より適用する。